

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年12月 4日午前10時00分			議長	金澤克仁
	散会	令和5年12月 4日午後 5時10分			議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	○
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○
	5	根岸裕美子	○	17	染谷和博	○
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○
	8	関川翔	○	20	結城繁	○
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中	村	修								
教	育	長	伊	藤	哲							
総	務	部	長	鈴	木	文	江					
政	策	推	進	部	長	齋	藤	嘉	彦			
財	政	部	長	田	中	英	樹					
福	祉	部	長	彦	坂	哲						
健	康	増	進	部	長	渡	来	真	一			
ま	ち	づ	く	り	振	興	部	長	野	口	昇	
建	設	部	長	前	野	拓						
都	市	整	備	部	長	浅	野	和	生			
教	育	部	長	井	橋	貞	夫					
消	防	部	長	岡	田	直	紀					
総	務	部	次	長	齊	藤	理	昭				
会	計	管	理	者	石	塚	幸	夫				
教	育	次	長	森	川	和	典					
魅	力	と	り	で	発	信	課	長	立	野	啓	司
子	育	て	支	援	課	長	佐	藤	睦	子		
国	保	年	金	課	長	関	口	勝	己			
環	境	対	策	課	長	印	藤	智	徳			
管	理	課	長	飯	竹	永	昌					
道	路	建	設	課	長	榎	根	本	嗣	郎		
排	水	対	策	課	長	飯	塚	稔				
都	市	計	画	課	長	大	久	保	益	雄		
中	心	市	街	地	整	備	課	長	中	村	有	幸
区	画	整	理	課	長	稲	葉	克	彦			
保	健	給	食	課	長	大	野	篤	彦			
指	導	課	長	丸	山	信	彦					
子	ど	も	青	少	年	課	長	長	塚	逸	人	
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	豊	島	寿		
子	育	て	支	援	課	副	参	事	松	崎	智	幸

環境政策室長  
管理課副参事  
排水対策課副参事  
都市政策推進室長

大隅正勝  
山田哲也  
仁杉繁隆  
中村大地

速報版 ● 未校正

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月4日（月）午前10時開議

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ① 根岸裕美子 議員
  - ② 細谷 典男 議員
  - ③ 関戸 勇 議員
  - ④ 遠山智恵子 議員
  - ⑤ 岩澤 信 議員
  - ⑥ 赤羽 直一 議員
  - ⑦ 齋藤 久代 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
- ②細谷 典男 議員
- ③関戸 勇 議員
- ④遠山智恵子 議員
- ⑤岩澤 信 議員
- ⑥赤羽 直一 議員
- ⑦齋藤 久代 議員

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 23 名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

赤羽直一君から、所用のため遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔5 番 根岸裕美子君登壇〕

○5 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。5 年ぶりに体調を崩しまして、一般質問——最後の一般質問できるかどうか不安だったんですけれども、何とかここに立つことができました。ほっとしております。では早速、通告に従いまして一般質問させていただきます。まず最初に、コミュニティバス——コミュニティバス緊急ルート・ダイヤ改正と地域公共交通計画策定について、伺ってまいります。このところ、全国でバスの減便や廃止がニュースになっており、2024 年問題といわれています。先日、関東鉄道も 12 月 20 日よりルート・ダイヤ改正するとのニュースが流れ、取手市もその余波を受けます。9 月議会の私の一般質問にて、コミュニティバスのルート・ダイヤ改正は、地域公共交通計画策定後になると答弁をいただいたところでしたが、11 月 7 日建設経済委員会で、関東鉄道の深刻な運転手不足により、令和 6 年 4 月 1 日より、コミュニティバスのルート・ダイヤ改正をせざるを得ない状況だという報告がなされました。コミュニティバスの緊急ルート・ダイヤ改正に至った経緯をお伺いします。

〔5 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） おはようございます。それでは、ただいまの根岸議員の御質問に答弁申し上げます。先日の11月7日に開催された建設経済常任委員会での報告をはじめといたしまして、コミュニティバスルート・ダイヤの令和6年4月1日改正に向けた検討の着手につきまして、議会の皆様にお伝えをさせていただいたところでございますが、改めまして、このルート・ダイヤ改正の経緯などについてお話しさせていただきたいと思っております。昨今、ニュース等でも報じられておりますように、全国で運転手不足を理由として、バスの減便や路線廃止が相次いでおります。これは2024年4月1日に働き方改革関連法のバス運転手に関する猶予期間が終了し、併せて運転手の労働時間等の基準が改正されることによりまして、拘束時間の制限等が厳しくなり、バスの運行にこれまで以上に運転手の人数が必要となることで、既存のルート・ダイヤを維持できなくなる——いわゆる2024年問題が要因となっているものでございます。この取手市におきましても、この2024年問題の影響は避けられず、運転手不足の中で取手市コミュニティバスを4月1日以降も維持していくためには、バス運転手に適用される1日の拘束時間の上限等に合わせて、運行時間の短縮を行わざるを得ない状況となっております。この2024年問題は、コミュニティバスのみならず、当然、路線バスにも大きな影響がございまして、つい先日の11月21日付で、関東鉄道から、路線バス減便を12月20日に行う旨の発表があったところでございます。詳細につきましては、民間企業の事業に関することとございまして、この場で事業者に先駆けて申し上げることはできませんけれども、4月1日に向けて、減便と一部路線廃止が避けられない状況ということを伺っております。このように、現在、バスの緊急事態ともいえる状況となっておりますが、その中でも、なるべく市民生活への影響を小さくするために、現在、コミュニティバスのルート・ダイヤの効率化に資する改正案の作成について、運行事業者の協力の下、取り組んでいるところでございます。そのようなところから、今回は運転手不足を原因とする緊急的なルート・ダイヤ改正ということになりますが、公共交通の存続のために、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 今ご報告あった内容といいますのは、市民に対しどのように発信されておりますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。今現在、市民全体へ周知する段階には至っておりません。今月中旬に開催される取手市地域公共交通会議という法定会議——交通の有識者で組織される会議において、改正案について御承認がいただけましたら、できるだけ早く広報やホームページ、それから各種窓口で周知に入りたいと考えているところです。これまでコミュニティバスのルート・ダイヤ改正は6回行ってお

りまして、今回が7回目の改正となります。これまでの改正におきましては、おおむね1年ほどかけて、十分に周知、御意見を聴きながら進めてきたところでございますが、今回は緊急的な改正というところで非常に厳しいスケジュールとなっております。しかしながら、市民の生活に混乱を招かないように周知に努めてまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 決定したこと、確定したことが少ない状態での情報発信は、混乱を招くというお考えかもしれないんですけども、反対に、ソフトランディングするために、基本情報や方向性は早急に情報発信する必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えします。非常に厳しいスケジュールとなっておりますが、その中でも段階的な周知方法を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 12月1日の広報とりでのほうに、12月13日に公聴会を開催するという御報告というか、案内があったと思うんですけども、そちらの御説明をちょっとお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） 公聴会につきましては、10月1日付で道路運送法のほうが改正されまして、ルートを変更したり料金に影響するような場合、公聴会等の手続をしなければならないというふうに急遽改正になりまして、それに対応した措置になります。今回は、実際料金の変更は考えておりませんので、それについて、いいのかどうかというのを伺うような場となっております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 分かりました。9月議会で申し上げたとおり、とりで生活者ネットワークではコミュニティバスについて調査研究するチーム活動を行っています。現状のコミュニティバスの重要課題と捉えていることについて、一例を説明申し上げたいと思います。資料をお願いします。

〔5番 根岸裕美子君資料を示す〕

○5番（根岸裕美子君） ちょっと写真が暗いので見づらいんですけども、実際にルートに沿った時刻表を、足で調べながら地図落としをしたところです。桜が丘——こちらが桜が丘の地図で、こちらが井野団地の周辺になります。そしてこちらが紫水の周辺になっています。実際、民間・コミバスを合わせた本数を比較してみました。左側が紫水方面から藤代駅への時刻表になります。こちらを見ると、朝晩しかほとんどなくて、しかも5時台のところ为上りも下りも赤字になっているんですけども、これは民間バスとコミュニティバスが同じルートを通っているということになります。右側のほうが、今度は取手駅・井野団地のところなんですけれども、見ていただければ一目瞭然で、関鉄のバスは相当走っていますし、コミュニティバスも2本走っています。ですが、こちらのコミュニテ



ィバスのほうはそれぞれルートが違いますので、ちょっと紫水のほうとは事情が異なっているということです。

さらにアクセス比較ということでやってみました。取手市役所まで公共交通機関を使っていくのを、紫水一丁目の方と、取手——戸頭七丁目の方で比べています。まず紫水一丁目の方が取手市役所まで行くのに11時3分に出発します。なぜこんな時間なのかといいますと、11時5分のコミバスに乗るためにこの時間に出発になるんですけれども、この一本前のバスになると7時18分発なんですね。で、8時前に取手市役所に着いてしまうということなので、普通の方だったら朝7時台で市役所に行くというのはなかなかないと思いますので、これを選択しています。で、コミバスで藤代駅に出て、藤代駅から取手駅で、常総線を使って寺原駅まで行って取手市役所までということで、所要時間は1時間1分、乗車時間は29分で、料金は合わせて500円かかっています。帰りを今度見てみます。帰りは——見ていただくと、3時頃に出発することになってるんですね。なんで2時——12時に到着して3時までになってしまうかといいますと、下のほうに16時20分発の関東鉄道バス、これでしか紫水のほうに帰っていけないんですね。これに合わせて取手市役所を出発すると14時59分発ということになります。一方、戸頭七丁目のほうから出発しますと、10時7分のコミバスに乗って戸頭駅に出ます。戸頭駅から常総線に乗って寺原駅、そうすると36分の所要で、乗車時間は16分で済みます。380円で行けるんですけれども、ただしコミバスで150円だけでも1本でも行けるんですね。でも所要時間は1時間3分かかることになっています。戸頭七丁目まで——今度帰りなんですけれども、帰りが12時27分発で、その次がちょっと間違っまして11時3分と書いてあるんですけれども、13時6分の間違いです。徒歩8分で寺原駅に出て、今度は常総線で稲戸井駅に降り立ちます。稲戸井駅からコミバスに乗って自宅近くの戸頭公園——公園前停留所までということで、39分の所要時間ということになっています。

このように調査した結果、私たちが考える現状のコミュニティバスの課題は、1つ目が便数が極端に少ない地域があること。2つ目が、ルートが複雑で分かりづらいこと。それから、3つ目がほかの公共交通との連携がうまくいっていないこと。4つ目、民間バスとルートがかぶっているルートがあり、民間事業を圧迫しているおそれがあるということでした。これを踏まえて、担当課が現状捉えているコミュニティバス運行の課題についてお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。まずは、細かい調査、お疲れさまでした、ありがとうございます。コミュニティバスの課題はやっぱり様々ございまして、まず何とも最大の課題としましては、限りある財源等の制約の中、現行の車両台数でカバーできるエリアに限界があるということでございます。これによると、あと併せて、これまでなるべく広い地域や多くの公共施設をカバーしようとして、結果1ルート当たりの走行距離が長くなり、場所によっては便数があまり確保できなかったり、少し複雑なルート設定で車両を回さざるを得なかったりなど、使い勝手に影響が出てる部分というのは大きくあると思っております。また、鉄道や他の路線バスとの重複区間があると

いう問題点も認識しております。なるべく市内を網羅しながら需要のある目的地を結ぼうとすると、ある程度の重複は仕方ない部分があります。しかしながら、既存の公共交通機関への圧迫だけではなく、今回の2024問題により表面化した深刻な運転手不足の問題により、やはりルートの上なる効率化は必要でありまして、その中で路線バスをはじめとする他の公共交通との重複をなるべく回避して連携の強化を図っていくことは、コミュニティバスにとっても、他の交通機関にとっても、維持・存続を図る上で大事な観点だと思っております。これまでコミュニティバスというのは、それに乗れば行きたいところに行けるみたいな形で考えている部分もありましたが、今後、一例としましては、支線と幹線としてみたいな考え方とか、あとは各種交通機関乗り継ぎによって行ける、こういったことも一つの案として考えなければならぬとは考えております。そのほかにも利用者負担の在り方や利用促進策など、持続可能性を踏まえた収支の面での課題などもございますが、そのようなもろもろの課題について、今後予定されている地域公共交通計画の策定の中で整理していきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 今回、先ほどのアクセス比較ですとかつくるときに、物すごく大変だったんですね。パズルみたいで、いろんなルートがあつたりとかというところがあつて、すごく複雑だと思っております。今回は緊急とはいえ、その課題の解決につながるような、ちょっと整理されたようなルート変更になるように伺っています。現状の課題に加え、先ほどおっしゃっていましたが、運転手不足というのが今後重くのしかかってくるわけですが、それを踏まえ、どのように地域公共交通計画を策定するかということが重要かと思っております。難しい課題ですが、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。先日11月7日の建設経済委員会でも、実態把握と住民説明が重要であるという意見が出ていました。計画策定においては、市民要望ではなく、現状把握と今後の見通しをどう立てるかがとても重要です。現時点で現状把握、実態調査の方法は検討をされていますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。地域交通——公共交通計画の策定における現状の把握の方法としましては、日常における移動実態や公共交通の利用状況を把握するための市民アンケート、それから公共交通の利用者アンケート、さらに交通事業者等の関係者ヒアリングや各種送迎バスの実態——送迎サービスの実態把握などを想定してるところです。これらはニーズ調査と一体的に行うものですが、なるべく現状をつかめるよう、アンケートの項目や聞き取り内容を検討してまいりたいと思っております。さらには公共交通機関への乗り込み調査なども実施していきたいなど考えてるところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 分かりました。もうちょっと踏み込んだ形で——というか、また今後具体的になってくるとは思うんですけども。先ほど幾つか課題を挙げていただきましたが、もう一つ忘れてならないのが、市民の意識改革というところでと考えております。9月議会でお伝えしたアンケート——私たちが実施したアンケート調査によりますと、現

在、車を使用できている市民は、将来の移動手段について漠然と不安を抱いているものの、コミュニティバスを含めた公共交通の現状を理解していない方が多いことが分かってます。利用したい全員の使い勝手をよくすることは不可能です。しかし、市民にも使うことで維持するという意識を持っていただく必要があります。そのためには、丁寧な説明を繰り返して行政と市民の共通理解を構築していくことが、公共交通再編を成功させるために必ず必要であると考えます。公共交通再編を成功させるために市民との対話が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員おっしゃいますとおり、公共交通が置かれている現状を理解していただいた上で市民の御意見を集約していくこと、これは非常に重要だと考えております。特に路線バスをはじめとする、ほかの交通機関の役割分担を明確に整理して、重複をできるだけ回避し、連携による交通網を立てていくことが、コミュニティバスにとっても、ほかの交通機関にとっても維持・存続を図る上で欠かせない考え方であるということを理解していただくこと、これが重要だと考えております。情報発信や意見交換の具体的な方法は今後の検討課題とはなりますけれども、公共交通の再編に向けて、しっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 様々なことがドラスティックに変わっていきます。今までのように、石橋をたたいて進む、できる限り完成度を上げることに時間をかける、そういうことをしているいとまはないと思います。走りながら整えていくスピード感が大事です。緊急ルート・ダイヤ改正を、ピンチではなく、逆にチャンスと捉え進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、この質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

続きまして、双葉地区内水害対策について伺ってまいります。まず、双葉地区内の流水分析と排水についてというところなんですけれども、双葉地区の内水被害対策に9月補正予算で当面の対策を打ったものの、まだまだ継続的に取り組まねばなりません。双葉内水被害対策の課題は主に4点あると考えております。1つ目、勘兵エ堀漏水問題。2つ目、小貝川への排水能力問題。3つ目、ゲリラ豪雨対策。4つ目、停電時の排水問題です。1つ目の勘兵エ漏水問題に関しては、かさ上げ工事が始まります。2つ目については、排水機場の改修支援等を国県に要望したところです。本日は、3番目と4番目について取り上げたいと思います。資料をお願いします。

〔5番 根岸裕美子君資料を示す〕

○5番（根岸裕美子君） こちらの図を御覧いただきたいんですけれども、双葉地内では、降った雨が一丁目・二丁目の境の一番地盤が低いところに集まり、緑道下に流れるんですね。真ん中の青い線がそうなってます。そこから第一ポンプ場に行って、第一ポンプ場から大夫落用水路へ排出されます。ゲリラ豪雨だと何が起こるかといいますと、短時間集中するとポンプ場へ水が流れていく前に、地盤が一番低いところの水かさが増します。こちらを見ていただきますと、これ国土地理院のデータを使ってつくったんですけれども、双

葉地内——双葉地区内の高低差の地図になります。真ん中の窪んでいるところが一・二丁目の境の道路付近になります。ここがとにかく一番低くなっちゃってるんですね。ゲリラ豪雨の場合、たとえポンプ場の機能を上げたとしても、ここに急激に水が一丁目・二丁目に集中して、ポンプ排出する前に住宅浸水が発生するおそれがあります。ゲリラ豪雨対策のためには、地区内の雨水が一丁目・二丁目境に水がたまる時間を遅らせる必要があります。ここを理解しておかないと、双葉地区内の内水被害を繰り返すことになります。こちらが2018年7月11日深夜から7月12日にかけてのゲリラ豪雨の雨量の結果なんですけれども、これを見ると、黄色い——下のグラフの黄色い棒線のところが小浮気の観測のところで、24時に降ったのが54ミリというところなんです。この時は、双葉一丁目・二丁目の先ほど示した道路付近で床上浸水が発生しました。浸水のため——深夜だったため、1階で就寝中の高齢女性が、枕元まで水が来るまで気づかなかったという事態が実は発生しております。発生時刻によっては本当に命の危険があるということです。双葉地区への流入を防ぐ、小貝川への排出能力を上げるとともに、一・二丁目境に水がたまる時間を稼ぐ必要がある、この点は認識していただきましたでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、根岸議員の御質問にお答えいたします。市では30年以上前から、双葉地区の内水排除のため、2か所の排水ポンプ場の整備並びに都市排水路を整備したほか、双葉地区内の開発当時に設置された断面の小さい道路側溝を、効率よく雨水排水を流すため大きな断面を有する側溝に入れ替えるなど、数多くの雨水対策を講じてまいりました。議員より今、図面等でもお示しいただきましたけれども、双葉一丁目と二丁目の境におきましては、道路冠水が発生する要因といたしまして、双葉地区内の中でも当該箇所は地盤の高さが低いということと、この低さの件なんですけれども、国土地理院でいろいろ図面のほうを確認いたしますと、昭和43年当時の地盤の高さと今現在の地盤の高さを比較いたしますと、約——双葉一丁目・二丁目の境目の辺りで、1.3メートルほど地盤のほう下がっているようでございます。そういった地盤的な要因もございまして、また多くの排水側溝の排水勾配が当該の方向に向いているという点もございまして、雨水排水が——雨水が集まることで道路冠水が発生しやすい状況であるということが考えられます。当該箇所におきまして、降雨の状況により道路冠水が発生していることは市でも把握しております。令和6年4月1日から運用を開始する浸水検知センサー、こちらを双葉一丁目と二丁目の境目に設置する予定となっております。このセンサーの設置により、道路冠水の発生状況を早い段階で市で把握できるようになります。早く把握できることになることにより、通行止めの措置や土のうの設置等、迅速な対応が行えるようになるというところで、減災に向けた効果的な対策につながるというふうに考えております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 道路冠水がしがちなところであるということは御理解いただいているということなんですけれども、道路冠水というか、床下・床上浸水が頻繁に起こっているところをもうちょっと強調させていただきたいと思います。先ほどお見せしたのは2018年の7月11日深夜からのデータなんですけれども、2021年の7月11日にも、やはり夕方物すごい雨が降りまして、このときは取手市内全体で床上・床下浸水の被害が出たところだったんですけれども、さらに、このときは第一ポンプ場の——停電によって第一ポンプ場の非常用電源が動かなくて、さらに被害が出てしまったということもあったんですけれども、とにかく、これからもっと降り方というのは緩くなるということは考えられないので、ひどくなる方向だと思しますので、深刻に受け止めていただきたいと思います。6月の災害時に、可搬式ポンプを使用して双葉三丁目側から二丁目側に流すという作業もなされていまして。それが最終的な被害結果に影響したわけではないんですけれども、一時的に既に床上浸水している一丁目・二丁目付近の水かさを上げてしまう行為につながっていたということは、認識しなければなりません。また第二ポンプ場は非常用電源が現在ありませんので、今後もし第二ポンプ場が停電などで稼働しなかった場合は、三丁目にたまった雨水は、二丁目側ではなくて、団地の外側へ排出する方法を取ることを関係者の皆様の共通認識としていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、この一・二丁目境に発生する浸水被害対策について考えてまいります。とにかくゲリラ豪雨、短時間で大量の雨が降った場合を考えてください。一丁目・二丁目境に水がたまらないようにする、あるいは、たまるまでの時間を稼ぐにはどうしたらよいか。まず考えられるのは調整池、また地下貯水槽などを設置することかと考えております。資料お願ひします。

〔5番 根岸裕美子君資料を示す〕

○5番（根岸裕美子君） 例えば、この地図の——地図下側の緑道の外側に調整池を配置すると、どのように作用すると思われませんか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいま根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。豪雨時の浸水被害対策として、調整池や地下貯留槽を設置してはという御質疑でございませぬけれども……

○議長（金澤克仁君） 飯塚課長、「質問」ですね。

○排水対策課長（飯塚 稔君） （続）すみません、質問です——すみません。国土交通省で進めている流域治水の考え方からすると、雨水貯留施設は流域全体からの雨水流出抑制になり、放流先の排水路の負担軽減にはなるとは思いますが、双葉地区内のゲリラ豪雨による冠水被害が軽減されるかについては不明でございます。また、当該地区周辺には水田が広がっており、小貝川や牛久沼が至近に位置していることから、地区の地層は主に粘土やシルトのような微細な粒子に富んだ軟らかい土層によって構成され、盛土や構造物の安定、地下に影響を与えるおそれがある地盤となっております。過去に実施した地質調査に

よりますと、場所によっては、地下水が地表から約 40 センチメートルから 80 センチメートルの下に位置しているという調査結果からも、当該地区は地下水位が高い状況であることを確認しております。軟弱地盤を掘削して調整池を築造する際には、軟弱地盤であるために地盤改良を施す必要があるほか、施工区域内に地下水が流入しないよう、大がかりな遮水対策を講じる必要があります。さらに隣接地の方に対する調整池の築造に対する理解であったり、その土地の所有者からの同意形成は不可欠となっております。いずれにしましても、先ほど部長からの答弁がありましたように、令和 6 年 4 月 1 日からの運用を予定しております浸水検知センサーの設置によりまして、道路冠水と雨量の相関性を把握できることが期待されておりますことから、センサーからの情報を蓄積し、効果的な取組について慎重に精査してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5 番（根岸裕美子君） データの蓄積というところなんですけども、ちょっと遅きに失しているのかなと指摘しておきます。調整池のほかにも、一丁目・二丁目境の筋だけではなくて、他の筋の管も太くするですとか、管に流量制限をかけるなど考えられる方法はあると思います。非常に難しい課題ですけれども、このままでは本当に命の危険が回避されませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。この件は以上です。ありがとうございました。

最後に、民間の福祉施設の監査状況について、伺ってまいります。全国の保育施設——保育施設や福祉事業所での虐待や暴力行為、死亡事件など、本来あってはならないことが報告されています。人手不足や低賃金労働が常態化している中、取手市でも事件事故にはなっていないものの、その兆候が全くないとは言い切れない状況と考えます。公共施設はもちろんですが、民間の福祉施設についてどのように管理監督を行っているか、お伺いします。取手市に所在する保育所、介護事業所、障がい者施設などは、いずれも県が認可し、県に管理監督責任があるわけですが、施設立地自治体として利用者の安全安心、ひいては労働者の安全安心の確保にどのように寄与できるかという観点で質問してまいります。福祉部所管の民間施設についての監査状況についてお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 遅参届のありました赤羽直一君が出席いたしました。

答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） それでは、ただいまの根岸議員の御質問に答弁いたします。民間福祉施設の、いわゆる監査といわれるような状況についての御質問とのことですが、福祉部所管の民間福祉施設は、高齢者福祉施設、障がい児・障がい者の福祉施設、また保育施設など多くの施設がございます。高齢福祉課所管の施設が 66 か所、障害福祉課所管の施設が 86 か所、子育て支援課所管の施設が 36 か所となっております。かつ許認可権や監査権は、施設によって、茨城県であったり取手市であったりなど多岐にわたります。そのため、全体的な事項についてお答えさせていただきます。民間福祉施設においては、関係法令等に基づく指導監査や実地指導などが行われております。実施頻度は、毎年の実施であ

ったり、数年に一度の実施など根拠法令等により様々です。監査や指導におきましては、人員基準や施設の設置基準及び運営基準に関することなどのほか、サービス提供に伴う請求に関する事など、施設の運営状況全般について確認とチェックを行っております。書類による確認のほか、必要に応じて現地での確認も実施しています。監査や実地指導における改善が必要な点が見受けられた場合には、必要に応じて口頭指導や文書による指導が行われ、改善報告書の提出などにより対応しております。また、指導は全ての福祉サービス事業者等を対象としている中で、特に指定管理事業者が管理する施設におきましては、通常行う実地指導等のほかに年度終了後、指定管理事業者より当該年度の実績報告書を御提出いただき、内容を確認し、評価をしています。評価項目については、事業収支、施設環境の安全確保、サービス提供実績、利用者アンケート等総合的に確認するほか、管理運営評価として年1回現地で実地確認も行っています。なお、事業実績や利用者アンケートの内容によっては、状況を確認し、業務改善に対する検討をお願いする、こういったこともございます。このように、民間福祉施設及び指定管理対象となっている施設においては、様々な形で監査や指導等を実施しております。これにより適切な運営を保ち、福祉サービスの向上に努めております。以上です。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） ありがとうございます。では、さらに民間保育所・認定こども園・幼稚園といった保育施設について、項目を少し絞って質問してまいります。まず避難訓練については、どのような観点で監査していますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子育て支援課副参事、松崎智幸君。

○子育て支援課副参事（松崎智幸君） ただいまの根岸議員の御質問に御答弁させていただきたいと思います。保育施設につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、訓練を少なくとも月1回以上は行わなくてはならないとされております。さらに、今年度からは安全計画の策定も義務づけられております。1年の——1年分の計画を策定するよう義務づけられております。ただしこちらにつきましては、公立の保育所につきましては、避難訓練の状況は現場で事務局のほうで確認をできておりますが、ただし民間の施設31施設につきましては書面上の確認となっております。万一、不適切な状況が確認できた場合には、指導の徹底をしていきたいと考えております。以上になります。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） それでは次に、配食——給食についてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課副参事、松崎智幸君。

○子育て支援課副参事（松崎智幸君） ただいまの根岸議員の御質問に答弁させていただきたいと思います。保育施設における配食・給食に関しては、教育保育施設等における事故防止及び事故発生時に対応するための国からガイドラインが示されております。それを参考に提供するよう各施設のほうに通達をしております。福祉施設等における誤嚥事故や保育——すみません、失礼しました。保育施設等における誤嚥事故や発達段階にそぐわな

い食品・食材の提供などが無いよう、ガイドラインを周知徹底するよう通達も発出されており、各保育施設で周知しております。ただし、こちらにも常に施設を直接監査しているわけではないので、献立表や調理方法で留意している点などで確認を行っている次第であります。以上になります。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） では次、勤務実態はどのように監査されていますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課副参事、松崎智幸君。

○子育て支援課副参事（松崎智幸君） ただいまの根岸議員の御質問に御答弁させていただきます。民間施設の勤務状況につきましては、各施設の就業規則、労働協定、それから給与、そして休暇制度、研修、会議内容、健康状況の実施状況など、多岐にわたり、毎年、検査——監査を確認しております。以上になります。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 分かりました。保育施設として監査対象施設が31施設あるということで、平均すると1か月に3か所になるかと思えます。基本は事前通告で書類審査がほとんどだと思うんですけども、事故報道されている施設なども、基本はやはり事前の通告で書類確認というのが通常だと思うんですね、基本は同じだと思います。それと、この事前通告・書類審査のみでは、現実としては問題を発見するというのが難しいということになると思います。様々な事件の背景には、労働条件の厳しさや、やりがい搾取な働き方が背景にあると考えます。私もいろんな方からお話を伺うんですけども、大半の労働者は、やはり雇用者に対して弱い立場であり、改善を求めたり、しかるべきところへ訴えたりということができずにいます。事前通告・書類審査では捉えることのできない、待遇や職場環境の実態を把握できるような調査等を行っているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） すみません。先ほどの部長答弁の中でありました、監査施設の36か所と、ただいま松崎副参事のほうでお答えさせていただきました避難訓練の31か所、そちらには監査の件数と避難訓練の件数に違いがございますので、そちらについては御了承いただきたいと思えます。

○議長（金澤克仁君） 続けて答弁、お願いします。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 続けて、アンケート調査の実施について、私のほうからお答えさせていただきます。今年度は子育て支援課におきまして、6月29日付で民間保育施設長に保育士確保についてのアンケートを、民間施設の保育従事者には保育士環境支援に関するアンケートを実施いたしまして、現場の声と保育行政の要望をいただきました。このアンケートにつきましては、施設長8名、保育従事者58名より貴重な御意見をいただき、集計結果を各施設へ共有いたしました。このようなアンケートを実施することで、通常の監査などでは分からない、現場の声、生の声を捉えることができ、保育の安全性と質を確保・向上させることに役立っていると感じております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。



○5番（根岸裕美子君） 保育施設に対してはアンケート調査を行っているということなんです。ただ、先ほどおっしゃられた子育て支援課の担当36のうち——公共施設が4施設あるので残り32と換算すると、そのうちの施設長から返ってきた回答が8件、保育士からは58件と、ちょっと少ないのかなという印象です。もし、その施設長8以外の方が——施設長——8以外の施設で、例えばその施設長が保育士に対してそのアンケート調査をお願いしなかったら、そのこと自体も、保育士自体はアンケート調査されてるということも分からない状況なのかもしれないと思います。なので、そういったところもちょっと視点を変えてアンケート調査のほうをしっかりとさせていただきたいなと思っています。それで、保育施設のほうはそういう形で進んでいると思うんですけども、介護施設・障がい者施設ではそのような調査がなされていないと認識しております。現在、第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画策定に伴う調査がなされています。事業所に対してと利用者に対しての調査はあるんですけども、労働者への調査というのはなされていないと思っています。働く人がいなければ、サービス残業——サービス提供ができず事業が成り立ちません。今後、介護施設・障がい者施設に関しても調査等の実施を検討いただきたいと思いますと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁いたします。働く人の待遇や職場環境の実態を把握するために様々な調査、そのほか実態把握をしてほしいというような意味での御質問だと思います。先ほど申し上げたように、福祉施設の監査等につきましては、各種法令等に基づき、サービスの質の確保そして給付の適正化、こちらを主な目的としております。現場で働く労働者の方を守るという意味合いよりは、サービスを利用する利用者のため、こちらについて行われているというふうに我々考えております。そのため、御質問の要旨である、働く人の待遇、職場環境の実態把握に関しましては、行政に関する行為としましては、労働基準法第101条に基づき、労働基準監督官が行う臨検監督、いわゆる立入検査、これが質問の要旨には近いのかなと思っています。この臨検監督におきましては、労働時間や残業代未払いなどの調査、職場の安全衛生の調査、労働保険の申告の適正性の調査が行われ、就業規則、三六協定などもチェックされます。なお御存じのとおり、この臨検を含む労働基準法に基づく事項は労働基準監督署が行います。そのため、各担当課におきましても、現場で働く方から労働条件等に関する御相談をいただいた場合には、併せて労働基準監督署へも相談を行っていただくようアドバイスのほうをしております。引き続きまして、今後も市が行うべき指導や監査につきましては、働く人の待遇や職場環境の向上にもつながるよう適切に実施してまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 働く人の待遇、職場環境などについては労働基準監督署の所管であり、市でできることは限りがあるということなんですけれども、ただ、やはり一番現場に近くにある行政機関として、先ほど保育施設のほうでも御報告いただいたアンケート調査などを大いに活用していただいて——いただきたいと思いますと考えております。そういったこ

とを踏まえて——実態調査などを踏まえて、県・国への処遇改善要望などというのは、これまで行ってきたのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 御質問にお答えいたします。施設的环境や働く人の処遇に関して、県や国に対して要望などを出しているかという御質問ですが、これまで——出し方にもよりますけれども、例えば国・県への事業の要望書ですとか、事務レベルでの打合せ、協議、会議などにおいて、要望であったり情報共有という形で出していることはやっております。各種法令に基づきまして実施される監査、こちらが最終的に——というか、結果的に労働条件の改善につながっていると、こういう事例のほうも実はございまして、例えば、各施設の監査等におきましては職場環境や職員の体制などを確認いたします。このような中で、人員に関することについて、職員の勤務表や資格、雇用契約、就業規則など、こういったところを確認し、結果として、——また、そのほかに定款や事業所の指定申請、個別支援計画、ケース記録、苦情対応マニュアルなど、いろいろなものを確認した結果、サービスの運営基準において定められた人員が配置されていない。こういう状況が例えばあったとしますと、ここが是正されれば利用者のサービスも向上しますし、また働いていた方々の環境も改善するというような形で、要望を国・県に出して回ってきて、結果改善するのではなく、我々が通常行っている監査指導等の中で働く方の職場環境の改善につながる、こういう事例もあるというところがございます。そのほか、市のほうで実施している監査等におきましては、チェックすべき事項が多岐にわたっているため、職員の知識・技術の向上が不可欠となっております。こういったことにつきまして、事前準備や課内での研修は実施しておりますが、そのほか県が実施する研修会に参加したり、また県職員による派遣指導なども受けています。こういった研修会や派遣指導の内容について県のほうに要望を伝えると、こういったことは行っておりまして、今後も引き続き、国や県と連携しながら施設のサービス向上はもちろんのこと、働く方の待遇や処遇、そういったことへの改善につながるように、しっかりと事業のほうを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） せっかく取った先ほどのアンケート調査というのは、今後どういうふうを活用していくのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課副参事、松崎智幸君。

○子育て支援課副参事（松崎智幸君） ただいまの根岸議員の御質問に御答弁をさせていただきます。今回のアンケートでは処遇改善を求める声が多くありました。保育士不足解消のためにも処遇改善を実施するよう、近隣市町村とも協力して、県とのヒアリングの際に伝えるなど、現状を県にも把握してもらおうよう努めてまいりたいと思っております。以上になります。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。最後になりますけれども、より監査の精度を上げ、利用者また働く人へのより安全安心な環境提供に寄与する

ために、現在各担当課で行っている監査業務を、監査室を別に設置し専門的に扱うべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 民間福祉施設等の監査を実施するために、専門の監査室の設置を検討しないかと、こういった御質問です。さきの御答弁でもお話しいたしましたが、指導や監督・監査の権限につきましては、事業所としての指定や許認可についての権限を有する行政機関が行うこととなります。多くの事業所・法人について権限を有する茨城県におきましては、現在、福祉部福祉政策課の中に福祉監査室を設置いたしまして、福祉監査官がその業務に当たっていると認識しています。市におきまして監査等を実施するに当たりましては、施設の状況やその運営制度、こういったものを熟知していないと、チェックや確認を行うことはできないことから、現状におきましては、担当課において担当者が処理することが効率的にも優れている状況であると、このように今は考えております。取手市の規模感や組織・人員体制において、監査のみを専門に行う監査室を設置することは、先ほど申し上げましたように効率の面からも現実的ではないと考えておりますので、監査のみを業務とする監査室を設置する予定は現在のところございません。以上です。

○議長（金澤克仁君） 根岸裕美子さん。

○5番（根岸裕美子君） 今現在は検討はしていないということです。福祉部の優先事項は、こども政策室の立ち上げであると理解しております。しかし、この「こどもまんなか」社会というのを実現するためには、まず子どもを守り育てる大人こそが、幸せや生きがいを実感できる人生を送れるかどうかにかかっていると考えています。日本は企業や組織が優先されており、個人や働く人を大事にしない社会です。少しでもその点を改善していければと思つての質問となっておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、細谷典男君。

[15番 細谷典男君登壇]

○15番（細谷典男君） 細谷でございます。一般質問も最終日になると重なってくる部分がございますので、重複するところは簡潔にさせていただいて進めさせていただきたいと思つています。これからは、「ショータイム！」でございます。

[笑う者あり]

○15番（細谷典男君） 質問に移ります。大谷翔平選手の活躍は、全国の人々に勇気と感動をもたらしております。とりわけ、野球に取り組む青少年にとっては大きな夢と希望を与えております。野球の最高峰MLBでの活躍は、一言で言えば、「信じられない」というようなことです。「ユニコーン」とか「ほかの惑星から来た」と——などと驚嘆の言葉であふれております。いずれも現実離れした活躍で、野球界の常識を次々と破っていることによります。今年に入っての大谷選手の活躍は、3月のWBCから始まりました。私が印象に残っているシーンは、最終戦、ロッカールームの円陣で、大谷選手が声出しを務めたところ。「今日は憧れるのをやめましょう、憧れてしまったら超えられないので」

と、チームを鼓舞しました。この言葉は、大谷選手が大リーグ挑戦を決めたときから、常に胸に抱いていた言葉ではないかと思います。この試合、9回裏、ブルペンからマウンドに向かう姿に、私は勝敗を超えた感動を覚えました。かつてプロ野球で泥で汚れたユニフォームでマウンドに立つリーフ——リーフピッチャーがいたでしょうか。そこには、チームのために全力を尽くす姿がございました。WBCではMVPに輝き、シーズンに入ってから勢いはとどまらず、アメリカンリーグでもホームラン王、そして記者投票では満票でMVP選出という栄誉に輝いております。このように大活躍してる大谷選手ですが、全国の小学校にグローブを寄贈するというビッグニュースが飛び込んでまいりました。

「野球しようぜ」というメッセージが大谷選手のインスタグラムで知らされました。このことは、教育関係者、スポーツ関係者とどまらず、大谷選手を応援する全ての国民の喜びと共感を得るものと信じております。そこで、このたび大谷選手から——大谷氏からのグローブプレゼントをどのように受け止められたのか、教育長にお伺いいたします。

〔15番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育長、伊藤 哲君。

〔教育長 伊藤 哲君登壇〕

○教育長（伊藤 哲君） 細谷議員の御質問に答弁を申し上げます。大谷選手につきましては、先ほど細谷議員から御紹介がありました、非常に衝撃的なメジャーリーグでの活躍でございますし、また少年時代から野球に取り組んで、早くから目標を定めて努力するという姿が報道されております。そういった面からも、大谷選手からのグローブの寄贈につきましては大変感謝申し上げているところでございます。市内の全小学校で温かく寄附を受けまして、子どもたちは野球のみならず、より一層スポーツに親しみ、楽しんで取り組めるよう活用させていただくとともに、大谷選手の生き方や社会貢献など、子どもたちのキャリア形成にとっても非常に重要な教育の課題になるかと思っております。これを子どもたちの夢につなげるような取組につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） この大谷選手からは、——私はインスタグラムの報道で知ったわけですがけれども、教育委員会を通して行うということをお伺いしております。大谷氏からのこのグローブ寄贈についての連絡をどのように受けられたのか。そして、改めてですけれども、寄附である以上、受けるという意思表示をする必要があると思うんですが、改めて寄附を受けるという意思表示をされたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。大谷選手からのグローブの寄附につきましては、11月15日付、国のスポーツ庁政策課企画調整室より県を通じて通知がございました。内容につきましては、メジャーリーグで活躍されている大谷翔平選手より、全国の小学校等にグローブの寄附の申出があり、市町村の教育委員会には、管

内の小学校に周知し、各学校の希望を取りまとめてほしいと、そういったものでございました。教育委員会としましては、早速全小中——小学校に周知しまして、全小学校から寄附を受けるとの回答をいただきました。その旨を11月下旬に、直接スポーツ庁に報告したものでございます。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） グローブの寄附は教育委員会を通して行うということで報道されておりますけれども、実際はどのように届けられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） それでは、細谷議員の御質問にお答えさせていただきます。実際にグローブはどのように届けられるかということなんですが、この後、ジュニア用グローブ3個セット、これが小学校14校分、教育委員会のほうに届き、各学校に配付する流れとなっております。配送予定時期ですけれども、令和5年12月25日から令和6年3月25日となっているところです。小学校6年生の卒業式が3月15日となっておりますので、それまでに届くというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） そういうように届くわけですけれども、この届いたこのグローブを教育上どのように活用するのか、お聞きしたいと思います。まずは実際のグローブ、これをどのように活用するのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 寄附で届いたグローブをどのように活用するのかという御質問ですけれども。まず、小学校学習指導要領の体育科においては、野球という内容は設定されておられません。3年生以上では、ゴール型ゲーム、ネット型ゲーム、ベースボール型ゲームという3種類のボールを扱う内容があります。この3種類のうち、各学校の選択制となっているのがベースボール型ゲーム。これは、投げる・取る・打つなどの運動と、得点を取ったり防いだりする動きを学習しているところです。このベースボール形ゲームを行うかどうかというのは各学校の判断になりますが、子どもたちの投力の向上に向けては、大変すばらしいアイテムになるかと思っております。そのほかには休み時間の遊びでキャッチボールをしたり、学級でレクリエーションとして野球やソフトボールをしたりというところで活用が考えられます。また、その活用方法につきましては、人数や校庭の大きさなど各学校によって大きく異なりますので、各学校において子どもたちにも考えさせて、意見を聞いてルールづくりをしていくことになるかと思っております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 小学校ですから、野球ということについては、今ご答弁あったとおりだと思います。グローブですから、ボールがないと役に立たないわけで、このボールをどう調達するかとか、いろんなことがこれから想定されると思いますので、適宜、教育委員会では御指導いただくようお願いしたいと思います。送られているグローブは3

つ、そして右用が2、左用が1というように言われておりますけれども、どのようにこれを取り扱うのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 送られるグローブということの御質問ですが、今回の寄附の通知におきましては、グローブ3個セットが寄附されるとありました。右利きを何個、左利きを何個という表記——具体的な表記はありませんでしたが、当然、右利き用・左利き用があれば、全ての子どもが使用することができるということで、大変ありがたい配慮だと感じております。全ての子どもが活用できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） このプレゼントされたグローブを教育上どのように活用するのか、今お聞きしましたが、もう一つ、授業において活用するというケースがあるのかどうか聞きたいと思うんです。まず授業において、今までスポーツ選手、スポーツ界の著名人を取り上げたような事例があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 授業においてスポーツ選手を活用した事例があるかということですが、現在小学校で使用している道德の教科書には、5年生の道德において、「かなえたい夢や目標をどう実現していくか」という題材で大谷翔平選手を取り上げております。また、6年生の道德では、「くじけないで頑張る」という題材で、フィギュアスケートで活躍された鈴木明子選手が取り上げられているところです。子どもたちにとって憧れる存在であるスポーツ選手であり、夢をかなえるために努力することや、くじけない心を培うには大変適した題材と考えているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） もう既に小学校5年生の題材で取り上げられているということです。先ほど教育長からも御答弁ありましたけれども、大谷翔平選手、この目標を達成するためにどうすればそこに行き着く——行き着くのか、目標達成シートを作っております。この目標達成シート、高校生のときに大谷選手が作ったものが学校の教材で紹介されておりました。その目標は、ドラフト1位で8球団から指名されるという目標を立てて、そのためには何をやっていけばいいのか、そこに行き着くためにはどうすればいいのか、というようなことが記載されておりました。たくさんあるんですけれども、その中の一つを紹介させていただきたいと思います。「人間性」という項目がありました。この人間性を磨いて目標を達成するという一つの要素として取り上げたわけですが、そこでいわれているのは、「感性」「愛される人間」「計画性」「思いやり」「感謝」「礼儀」「信頼される人間」「継続力」、この8つがまずに埋められておりました。まさに、この大谷選手、成功の秘密がここにあったのかと思いました。この目標達成シートは、もはや達成されておりますので、大手選手は新たな目標達成シートを作っているのではないかと思います。それで今後、この寄附を通じて、改めてこの大谷選手の姿勢を教育の授業において生かすことができないのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 細谷議員の御質問にお答えいたします。このグローブの寄附について、教育上授業で生かすことはできないかという御質問でしたが、大谷翔平選手の生き方や今回のような社会貢献は、道德の題材として大変適しております。夢をかなえるための努力という内容は、自分の生き方を考えるキャリア教育にも大きな効果があると思います。自分の生き方を振り返り、将来を見詰め直すきっかけにもなると考えております。目標達成シートも学校現場では活用する場面がございますので、積極的に活用していきたいと思っております。さらに、今回のグローブの寄附は、社会貢献の大切さを教えてくれることでもあります。子どもたちには、自分たちにできることは何かを考え、自分の力で何かを変えることができることを、授業を通して伝えることができると考えております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） グローブは消耗品です。いずれぼろぼろになってくると思うんですが、大谷選手の希望は、ぼろぼろになるまで使ってほしいということであったかというようにも報道では聞いておりますが、ぜひ大事に使っていただきたいというふうに思います。私としては、大谷選手に感謝しつつ、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、給食の項目に移ります。給食については、議会でも何度も議論を交わされておりますので、改めて質問するということでもないんですが、何しろ、その前提条件が違ってくるとなかなかこの議論もかみ合わないと思いますので、その点をお聞きしたいと思っております。まず、学校給食法ではどのように規定されているのか、法における見解をお伺いしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。学校給食を実施するため学校給食法で、ということなんですが、まず学校給食を実施するための経費なんですけども、これは、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条により、給食施設の維持管理や学校給食に従事する職員に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とするということが定められております。市では、その負担区分に基づき、食材費を学校等給食費として保護者から——保護者の皆さんから徴収しているものでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 今、部長ご答弁ありましたように、法の観点からすれば、給食費の食材費の補助をしたり無償化にするということは、法律違反、違法ということになるんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校給食費を保護者負担とする学校

給食法第 11 条に関しましては、昭和 29 年 9 月 28 日の文部事務次官通達で、「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の状況からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」としております。また、政府は当該通知に関しまして、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとの答弁がなされております。さらに政府は、学校給食費の無償化につきまして、令和 4 年 11 月 29 日の衆議院予算委員会で、既に地域の実情に応じて実施している自治体もあり、そもそも学校給食法の趣旨を踏まえて、学校の設置者である各自治体において判断していただくべき課題であるとの答弁があったことを確認しております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15 番（細谷典男君） 各自治体で判断しなさいという内容で、大変これでは困ったことだというように思います。憲法第 26 条第 2 項後段には、義務教育は無償とするということが憲法は規定されております。この給食費を教育的観点から捉えると、単なる栄養補給とか生活上という位置づけではなくて、食育——教育の一環ということもいえるのではないかというように思います。そういう見方からすれば、義務教育を無償としたという範疇に教育は——給食は入るのではないかというふうにも考えますけれども、給食をこの食育の観点から捉えるとどのように位置づけているのか、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。学校給食は、学校給食法に基づき実施されております。成長期にある児童生徒の心身の健全な発育、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど重要な役割を果たすことと考えております。平成 20 年 6 月に学校給食法が大幅に改正され、従来からの目標であった学校給食の普及充実に加えて、学校における食育の推進を図ることが新たに規定されております。偏った食生活による健康障害や社会問題などが生じている現代におきまして、学校給食は栄養バランスの取れた食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持・増進と体位の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための教材としての役割も担っていると考えております。取手市教育振興基本計画でも、健康教育の充実と食育の推進を重点施策の一つとして挙げ、給食の時間における食育の充実に努めているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15 番（細谷典男君） その「地域実情を踏まえ」という政府のほうの答弁ですけども、取手はこの地域実情ということをどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） お答えいたします。取手市では、これまでも経済的な理由により就学が困難と認められる要保護・準要保護認定を受けた児童生徒の保護者に対しまして、給食費の全額補助と給食の提供、さらには令和 4 年度から継続して国の交付金を活用し、給食の質と量を維持するとともに、食材費の高騰分を賄材料費に充てることで、保護者の負担増を避けるための負担軽減策を講じてまいりました。今後もこれまで同様、保護者の負担軽減策を模索しながら進めていきたいと考えております。以上です。



○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 無償化という方向ではなくて、今実際困ってる——給食費もままならないというような家庭に対しては、保護する——支援するということだと思います。現状の状況は分かりました。これからまだまだこの議論は交わさなくちゃならないと思いますが、今のところ経済的な観点からの給食費の捉え方なんですけども、今後、教育的な観点から捉えた問題提起、あるいは提言などをしていきたいというふうに思います。今日の議論はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） どうぞ続けてください。

○15番（細谷典男君） 続いて、市内における空き家の現状というところについて、お聞きいたします。空き家が大変目立ってきております。この対策について議論をしたいわけなんですけども、まず、市内における空き家の現状をお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、細谷議員の御質問に答弁いたします。安全安心対策課で把握している空き家のうち、樹木の越境・家屋の老朽化等の管理不全な空き家につきましては、近隣から改善を求める通知等があった空き家の件数となります。その件数について、まず申し上げたいと思います。平成21年から台帳管理が始まりまして、令和4年度末時点で838件を適切な管理がされていないと認められる空き家等として管理しております。市としましては、平成25年に取手市空家等の適正に関する条例、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、令和3年4月1日には、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体または財産を保護することを目的としまして、取手市空家等対策計画を策定いたしました。計画の中では、取手市空家等対策庁内委員会を設置しまして、特定空家の認定や行政代執行に至るまでの今後の対応を明確にしました。条例に関しましては、令和5年第3回定例会で、取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を承認いただきまして、管理不全空家等に対する指導・勧告が市長名で行えることとなりました。空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に合わせて施行予定とさせていただきます。以上、現状について申し上げます。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 条例改正があったということです。施行はもう間もなくということだと承知しております。この管理不全空家——新しいカテゴリーですけども、今後この対策・対応、具体的にどのように進められるのか、またこの管理不全空家と認定されたことによるペナルティーなどについて、お聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。管理不全空家の認定をどのようにしていくのかというような御質問かと思っております。管理不全空家による勧

告を行った場合は、固定資産税の住宅用地特例、固定資産税が6分の1の——6分の1となる優遇措置、こちらの適用がまず外れることとなります。税額にしますと約4倍を超えるような金額になるのかなというふうに推測されます。このような強い措置を講ずるということを踏まえると、やはり安全安心対策課の担当課として認定するのは少し難しいと——無理があるというようなことをございますので、特定空き家と同じく、空き家等対策庁内委員会において審議をしていただいて認定を行うという方針で今考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 今後は管理不全空き家については、庁内全体での対策会議で検討し、認定するかどうかが行っていくと。そうすると大変強い権限で対応できるというふうにお聞きいたしました。今まず、特定空き家になる前に食い止めなくちゃならない——これ落合議員の質問でもありましたけれども、そうなる前の非常に大事なステップだと思いますので、ぜひ徹底した対策をお願いしたいと思います。その中で特定空き家についてなんですけれども、私のほうでも1件通報させていただきました。もうどうにもこれは市街化区域にあるとは思えないような状況でございました。この対策もお願いしているわけですけども、こうならないという大きな見本みたいなもので、この特定空き家に対する対処についてお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。今議員の御指摘のとおり、特定空き家、今、市では1件認定をしております。この特定空き家につきましては、所有者が売却のために不動産会社を介して交渉しているという、その真っ最中でございます。ただ、なかなか金額が折り合わずに、まだ売却には至っていないというような状況です。しかしながら、草木の繁茂であったり、それにより周囲に悪影響が及ぼしていることや、家屋の老朽化がまた徐々に進んでいるというところもございますので、実は先週も特定空き家の所有者に電話で連絡を取らせていただきました。やはりこの価格設定の調整など、だから不動産業者と進めているところであるんですけども、再度改めてもう少し金額のほうを、前向きに売却に向けて進めていただきたいというお話もさせていただいたところでもございます。所有者に対して適切な助言指導を行うということは、これ継続して行うわけなんですけども、また改善されない場合もあります。その場合、本当に次のステップ——ステップへと移行することも視野に入れて対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 通報させていただいてから、着実に取り組んでいただいているというふうに受け止めました。ただこれから冬に向か——冬になってしまったわけですけども、枯れ草や枯れ枝、大変危険な状況も生まれてまいりますので、一層の取組をお願いしましてこの項目は終わりにさせていただきます。

続いて、市内における今度は空き地のことについて、お聞きいたします。空き地も空き家に劣らず目立つようになってまいりました。この空き地の——市内における空き地の現

状についてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。空き地に関しては統計的な情報がないため、現在の空き地に関する市の状況におきましては、市民からの通報や相談が主な把握方法となっております。具体的な把握方法ですが、空き地に雑草が繁茂すると、近隣にお住まいの方や自治会・町内会の方から、衛生安全面で良好な生活環境を損なう状況にあるとの通報や、雑草を除去をしてほしいとの要望をいただきます。通報・要望を受け、職員が雑草の繁茂状況等を確認した際に、現地が空き地であることを把握することとなります。空き地の雑草繁茂等について、令和2年度は308か所、令和3年度は303か所、令和4年度は337か所、今年度は現時点——11月末時点で、延べ285か所に対する通報や要望が寄せられ、現地を確認して空き地であると把握している状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） すみません、今お聞きして今ふと疑問がわいたんですけども、この把握してる件数285か所というふうにお聞きしましたけども、毎年度、数字が違ってきますよね。これは通算されてるんですか、それとも更新されて現在は285ということなんですか。積み重なっているのか、それとも現状は285ということなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） ただいまの御質問でございますが、毎年——やはり毎年来るところもございますし、新たにというところもございますので、件数としては年度ごとに数えてはございますが、中には毎年来るところもあるということで——状況でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） それで285か所ということなんですけども、この中で環境対策課の仕事としてやるべき空き地なのかどうか、この辺についてもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） 先ほど申し上げました285か所の対応状況でございます。まず通報を受けたら、まず職員のほうが現地のほうを確認させていただきます。そこで、そちらのほうが草の繁茂状況とかも確認して、空き地であったりとかいうところであれば、取手市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例——除去に関する条例に基づいて、まずは環境対策課のほうからお願い通知をするということになってまして、そちらのほうが184か所、我々のほうで延べで通知、お願いだったりとかをしてございます。そのほかの

——今、先ほど 285 といったうちの 1 件、11 月の末、つい最近いただいたところ、現在状況等を把握しながら通知に向けての準備をしているという状況です。残りの 100 件、こちらは農地であったりとか、道路にかぶる部分であったり、空き家であったりとかという他部署の、所管のほうのほかの部署になりますので、情報提供して対応のほうを依頼するという事になってございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15 番（細谷典男君） それにしても、対策課で 200 か所近くの対応というので、大変な作業だと思います。今後も統計は——公的な統計はないということなんですけども、私も体感的に考えると結構多くなってる。私たち——私どもへの相談も、空き地困ったよというのは多くなってきております。そんなことから、今後一段の対策の強化が必要ではないかというふうに思うんです。空き家に関しては、先ほどもありましたように法整備が整ってきているんですけども、この空き地に関しての法整備というのは、非常に遅れてるんじゃないかと。最終的には代執行を強制的に行うというところまでいかなければならない場合も出てくると思うんですが、そういう法整備はなかなか進んでない現状ではないかというように思います。この辺については、私のほうでもいろいろ提案させていただきたいというふうに思いますので、今のところは対症療法で、来たことに対して行っていくということを着実にやっていただきたいということを要望して、この項目については終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、桑原開発について、あと取手駅西口、都市整備部にお伺いする質問でございます。この点については今回の一般質問でも、佐藤議員のほうからほぼ網羅された質問がありました。御答弁も確認いたしました。その上でお聞きしたいところを質問させていただきたいと思います。まず桑原開発のことで、どのぐらいの賛成があるのかというような質問がありまして、答弁は 9 割以上の高い開発意向というように答弁されております。質問は、地権者の合意形成について聞いているわけですけども、答弁は意向という答弁になっておりました。この意向と、そして合意というところにギャップがあるというように思います。一般的に聞けば、多くの方は開発ということについて前向きだと思います。これが意向だというふうに思いますけれども、一方、合意については、地権者一人一人の意向と、そして区画整理事業の、つまり、この合意について答弁では、地権者一人一人の意向と区画整理事業の調整を進めまして、地権者の皆様の合意形成を支援していきたいという答弁なんです。つまり、合意はないというのが現状だと。この答弁を見ても、9 割の意向はあるけれども、合意形成はこれからですよということを言ってるわけですから、現状では 9 割の合意というようなことは存在しない。そればかりか、ほとんどが自分の土地を差し出すことに懐疑的になっているというのが、私は現状だと思います。9 割以上の地権者から——の皆様からは高い開発意向を確認という答弁を見ると、もう地権者のほうは固まっているというように誤解されかねないというふうに思うわけでございます。この地権者については、答弁では懇談会・座談会、これを重ねてきたということですが、希望を別として全て集団と相対したものなんです。このようなところで集団と説明会・懇談会をやっても、意向という地権者の気持ちというのが、確実に把握できるのかどうかということです。こ

のような説明会とは別に、地権者個々と、一人一人と膝を突き合わせて、また地権者宅を訪問して、この開発の理解を得るような対応はどれほどのことを行ってきたのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。地権者の理解ということでございますけれども、現在のところ、事業の大枠につきましては御理解をいただいているものと考えておりますけれども、最終的には事業に関する手続や仕組み、税制などについて御理解をいただいて、将来の土地利用について御自分で御判断されることとなります。組合設立に向けた地権者の理解と合意形成につきましては、段階的に熟度を高めていくものと認識しておりますので、これまで懇談会を開催するとともに、開催後の会場で個別相談を行ったり、具体的な数については把握しておりませんが、個別の御相談の希望者の方には個別相談を行って、地権者の皆様の不安解消や理解を深める取組を行っております。今後も懇談会や個別相談などを継続して行いながら、地権者の皆様の合意形成について支援してまいりたいと、このように考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 開発を進める、区画整理を進めるということであれば、一人一人の地権者と向き合って、その方の今後の生活・将来、そして状況、これを膝詰めで話していかなければ合意を得られるということにはならないというふうに思うんです。相手は170人もいますから、これ大変な作業になってくると。ただこれをやるに当たって市のほうも、こういうことなんですという、この材料がなければ膝詰めの話もできないわけなんです、今材料がないのではないかとというように察します。そこで今度は、相手方——事業協力者のほうなんですけども、「高い進出意向が示されています」という答弁されてます。このエビデンスを示していただきたいと思うわけです。例えば、企業であれば事業計画、中期事業計画、経営会議、取締役会など意思決定機関がありますけれども、いずれかのところで桑原開発について言及されてるのかお伺いしたいと思います。答弁では、開業時期については、事業協力者から、しかるべきタイミングに当社から公表しますということですが、この計画そのものがどこにあるのかということをお聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。事業協力者につきましては、事業協力者、そして準備組合、取手市、この三者で取り交わしをしまして、事業推進についての覚書、これに基づいて熱心に御協力いただいております。具体的な取組内容につきましては、先般の佐藤議員の一般質問の中でお答えしたとおりなんですが、事業協力者の構成企業であります2社が、取手市長——中村市長のほうを訪れた際には、引き続き事業推進の意向であるということをお話

をさせていただいて、協力体制についても改めて確認したところでございます。今後もそういった協力体制をしっかりと維持しながら、早期事業化に向けて取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 市長と話し合って意向——相手方の意思は示されたということなんですけども、口約束じゃなくて、どこにその意思が示されているのかを知りたいところなんです。で、覚書は、この三者がみんなで頑張ってやっていきたいと思います、そして何か事業が駄目になったときは、それぞれの費用はそれぞれが負担しますと、相手に押しつけたりはしませんというものが覚書だというように承知しております。それとあと、今回答弁のところでちょっと気になるところがあったのが、土地賃貸借契約、こういう条件を地権者組織で立ち上げましょうということを言われているんですけども、土地の賃貸について、これは個々の地権者と事業者で契約するというように承知しております。この難しさは指摘してきたところなんですけれども、答弁では賃貸借の地権者組織となっておりますが、地権者が借りるということは——貸すということとは、ずっとこれから今まで議論したことなんですけども、借りるということはどういう状況を想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。先般の答弁の中で、土地賃貸借契約というふうにお答えしておりますが、こちらについては、地権者が土地を借りるということではございません。一般的に建物所有を目的としたもので土地を借りる場合には、そういったその場合での土地の賃貸借契約につきましては「借地契約」というふうにいわれてますので、ただ、表現方法については、そういった誤解を招かないように配慮していきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） これは貸すと、地権者の立場からすればそれだけということですね。了解しました。あと造成について、御答弁では令和7年度の造成工事着工を目指すということが言われております。区画整理事業では、造成は地権者の責任で、つまり費用は地権者が調達して行うということが原則で、一般的には地権者が借入れを行っていくということになりますけれども、この個々の地権者の負担、造成に当たって、どこまで説明しているのか、お聞きしたいと思います。それとこの負担——地権者が負担することについて、費用負担、どのように説明されているのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。確かに一般的な土地区画整理事業の場合ですと、造成工事に伴う負担については、組合員であります地権者の皆様の御負担になるということではございますが、今回の当事業につきましては事業協力者の——事業協力者の事業スキームのほうで、造成工事に負担——伴う負担を軽減するという御提案をいただいております。このような事業の負担の部分、また軽減策につながる部分については、土地利用の——人それぞれ変わるんですけども、その土地利用の状況に

よっても変わらない——変わるんですけども、組合全体の負担軽減につながるというものでございます。こういった地権者の負担の部分と、負担軽減の部分につきましては、これまでも地権者懇談会のほうで御説明させていただいておりますが、今後も引き続き地権者の負担の部分、そしてメリットになるところについて御説明させていただいて、地権者の皆様がしっかりと御理解をしていただいた上で、将来の土地利用を選択できるように、合意形成のほうを支援していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 土地改良区から脱退をするときの一時金などについても、御説明されてますか。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。ただいまの御質問については、土地改良区様のほうから、農地転用を伴って負担金をお支払いするという——この負担金のことでよろしいですか。

○15番（細谷典男君） はい。

○都市政策推進室長（中村大地君） そちらについても、基本的には御負担が生じますよという話は、地区懇談会の中では説明させていただいております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 聞いてないという人がいたもので、お聞きいたしました。この桑原開発は、そもそも中村市長が紹介議員となった請願から発しております。私も当時現場におりました。私もここまで煮詰まってきたという段階になりましたので、その請願を出された方々からも御意見、現状ここまで来たというようなお話をして意見を伺ってまいりました。そうすると、この請願では、そもそもこのような大型の商業施設を求めたわけじゃないんだと、これから営農をしていく上で、もうやっていけなくなると、将来、そういうことになる困るんで、土地利用を図ってほしいということなんだというようなお話もお聞きしました。これをかなえるためには、土地を出してもいいよという地権者の要望を改めて把握することが必要なんじゃないかというふうに思うんです。この9割の意向という——意向などということじゃなくて、土地の利用を、もう図ってもらわないと困るんだと、この地権者がどれだけなのかと、この切実な声があって初めて、この開発というのは成功するんじゃないかと思うんです。私はかなりの数の地権者のお話聞きましたけども、多くが、そんなに困ってないんですよ。今のままだも——来年も作付しなくちゃと、こういうことで、せっぱ詰まってないというのが私の実感なんです。本当にもう土地利用を図ってもらわなくちゃ困るんだという、この声が一番大事なんじゃないかと思います。事業協力者には現状を理解していただくことが重要だと思います。今の状態で、事業協力者にも気の毒だと思います。本腰を入れてこの桑原に乗り出していくのか、社の命運をかけてやるに変わりないぐらいの大型の取組ですから、彼らに対しても失礼にならないように、我がほうで——我がほうというか、取手市のほうで万全の来ていただく準備は整ってますというようにしなくちゃいけないんですが、今の地権者の現状を見ると、かなり困難だと思わざるを得ません。地権者には、覚書からの撤退というのも必要ではないかと、こうい

うことも説明しなければならぬ時期が来るのではないかというふうに私は考えております。これについては、今後いずれこういうことになるだろうと思っておりますので、現時点での答弁は結構でございますから、桑原については以上で終わります。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） 申し訳ありません、今の御質問のところなんですけれども、もともと桑原地区の事業につきまして、平成19年度の請願から始まったというのは間違いございません。その中で、そういった請願を受けて、じゃあこの桑原地区でどのような事業化ができるのかというのを地権者の皆様と、ずっとこう、検討してきたところでございます。それでまずは検討会が立ち上がって、その後この事業でいくと、この大規模開発をするという上には区画整理事業が必要だということが分かってきましたので、令和元年度に区画整理準備組合を立ち上げてきたというところでございます。それについては、まちづくりの目標といたしまして、土地利用の基本構想であったりとか、そういったものを地権者の皆様と共有しながら進めてきたというところでございますので、まずは、このまちづくり——桑原のまちづくり自体は、地権者の皆様とともに進めてきた事業と認識しております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 私の地権者の考えの受け止め方としては、土地利用を凶ってほしい、もう農業やっていけなくなる可能性もある、これが怖いんだということが一番多かったということだけはお伝えしておきたいと思っております。

続いて、西口開発のほうに移ります。その開発の前に、区画整理でございますけれども、区画整理における造成についてお伺いいたします。地権者の皆さんが土地利用する際に、手戻りがないように造成するというふうに答弁されております。このようにするには——つまり手戻りがないようにするには、上物の計画が明確になってなければならぬわけでございます。この手戻りを心配するあまり、開発の進捗に影響され、区画整理の終結が遅れるということであってはならないというふうに思います。そこで伺いますが、開発計画が煮詰まっていない段階でも、粗造成程度でお返しし、区画整理事業を終結すべきというふうに考えますけれども、この場合、手戻りが出てくるということにもなりかねませんけれども、この点についてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それではお答えさせていただきます。今後の造成の進め方ということですが、これまでも地権者の方の土地利用の計画が明確になっていない段階においても、仮換地の造成や周辺の道路が整備され、ライフラインや側溝・舗装が整備されていれば、すなわち仮換地が使用できる状態になれば、土地の使用収益開始を行ってまいりました。造成する——造成工事を着手する際に地権者様と下水道の位置や擁壁の位置など、そのように協議させていただきましてお返ししてまいりました。これは再開事業も同様でございます。今後、再開事業の状況を常時共有させていただきまして、粗造成の形状について十分協議させていただきながら、土地をお返しさせていただきたい



と、そのように考えております。それがすなわち区画整理事業の終結につながると、そのように考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） 今、区画整理課長から御答弁あったとおり、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

では次、開発のほうに移ります。開発——この西口、取手にとっても大事なものなので、資金援助をしていきますという御答弁ありました。資金援助とは何を指すのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。市が準備組合に対して資金援助を行うということは、市から組合へ、市街地再開発事業に要する費用に対して補助金を交付するということを意味しております。この補助金につきましては、取手市市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づいて交付するものでありまして、市の補助制度に基づく支援方策ということになります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15番（細谷典男君） それは要綱で決まったことなんで、取り立てて援助というものではないというふうに思いますので、そのように受け止めました。

2つ目としては、中村課長が施設計画の検討や事業採算性、何度も言っております。これが最も大事だと思うんですけども、しかし当初計画のA街区、約7,000ヘクタール—7,000平方メートル、これ全体で採算性を計算していたんですけども、区画整理の現状を見るとそうはならなくなる可能性が出てきました。新たに施設計画の検討や事業採算性、必要ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。準備組合としましては、なるべく多くの地権者の皆様に再開発事業に参加していただきたいと、そういった考えを持っておりますけども、再開発事業には参加せずに自らの土地を御自身で利用したいという意向を示す地権者の方も現れることも想定はされます。そうした場合には、再開発事業の施行エリアの面積がA街区全体の面積よりは縮小され、施行区域の面積に変更が生じることになります。こういった場合につきましては、当然、それに対応して、建築物の配置や建築物の規模、商業・業務棟の面積など、もろもろの点を再検討していくことが必要になります。また、事業採算性につきましても、新たな施設計画案に対して、改めて計算し直して再検証をしていくということが、必要性が生じます。施行面積の変更に伴って施設計画や事業採算性の再検討が必要になった場合につきましては、地権者の皆さんの意向を尊重して進めていくことが最も重要でありますので、地権者の皆さんの意向に沿う形で再検討を進めることとし、市も、そこに寄り添って進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15 番（細谷典男君） あと公共施設なんですけども、準備組合から要望があった、市もにぎわいのためには必要だろうということに来てると思うんですけども、この公共施設を入れるということについて、何か……

〔チャイム音〕

○15 番（細谷典男君） （続） 約束をしているのか、違約金を発生するような約束を準備組合としてはしてるのかどうか、この点だけお聞きいたします。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。公共施設につきましては、今までも御答弁させていただいたとおり、具体的な面積や規模・内容等は、現在検討中の段階となっております。また、先ほど議員がおっしゃったように違約金が発生するような約束はしているのかということでございますが、そういった違約金が発生するような約束はしてございません。市のほうで、公共施設が必要な方向ということで現在検討してございますけども、今後組合側と協議調整をしていくという形になると思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） 細谷典男君。

○15 番（細谷典男君） 佐藤議員への答弁でも、市の答弁で私がもう納得いかないところは都市計画決定なんです。これは大枠だけを定めるんで地権者の同意は必要ない、ただ丁寧にはやっていきますよという答弁だったんですけども、都市計画決定というのはそんなもんじゃないだろうということなんです。原案をつくる時、最初の原案は、それは同意なくてもいいんですけども、そのあと縦覧したり公告をしたり、利害関係人の意見を聴いたり、あるいは市民の意見も聴いたりして、都市計画自体は原案から変更する——変化があるもんなんですよ。そのとき意見を同意——同意ということは判こをもらうということはないんですけども、そういう取組が必要だと。都市計画というのは、そもそも様々な人間が都市の中で生活に関わるので、できるだけ平等にその意見が反映されるように工夫していかなければならないというのが、この都市計画法をつくった竹内藤男元茨城県知事（OK）の……

〔チャイム音〕

○15 番（細谷典男君） （続） 考えなんです。ぜひとも、このような都市計画法の精神に基づいて取り組んでいただきたい。そして法令上、要求されてる内容は手続を超えてという答弁ですが、これは当然のことなんです。そういうふうにやっていかなくちゃいけないというのが都市計画法ですから、それをわきまえて取り組んでいただきたいというように思います。このA街区——私はA街区だけで、取手のにぎわいを求めるのは無理があるというように思います。これは、駅ビル、そしてリボンビル、そして新たにできる新共同ビル、この3つが協力し合って共存共栄で駅前のにぎわいをつくり出さなければならないのではないかと。そのためには役割分担があるでしょうということなんです。今でも、駅ビルやリボンビルには公共施設は入ってるんですよ、この入ってる公共施設を再配置する、どのようにすれば効率的に使えるのか考える。この……

〔チャイム音〕

○15 番（細谷典男君） （続）共同ビルだけじゃなくて、西口全体を考えた計画案、これを練っていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。質問がないので、要望で終わってますので。

13 時まで休憩します。

#### 正午休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、細谷典男君が離席しています。

一般質問を続けます。

続いて、関戸 勇君。

〔12 番 関戸 勇君登壇〕

○12 番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。寒い中にもかかわらず傍聴に来られた皆さん、御苦労さまです。今回が私の市議会議員としての最後の一般質問となると思います。それでは通告に従い、最初は令和 6 年度の予算編成について幾つか質問したいと思います。私たち共産党は 9 月 27 日付で、新年度予算編成に当たり、開発優先から誰もが安心して暮らせる取手市、そして災害に強いまちづくりなど、5 つの重点項目をはじめとした要望書を提出しました。市長からは 10 月 19 日に、令和 6 年度予算編成について、6 項目を基本として予算を編成する方針が示されました。その 1 番目に、快適で利便性の高い都市空間づくりを掲げながらも、今住んでいる市民の日常に欠かせない道路や排水などの生活基盤づくりをなぜか繰り返し述べています。2 回も同じ項目の中で述べています。私は、前の市長が 4 年前、市長選挙に当選した後の記者会見で、市長選挙で市内回ってみたら本当に道路が傷んでるといふふうになついたらと、記者会見で述べました。ですから、恐らくこの 4 年間は相当進むだろうと、道路改修が、そういうふうには期待していません。ところが実際は、市民の暮らす生活道路は、傷むスピードに改修が追いついていないんじゃないかというふうには思います。そうしたことから、中村市長が今度は今住んでいる市民の日常に欠かせない道路や排水など、ここに力を入れるというふうには、これまで以上に重視するというふうには私読んだのですが、お聞きしたいと思います。

〔12 番 関戸 勇君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、関戸議員の御質問にお答えいたします。予算編成全般についての、私からは御答弁を差し上げます。予算編成方針は、地方自治法施行令に基づきまして市が定めました予算に関する規則において、市長が毎年度の予算の編成方針を決定し、各部各課の長へ通知すると規定されていることから、これに基づきまして毎年度作成し、庁内各課への予算編成説明会に合わせてお示しをしているものでございます。令和 6 年度の予算編成方針につきましては、現在策定を進めております「とりで未来創造

プラン2024」に盛り込まれる重点施策に沿った形で、「快適で利便性の高い都市空間づくり」「魅力の創造と発信」「未来をつくる世代を育むまちづくり」「健康でいきいきとした社会の実現」「安全安心なまちと未来を見据えた環境整備」「持続可能な地域社会の構築」の6つを基本項目として設定しております。現在、この予算編成方針に基づき、全庁的に新年度予算の編成を進めているところです。新年度におきましても、将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち」を目指して、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。個別の質問に関しましては、それぞれ所管の部長よりお答えいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、私のほうからは、道路や排水などの生活基盤整備計画に変化はあるのか、という点についてお答えいたします。現在市で策定を進めておりますとりで未来創造プラン2024の中で示されている核となる重点施策の基本項目のうち、快適で利便性の高い都市空間づくり、並びに安全安心なまちと未来を見据えた環境整備の具現化に向け、建設部所管事業の中から、関連する4つの事業を重点事業として位置づけております。まず、これら4つの重点事業についてお話しさせていただきます。1つ目の事業は、通学路交通安全対策プログラムに基づく、危険箇所の交通安全確保を目的とした通学路整備事業です。令和5年度は3つの地区で事業を進めております。3つの地区は、東四丁目、桑原、井野台一丁目、3地区でございます。2つ目の事業は、道路冠水や住宅浸水被害を緩和することを目的とした雨水対策事業です。令和5年度は、主に下高井水砂地区における雨水対策の概略的な設計となる基本設計を行っております。3つ目の事業は、誰もが既存施設を快適かつ安全に利用していただけるよう、計画的な修繕を行うことを目的とした、道路改良並びに道路や公園等の長寿命化対策事業です。令和5年度は、常総ふれあい道路の詳細設計、井野団地外周道路の工事など、計7路線で道路改良事業を実施するほか、市道2路線で長寿命化対策事業を進めております。最後に4つ目の事業ですけれども、市内道路交通網の充実や交通利便性の向上を目的とした都市計画道路事業です。令和5年度は1路線で事業を進めております。ただいま御説明いたしました重点4事業について、建設部では令和6年度も遅滞なく継続的に事業を進められるよう、令和6年度予算の確保に努めているところです。御質問のありました、令和6年度予算における道路や排水対策事業に大きな変化はあるのかという点ですけれども、令和5年度予算と比較して大きな変化が生じることはない見込みです。令和6年度の予算編成の大詰めを迎える現時点では、予算の詳細な内容について御説明はできませんけれども、令和6年3月の定例会開会前にオンライン等を通じて御説明させていただく予定となっております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 離席しておりました細谷典男君が着席しました。

関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） あとでも具体的なところに触れますけども、本当に市民の生活

に極めて重大な問題が起きている。こういうことについても後で触れたいと思います。私は、そういう意味では、先ほどお聞きしたように、今回の予算編成で2回もそこが強調されている。ですから、そこは思い切ってやるのかというふうに思いましたが、どうもそうでないようですね。次の質問に入ります。

新聞の報道などによっても、つくばエクスプレス沿線だけでなく、茨城の南部の常磐線沿線でも多くの行政で転入人口が増えているようです。阿見町のように、11月1日に5万人を超えて、合併せずに市——町単独で市制施行できる要件の一つがクリアされたと言われています。そういう意味では、今回の予算編成の2つ目に取手市の魅力の創造と発信を掲げ、「市民にも取手の魅力を再発見してもらえるよう、シティプロモーションを展開する」としています。新たな取組について、何か具体化していればお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、私からは、市民に取手の魅力を再発見してもらえるような取組はどのようなものか、ということについて答弁をさせていただきます。これまでも市では、取手市に興味を持っていただく、また多くの方に取手を知っていただくというようなことについて、さらには、ずっと取手に住み続けたいと思っていただけるように、市内外に向けた魅力発信に努めてまいりました。取手市の情報に触れていただくということが、この取手の魅力を知っていただくということの第一歩であるということの考えの下、広報やホームページのほか、メールマガジンやLINEをはじめとするSNSなど、また最近では東京メトロの管内の駅にフリーペーパーなどを置いてあるんですけども、そこに取手市の記事を掲載していただいて、取手市をPRしたというようなこともございました。東京メトロといえば、千代田線が下りは朝夕は取手行きという車両が走っておりますので、都内に在住する通勤者の方々の目に触れることも多いと思いますので、こういったツールも使いながら発信に取り組んでいるというところでございます。また行政からの一方的な発信というだけではなくて、シティプロモーションサイト「程よく絶妙とりで」というものがございまして、こちらでは市のツイッターやフェイスブックに連動した投稿機能を搭載しまして市民の皆さんの——搭載しているほか、市民の皆さんが自ら市の魅力を発見し投稿をしていただく。そして、ほかの市民の皆さんにお知らせいただくというような機能も搭載をして情報を拡散させるというところにも努めているところでございます。またそのほか動画とか、PR大使とか、いろいろなことで情報発信に取り組んでいるというところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 9月議会で、その魅力についての深掘りをお願いをしたんですが、今のお話ですとそれほど違いがないというふうに思いますので、これはこれで終わります。結構です。ありがとうございました。

3番目です。未来をつくる世代を育むまちづくりについてです。「環境教育の充実を図る」というふうにしていますが、どのように充実を図るのかお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 関戸議員の、環境教育の充実をどのように図るかの御質問に答弁いたします。現在、地球規模での環境問題が深刻化しており、気候変動・生物多様性の喪失・資源の枯渇・環境汚染など、多くの課題が私たちの前に立ちはだかっています。これらの問題に対処するためには、環境に対する理解と責任感を持ち、持続可能な社会を築くための行動を促す環境教育の普及と向上が求められています。本市においては令和4年度から、次世代を担う子どもたちに対して、サステナブル学習プロジェクトと称して、市内の児童生徒が、環境、社会、それから経済の課題を地域目線で捉えて、ITを活用しながら多世代に共感される課題をテーマに、アイデアを創出する力を身につける学習を実施しております。本年度においては、小学校4校・中学校2校の6校で実施しており、令和6年度につきましては、新たに対象校を増やし、将来は全ての市内公立小中学校へ展開していく計画です。さらに、市内在住の小学5・6年生を対象に、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高めるため、取手市と友好都市を締結している群馬県みなかみ町において、「夏休み探究ツアー in みなかみ」と称して探求学習を実施してまいりました。これらの取組を通じて、環境教育の充実を図り、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） この環境教育の課題について、この議会でも私のほうからいろいろ提案をさせていただきました。9月の議会でも、宮ノ前ふれあい公園の持つ力、取手の魅力をもっとしっかり捉えていただいて、多くの子どもたちにいろんな体験をしてもらえばいいんじゃないかという提案をさせていただきました。ぜひ——みなかみまでみんなが行けるわけではありませんので、やはり身近にある取手に残された貴重な自然、また樹木、自然林、こういうことなども含めて、しっかり教育の一つとして生かしていただければいいなというふうに思っております。これは要望でございます。ありがとうございました。

5番目に、安全安心なまちと未来を見据えた環境整備として、防災と防犯が行き届いたまちづくりを進めるというふうに言われています。防災と防犯が行き届くと——防犯については、例えば、防犯カメラや青色パトカー、あるいは防犯ステーション、こういうものを通じて充実を図る、行き届いた対策を取っていくと、いろいろ分かるんですが、防災についてはよく分からないですね、これだけでは。そういう意味では、例えば大きな——今年6月に大きな問題になりました水害というのがあります。水害というのほとんど事前に予測できます。ですから、タイムラインをしっかりと取って対応するということが肝要で、そのためにいろいろ進めていくということがあると思います。これを非常に対応するとい

う意味では、突然来るのはやっぱり地震だと思います。この地震への備えというのが私は大事だというふうに思っています。そういう意味では、つい先日、戸頭の7つの自主防災会でもう一つ——今日来るかもしれない、明日来るかもしれない茨城南部直下型地震——これはここでも随分やりましたけども、震度6強か7、あの阪神・淡路大震災を想定していただければ分かりますが、こういうときにどういうふうにして避難所を開設するかということで、避難所の開設訓練をやりたいというふうにお話を——相談に行きました。誰が学校の鍵を開けるのかという問題になりました。それで、今ある対策は、災害が起きました、災害対策本部が設置されます、被害状況が把握されました、それに基づいてどこの避難所を設置するか決める、決めたらそこに鍵を持つ職員を配置する、あるいは、その学校のそばに住んでる教職員に鍵を預けているから、その方が鍵を開ける、これは夜間や休日の場合です。そこで問題になったのが、今言ったような阪神・淡路大震災の地震で本当に職員が集まれるのか。道路はもちろん車は通れません。職員を派遣できるのか。しかし一方で、市民は防災マップに基づいて避難所に来られます。近いから来ます。そういうときに一体どう——どこがやるのかと。これは、やはり自主防災会が中心になってやるしかないじゃないかということで、例えば鍵について、戸頭消防署に預けておけば、365日24時間開いてますから、それぞれの地域でやりましょうというところには、やっぱりしっかり任していくという必要があるなと思えた。こういうことが行き届いた防災対策の、例えば一つではないかというふうに思ってるんですが、そういうことではないのかというのが質問です。行き届いた防災ってなんなのか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、関戸議員の御質問に答弁させていただきます。今、具体的に防災に関する事例を挙げていただきました。避難所となる施設のほうの鍵を地域の方たち、自主防災会の皆さんたちに預けてはどうだ、それこそが行き届いたまちづくりになるのではないかということでの御質問です。今、関戸議員がおっしゃってくださったように、やはり避難所の開設に関しましては、災害対策本部であったり、災害応急処理本部であったり、そこで決めた施設を開所するような形になります。ただし、今回の6月2日、3日にかけての双葉の災害の件なんですけども、まず避難所を開ける前に、いち早く自治会の皆様が中心になって双葉の自治会館開けていただきました。そういった自治会や自主防災会が中心となって、地域の集会所等をいち早く開けていただくような、そういったことで御協力いただけるようなアンケートの結果も取らせていただいております。まずは地域の方たちにとっては、一時的にそこに集まっていただくような避難所の開設であったり、そこから市が指定する避難所を開設した場合には移動していただく、そのような取組をこれから進めていただこうと——いただき——いこうと思っておりますし、なおさら地域の皆様たちには自助共助の部分、ここに対してしっかり取り組んでいただき、市もそこに協力させていただきたいと思っております。そういった自助共助の取組、もちろん公助もそうですけども、そういったものがしっかり連携しながら、防災と防犯が行き届い

たまちづくり、そのようなものを引き続き——令和5年度に引き続き令和6年度も続けていきたいと思っております。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 防災についても、この12年間の間に何度も質問をさせていただきました。また、様々な提案をさせていただきました。そういう中で、提案を生かされた事例もたくさんございます。ただ、本当に今——今、直下型地震が来た場合に、本当に機能できるのかというのは極めて不安であります。やはり自助公助という——共助といいますが、やっぱり公助、この行政のソフト面での対応、ここも私は非常に大事だというふうに思っています。そういう意味では、今、部長からもありましたように、地域によっては避難所開設前にこういうふうにするよとか、避難所に来ないで自宅待機だよ、そのために家具の転倒防止しっかりやるよとか、そういうのいっぱい進んでいます。しかし、そういうことが共通されてるものになっていないし、情報が伝わってないし、これがまさに行政なんですね、やるのは。そういうことが本当に大事だというふうに思っています。そういう意味では、今年度の予算をこれから打ち出して詳細が出てきますが、ぜひ災害に強いまちづくり、しっかり対応していただきたいというふうに思っております。以上で、この質問を終わります。ありがとうございます。時間の関係で申し訳ありませんね。

次は、市道0106号、常総ふれあい道路です。初日にも同じ質問がされていますので、できるだけ重複しないように質問をしたいと思えます。映像をお願いします。

〔12番 関戸 勇君資料を示す〕

○12番（関戸 勇君） ちょっと画面見にくいですかね、こっちのほうが見えるかな。このしま模様は何かと言いますと、戸頭地域の地図なんです。この地図で真ん中に島になってる、これが湿地だったり、くぼ地だったり、水田だったりした場所です。その上に造成をして——日本住宅公団が造成をしてつくられたのが戸頭団地です。この地図は上にありますように、取手市が出している大規模盛土の造成地、これは公的に出してるものです。これを出したときにも、一般質問で相当深掘りをさせていただきました。実は、この真ん中、戸頭団地なんですね、団地があるんですが、この48年の間に約70センチ地盤が沈下をしております。先ほど1メートル以上——双葉地区で一番沈んでるところは1メートル以上沈んだという報告が、たしかあった——御説明があったと思うんですが、ここも70センチ沈んでいますから、2011年の地震でもどこに被害が出たかというのは、これを見るとよく分かります。それで、次の図面です。これはふれあい道路の戸頭中学校の前です。下にある2本の線がふれあい道路、このふれあい道路に沿って谷がずっとつながっているのが、お分かりになると思います。こうした地形的な特徴、今回の一般質問の一番最初にありますが、道路調査の結果なんですけども、こういう地形的な特徴についても道路調査で参考にしていただきたいと思いますけども、調査結果についてどんなような結果が出てるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。



〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それではお答えいたします。道路調査の結果についてですけれども、令和3年度に道路調査、実施しております。戸頭一丁目、宮ノ前ふれあい公園入り口付近から新大利根橋北交差点までの上下線約1.3キロメートルの区間、こちらにおいて調査をしております。1車線当たり40メートル間隔の観測点を設けまして、その舗装面に衝撃荷重を与え、その時発生する路面のたわみ量、こちらを測定しております。調査の結果ですけれども、アスファルト舗装の破損状況から、舗装の打ち替えだけではなく、舗装面より下の路盤部分からの検討、あるいは、その下の路床・路体、そういった部分の改修なんかも必要になってくる可能性がございます。クラックの対象面積が40%以上ということもございまして、既に舗装の打ち替えを行う時期であるということも確認しております。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 写真をお願いします。

〔12番 関戸 勇君資料を示す〕

○12番（関戸 勇君） これ、ちょっと見にくいですけど、道路の傷みぐあいを撮ったものなんです。これもちょっとなかなか見にくいんですが——まるで亀の子の甲羅のような道路にもなっております。もちろんクラックもたくさん入っております。ふれあい道路の戸頭地域は、その間は信号や渋滞で発進・停止なども重なり道路が傷むとの説明がされました。取手市が10月12日から13日にかけて交通量を調査したと、24時間、これもお聞きしました。上下合わせて1万5,337台との結果です。実は戸頭の共産党の支部と地域の皆さんで、10月の16日から17日、これは月・火です。24時間かけて調査をしました。24時間で1万7,122台でした。実は地元の共産党は、支部の皆さんは2008年にも24時間調査をしています。このときは2万861台、経済的な落ち込みで減——この前調べたよりも3,000台近く少なくはなってるんですが、1万7,000台が走る道路、何で取手市の市道なのか不思議でなりません。恐らく市民の皆さん、市道だなんて思っていない。国道かな、県道かなというふうに思っていると思います。昨年、実は私ども県庁に行きまして、県道とするように昇格を求めました。県は、県道じゃないから交通量調査してないと。そんなに走ってたんですかと、この2万台の話をしました。私は、これまで取手市も県道に——への昇格を要請していると思いますので、当然、交通量も県は把握しているというふうに思っていました。把握していなかったのが極めて不思議では——不思議でした。今回の調査で、実は午前1時から6時までの間——つまり深夜なんです。この時間が本当に大型車が多い。通ってる車は自家用車と大型車で半々です。すごい量なんですね。当然、騒音もすごい——物すごいですよ、爆音じゃないかと思うぐらい、静かですから余計なんです。振動もすごい。そういう点では、2008年に全面打ち替え工事やったと思うんですよ。この工事のときに、先ほど言ったような地盤のそういうことがどんなふうに見られてたのかなと思ってますけども、いずれにしても大変な量です。今回の工事は、今少しお話が出ましたけども、どんな工事になるかお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。戸頭地区のふれあい道路では、平成20年・25年の過去2回、アスファルト舗装の打ち替え工事を実施しております。今回の工事は単なる補修工事にとどまることなく、舗装面の補修サイクルの長寿命化を図ることを目的としておるから、詳細設計の前の準備として、令和3年度の道路交通調査を実施しており、路面下の地盤の支持力はおおむね良好であると判明しております。この調査を受けまして、現在、コンサルタントのほうで設計業務を進めさせているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 住んでる方から声がたくさん寄せられてると思います。毎日が地震のようだ。そばにある8階建てのURの団地でも、団地の建物が揺れるんですよ。これはだから大型車が——実は夜、調査の中身で言いますと、60キロ、あるいはそれ以上、大型トレーラー、これが走るんです。大型車が大型車を抜くということも——これは道路交通法違反もいいところですが——そういうことも起きてるんですね。ですから、周辺の方は夜寝られない、安心して寝られない。私にも「もう引っ越すしかないか」「何で私たちこんな目に遭わなきゃなんないのか」「取手市は30年駅前工事やってるというけど、本当に道路にお金かけてくれてんのか」という声も寄せられました。本当にどうですかという、もう堰を切ったように出ます。本当に揺れるんです、っていうか、深刻な事態、これがずーっと続いてきてるわけですから。実は294——国道ですが、国道も実は戸頭駅から守谷側に行ったところに歯医者さんがあるんですが、2011年の地震から、後から揺れ始めたというんです。それで、先ほど出した地形図を見ますと、まさにそこは谷の場所なんです。294が出来たとき、その前はどうか、その場所は谷なんですよ。取手の西部の地域の特徴なのかもしれませんが、谷と山と連続してますから、そういう意味では物すごい苦しみというか、早く何とかしてほしいということなんです。今回は工期を——道路を3つの区分に分けて工事を行うということでお話を聞いていますが、今申しましたように、一日も早く安心して眠れるように市民の切なる願い——夜は安心して眠りたい、そのためには集中して短い期間でしっかり改修をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 道路建設課長、榎根本嗣郎君。

○道路建設課長（榎根本嗣郎君） お答えいたします。今回の戸頭地区、常総——ふれあい道路の工事につきましては、国の交付金を活用し事業を進めております。毎年の国の予算要望に加え、国の補正予算などがありましたら積極的に手を挙げて、早期完成を目指し事業を進めてまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 今日の質問の冒頭に、生活環境、道路や排水対策について触れましたけども、本当に深刻な事態ですので、一日も早くそこを安定してあげる、安心して住めるようにしていく、そういう責任があると思います。よろしくお願ひしたいと思いま

す。茨城県に、通過台数、この車両の通過量も含めて、ぜひ国道、せめて県道に格上げするように強く求めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

管理課長、飯竹永昌君。

○管理課長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。今、御指摘のふれあい道路につきましては、取手市、守谷市、つくばみらい市の3市をまたぐ広域的な幹線道路でありまして、茨城県からは第二次緊急輸送道路としても位置づけられているところでもございます。この県道昇格につきましては、平成13年度から茨城県の市長会を通じて、毎年度要望を行ってきたところでもございます。御指摘いただきました交通量につきましても、直近、取手市のほうでも交通量調査を行っておりまして、取手市で行った台数にしましては24時間で1万5,337台、うち大型車が1,632台と、大型車が1割以上を占めているような状況でもございます。このふれあい道路、国道294号線も含めまして、県南地域の物流においても重要な路線であると認識しております。こちらにつきましても、こういった交通量の台数なども含めまして、引き続き、茨城県に対して要望のほうを行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） このふれあい道路が、団地が出来て、その後で開通したときに、実は私個人的にはあそこに料金所作ると言ったの、取手市以外の車から金取ると言ったの。だって取手市の車じゃない車が圧倒的で、そのために取手市の税金使う、こんなことが許されていいのかと思いました。昨年、県に行ったときに、県が改めて台数もつかんでない、私が言った報告をびっくりして聞いているというのは、これは本当にまずいなというふうに思いますので、ぜひしっかり求めていただきたいというふうに思います。

次に、市道1-2065線。トヨタビスタ——294のトヨタビスタからナオイオートのところのつながってる道路です。現状は大変な状況で——写真をお願いします。

〔12番 関戸 勇君資料を示す〕

○12番（関戸 勇君） これもすごいクラックなんです。こういうクラック、縦横。これはちょうど横断歩道のところですが、大変な状況です。担当課も把握をしていると思います。特に戸田産業から教育総合センターの入り口の横断歩道、あそこまで——特に200メートルぐらいですかね、大変傷んでいるので、現状を把握していらっしゃると思いますし、改修を急ぐよう求めます、いかがでしょう。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

管理課長、飯竹永昌君。

○管理課長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。取手市では市道の損傷状況を把握して、損傷の程度が修繕の必要性の高い路線から計画的に今現在修繕を進めております。令和4年度、取手市の舗装修繕計画を策定しております。この修繕計画の中では、ICT端末機能を有した市販車が取得した振動データを基に、4段階に路面の評価の区分を行いまして、最も損傷が激しい区間を優先——要修繕相当と位置づけまして、修繕の優先度が高い路線として整備を行っております。御質問いただきました市道1-2065線について

ですが、議員ご指摘のとおり、国道 294 号線から戸頭団地西バス停付近のコンビニエンスストアまでの間、約 200 メートル区間につきまして、損傷状況が 4 段階評価のうち、損傷状況が 2 番目に高い区間の評価となっております。優先度が高い路線であることは認識しております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） ぜひ、これは初日にもありましたけども、やっぱり大型車もふれあい混んでいる場合、国道へ出る、この道路です。そういう意味では白山交差点、それからこの市役所の前の大きな交差点を除くと、294 とふれあい道路につながっている道路は、戸頭にある 2 本なんですよね。そういうことから、ここに大型車も含めた交通が大変多いということです。オートバイで走ってる方が、そのクラックのくぼみにタイヤが入り込んで危なく転倒するところだったという声も聞いています。そういう意味では、命に関わるような問題にならないためにも、やっぱり早く改修を急ぐよう求めていきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、この質問を終わります。ありがとうございます。

次は、緑のカーテンについてです。映像をお願いします。

[12 番 関戸 勇君資料を示す]

○12 番（関戸 勇君） これグリーンのカーテン——ゴーヤのカーテンです。取手市のカーテンコンクールで大賞をいただいているゴーヤのカーテンです。私も団地の自治会の愛好家の皆さんと一緒に 14 年、カーテンを作っています。今年、市民参加された皆さんが言ってるように、本当に猛暑続きで大変だった。また、水ですごい苦勞されたということです。取手市でゴーヤのカーテンコンクール——この緑のカーテンの事業、これを始めたのが 2011 年だったのかなというふうに思ひます。市役所の正面に来ますと、正面の左右とかカーテンがありまして、そういう意味ではアピールをしています、なぜか今ではありません。一方で気候危機は進み、地球温暖化を防ぐ、環境を守る、大変大事な事業だなというふうに思ひます。ぜひ市役所正面にも作って、カーテンをアピールをしていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

[まちづくり振興部長 野口 昇君登壇]

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 関戸議員の御質問に答弁いたします。緑のカーテン、今、関戸議員が御紹介いただいたように、建物の外壁に植物をはわせることで夏場の日差しを遮り、室内の温度上昇を抑える取組です。これによりエアコンの使用量を減らし、省エネルギーと CO<sub>2</sub> の削減、排出量の削減に貢献することができます。また、緑のカーテンは美しい景観を創出し、生物多様性の保全にも寄与されていると言えます。本市においては、各公共施設に緑のカーテンを設置し、市民に緑のカーテンを直接体験してもらうことによって普及に努めているところです。今、御質問の市役所庁舎の正面への緑のカーテンの設置につきましては、平成 23 年度から国保年金課前に設置して市民への普及啓発を努めてまいりました。令和 3 年度・令和 4 年度は、正面玄関に向かって入り口右側の壁面に試行錯誤をしながら設置しましたが、ネットの固定が難しく、強風により外れてしま

う。砂利敷きの上でプランターを設置しているため、猛暑により苗の育成に適していない等の状況により、本年度においては設置を断念した次第です。本庁舎への緑のカーテンの設置につきましては、緑のカーテンづくり講習会の講師や本庁舎を管理する管財課とも協議しながら、設置に向けて検討していきたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 映像をもう1回お願いします。

〔12番 関戸 勇君資料を示す〕

○12番（関戸 勇君） これカーテン、全部プランターです。地植えではありません。ですから、プランターでも十分育ちます。それで、何といたって市役所の特徴は、本庁舎が井戸なんです——井戸水、これ全部、水道じゃなくて井戸水。料金も安いですけど、夏は冷たく、冬は温かい。今市民は、夏は30度ですよ、水道の水、うらやましい限り。ぜひ生かせば十分プランターでも出来ますので、市民参加を増やすために、市民の皆さんからアイデアをいろいろ募集することも必要だと思うんです。そういう参加を増やす取組について、一言何かあれば、ぜひお願いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境政策室長、大隅正勝君。

○環境政策室長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。市民参加を増やすための取組について、市では市民等に緑のカーテンの効果を直接体感していただけるように、先ほど部長からもありましたように、公共施設への緑のカーテンの設置をはじめ、緑のカーテンの効果や育成方法について学ぶ、緑のカーテン講習会、市民や団体等で育てました緑のカーテンの写真を募集しましてコンテスト形式で競う、緑のカーテンコンテスト等を実施させていただいております。特に緑のカーテンづくり講習会につきましては、参加者希望者が毎年大変多く、キャンセル待ちが出るほど盛況をいただいております。講習会参加者にはゴーヤの苗を無料で配布するとともに、緑のカーテンコンテストを紹介し、緑のカーテンコンテストへの応募も実際にいただいているところでございます。引き続き、今述べました市民への周知啓発事業をアップデートしながら事業を展開しまして、御家庭でできる地球温暖化対策、そしてエコ活動として緑のカーテンの周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後は、ムクドリ対策です。ムクドリというと、大量のふん害とか、いろいろ市民にとって嫌われている今や鳥かなと思うんですが、本当はそんなことなく、一羽一羽を見ますと、くちばしは黄色、足も黄色でかわいいんですよ。それで、ムクドリはもう昭和の時代までは、農家からは害虫を駆除する益鳥として——益鳥の王様みたいなものですよ、大変大切にされてきた。今でも緑を守る掃除屋として、アオムシ、ケムシ、捕獲をしています。そういう意味では、ただ集団をつくる。そういう習性から、ふん害などもあって嫌われているということなんですね。前の質問でどなたかから、このムクドリ対策と出たの

で、ムクドリを悪者にはいけないなというふうに思いまして、今日どうしても言いたいと思って出てきたんですね。それで、ムクドリを誰が増やしてるかなんですね。何で増えてるかです。やはりムクドリを増やさないための工夫をしなきゃならないと思ってるんですが、写真をお願いします。

[12番 関戸 勇君資料を示す]

○12番(関戸 勇君) ムクドリには天敵がいます。天敵、これフクロウです。こっち側に乗っているフクロウの、これ、お母さんフクロウ。団地のベランダで夏の午前4時ぐらいですかね。やっと明るくなった頃、2階にいたんですよ。何してんのかなと思ったら、突然前の植え込みに飛び込みまして捕ったのがムクドリでした。そういう意味では、ムクドリの天敵でもあります、フクロウ。何でフクロウ、こんなに目きんきらして、昼間なのに何で。普通は寝てるんですよ。それは、この人がいるからです。これは雛です。雛が大きくなって巣から出てきて、これがカラスや猫にやられるんじゃないかと思って、心配になって母親が見守ってるんですね。これも戸頭のそばで撮った写真です。それでもう一つ、これ鷹です。これはツミという鷹で、団地の中で35年ぐらい営巣してる鷹ですが、これもムクドリの天敵で補食をしますね。最後、これ見えますか、これハクビシンなんです。これはちょっとムクドリを捕るといふ点では天才なんです、やっぱりふん害とか大変被害が出て、果物皆食われちゃう。これ、残念ながらまだ害獣になってないんですよ。ですから捕獲しても処分できない、逃がすしかない。ハクビシンなんです。これはちょっと困っちゃうなというふうに思うんですが、私、建設経済常任委員会のときに提案をさせていただきまして、取手市内で主に増えているのは、2階の雨戸が閉まっている、あの戸袋の中です。それで、2回産卵します、1回に7羽、2回で14羽。それで空いてる空き家によっては3か所ぐらいあります、ムクドリの巣が。そうすると、14掛ける3——幾つになりますか。

[笑う者あり]

○12番(関戸 勇君) 42羽ですか。1か所で42羽です。ですから、ムクドリを増やすのを、これ以上増やすのはやめましょうという訴えをしてくださというふうに、広報にもお願いしたんですよ。市民の皆さん、ムクドリを増やすのをやめましょうと。対策の一つは、雨戸の隙間に、よく建設の足場で巻いているスポンジありますね、あれ安いものなんです、ああいうものを挟み込むだけでムクドリ入れませんから。そうすると営巣出来ません。巣があって餌があってですから。餌はあります、これはもう利根川の広大な河川敷がありますから、餌はあるんです。ちなみにもしムクドリがいなくなったら、この辺みんなアオムシだらけ——虫だらけになります。そういう意味では、やっぱり一定の役割をみんな持っていますので、そういう対策を建設経済のときにも求めたんですが、そういう工夫をぜひしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長(野口 昇君) お答えさせていただきます。いろいろな写真を見せていただいて、ムクドリの対策ということで御提案をいただきました。ムクドリの個体

数を増やさない工夫に関する御質問ですが、まず前提として、ムクドリをはじめとする野生鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護法で保護されており、むやみに捕獲等を行うことができないため、我々は野生鳥獣との共存共栄を図っていかなければなりません。今、関戸議員から御質問が——御提案あったように、市民の方には、ムクドリのほうが営巣してしまったとか、戸袋に入ってしまったというときには、御提案いただいた内容を市民の方に御案内していきたいと思っております。また関戸議員には、野生鳥獣、このムクドリをはじめ、これまで一般質問において野生鳥獣のイノシシ、ハクビシン、アライグマ、生態系保全に向けた蛍やマコモダケについて多くの御提案をいただきました。これらの課題につきましても、関係機関と連携しながら調査研究してまいりたいと思っております。今後も取手の自然環境を見守っていただければと思っております。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） ムクドリについては、先ほど言いましたように、これ以上増やすのをやめましょうというのが大事なんです。その覚悟なんです。この覚悟が大事なんです。ムクドリをこれ以上増やすのはやめましょう。生物多様性をこの間ずっと国際的にも国連でも取り上げられてきました。それぞれの生き物のそれぞれの役割があって、また今は知られてない役割でも後で分かってくる。そういう意味では自然環境というの、言ってみれば人間もそうですからね、やっぱり非常に大事な生き物だというふうに思っています。そういう意味では、イノシシが、今ホームページ見ますと、本当に10月以来、物すごいイノシシの目撃情報が出ています。これも議会でも取り上げさせていただきました——4回取り上げました、たしか——5回でしょうか。2015年に——もう2015年ですから8年前ですよ、8年前に初めて、利根川のこの取手から守谷にかかるこの河川林に上流から流れ着いたたった2頭です、イノシシ。この2016年に、私はこの問題を含めて対応を早く打ってくれということ河川整備局にお願いしました。河川整備局、守谷の出張所も含めて対応をお願いしました。残念ながら、檻を1個置いただけで対応がされませんでした。あっという間に増えました。本当に物すごい勢いで増えます。初期の対応が間違っただと。昔から住んでるんだったら駆除しないでいいんですよ。そうじゃないんですね。

それから、最近ではキョン、千葉の房総半島の先端のほうで飼育してたでしょ、あれが逃げ出してもう20年になりますけども。おとしぐらいですか、柏に出たということで、いつ利根川を渡るかということを心配しています。つい最近、戸頭の河川敷の野菜がたくさん食われて、足跡がどう見てもキョンなんですよね。だから、小文間辺りで渡ってくるのか、戸頭辺りで渡ってくるのかということ、川を渡れるものですから大変心配しています。本当に急いで対応しないと、これは畑はみんなやられちゃいます。イノシシと違って、野菜——葉っぱ食うものですから、ぜひ、対応を急いでしていく必要があるというふうに思います。それから、カシノナガキクイムシ、これも去年この問題取り上げまして対応をお願いしましたが、やっぱり相当の勢いで増えています。今回、補正予算にも載っていますけども——補正予算で対策費として計上されていますけども、里山の代表的な植物でありますクヌギ、今はコナラなんですけど、クヌギも含めて本当に広がるだろうというふうに思っています。そういう意味では、初期の対応というのが本当に大事で、専門家の方、

何人もいますし、それぞれいろんな対応をされていますから、いずれにしても、イノシシにしてもキョンにしても、そういう対応をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。防災から始まって、いろいろの間、質問させていただきましたが、引き続き、環境・防災については、私個人としても、また地域でもいろいろやりながら、市にいろいろ注文をさせていただきます。ぜひ、しっかり対応をお願いしまして、私の最後の一般質問になります。終わります。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、関戸 勇君の質問を終わります。

続いて、遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。通告に従って一般質問を行います。私もこれが最後なんていうことにならないように、しっかり頑張っていきます。何回目でしょうか、放課後子どもクラブ運営についての質問です。まず、生活の場とする児童クラブと、居場所づくりとする子ども教室の部屋の確保と運営状況について、公設民営化された高井小・東小・藤代小学校についてまず伺いたいと思いますが、2019年11月30日の全員協議会で示された説明では、運営を民間に委託することで課題を解消するとして4点挙げておりました。まず1点目が慢性的な人材不足の解消、2点目に支援の質の向上、3点目に土曜日開所の支援員等の負担、運営コストの軽減、結局開所クラブを集約したということなんですけどね。そして4点目に、児童クラブと子ども教室とに分け、新放課後子ども総合プランに沿った運営体制を整えるとしました。落ち着いた雰囲気の中で遊び、生活できる環境になったのでしょうか。答弁を求めます。

〔23 番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。今ご紹介がありましたように、高井小学校・取手東小学校・藤代小学校の放課後子どもクラブは、令和3年10月1日より民間事業者に業務委託をしたものでございます。民間事業者への業務委託がスタートしましてから約2年が経過しましたが、今年9月の定例議会の総務文教委員会において、お時間をいただいて、委員の皆様にも民間委託後の状況及び当初の課題について御説明をさせていただいたところでございます。それらの課題については、業務委託によりほぼ解消されると認識しております。また、民間委託後の放課後子どもクラブを利用する児童の皆さんは、以前よりも充実した子ども教室プログラムに楽しそうに参加しており、遊びや生活の環境がこれまでよりも確保されてきているものと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 確かに私も資料見せていただきましたけど、英語ですとか、いろんな遊びの提供がされているということで伺っております。ただ平日は、子どもたち



も学校教育の中で緊張していると思うんですよ、ある程度、集団の規制もあるわけですから。そういう意味では、やはり落ち着いた生活の場、——自由な遊びと生活の場というものを、原則はそこにあるんだろうなと思います。でも、そういった民間の力というのも、それは私も否定はしておりません。

次に、直営と民営化されたクラブの運営状況、違いが起きているのか、その課題と対応についてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 子ども青少年課、長塚です。遠山議員の御質問にお答えいたします。御質問の放課後子どもクラブの運営状況とその課題についてですが、民間事業者への業務委託を実施する前に、市が抱える課題として、支援員の慢性的な人員不足、支援の質の向上、土曜日利用の効率化などがあり、それらのことは解消されておまして、また今年度はコロナ禍も——コロナ禍により縮小されていた子ども教室事業や支援員交流事業が予定どおり実施されるようになり、民間委託事業者の持つノウハウというものが、これらの事業を通して子どもたちに、そして市直営クラブにも共有されてきているところでございます。さらに市が直営する11クラブにおいては、今年11月にクラブ通信、いわゆるお便りというものを初めて発行しまして、クラブ室入り口に掲示するとともに、配信アプリで保護者に配信することで、クラブでの児童の様子を保護者にお伝えしているような状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） お便りが配られるようになって、本当よかったなと思っていますけど、まあ——改善されていけばいいかなと思っています。

次に、支援員と補助員数についてはどうでしょうか。民間だと、今回丸2年を過ぎ——例えば資格のない方だと2年間経験をした上で研修が受けられる、そこで初めて支援員となるというわけなんですけど、これから民間も——一度私も支援員の数が少ないんじゃないかということでしたら、ただそうと思ったわけなんですけど、その理由も分からなくはないということ承知したわけなんですけど、その辺を含めて見通しと、どうでしょうか人数は。

○議長（金澤克仁君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。11月現在での数字となりますが、支援員・補助員の状況につきましては、市直営の11クラブにおいては支援員が61人、補助員が20人、合計81人となっております。また民間委託3クラブでは、支援員15人、補助員28人の合計43人、合わせますと支援員76名、補助員48人の124人となっております。また、民間委託クラブのほうの支援員数、若干少ないようなふうに感じるかと思いますが、今年度支援員の認定資格研修のほうに、市直営クラブでは3人なんですけど、民間委託の3クラブでは7名の方が受講していただいております。今後は支援員の数というものも確保していけるのかなというふうに感じております。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 子ども——児童クラブの場合、子ども教室のほうはまたちょっと要件が変わってくるんですけど、児童クラブの場合は40人——子ども——児童数40人に対して1単位とするということで、支援員が2人充てられればいいんですけど、補助員でもオーケーということ言われております。その辺の定数というか、その辺はきちっと対応されていますか。

○議長（金澤克仁君） 子ども青少年課長、長塚逸人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。支援員の配置状況につきましては、取手市の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の定めに従いまして、放課後児童支援員の数については、支援の単位ごとに2人以上とすると。ただし、その1名を除き補助員をもってこれに替えることができると定めており、適切に配置していることを確認しております。また民間委託3クラブの支援員におかれましても、毎月報告書をいただいております。その都度、配置状況を確認しているような状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 最後の——というか、ここが私、目的というか、要なんですけど、藤代小学校のクラブ室内にトイレ設置を求めたいと思います。クラブ室が新設された当初から保護者と要望し、その後も複数回、請願も出された課題でもあります。私自身、これまで子どもクラブの質の改善に向けて、現場の声を届け、取り組んでまいりました。例えば、近くにいました一級建築士の方にアドバイスをいただいて、クラブ室の天井板を吸音性のある資材に変えていただきました。というのは、職員の方が「いやあ、それにしても藤小は支援員が怒鳴ってばかりで」というような、そういうことを受けたんですよ。それは何でとなったら、やっぱり支援員のせいではなくて、子どもがもう当時は100名ほどいましたから、一つのそれも部屋に。これじゃ当たり前だということで、何かあるんじゃないかということで、一級建築士の方、これボランティアで見てもらいましたらば、簡単ですよ、安い金額で直せますよということで天井板を替えてもらったんです。このときは、さすがに教育委員会にすぐやってもらいました。それから今は室内に水道を引いてもらったんで、室内で手を洗うことができますけれど、当初——以前は、おやつの前だよという靴に履き替えて、ベランダにある手洗い——手洗いをしていたわけなんです。で、トイレはいまだに靴に履き替えて使用しているというわけなんですけども、体調が悪いときのことを考えてほしいと私も保護者から指摘されたことがあって、返す言葉がありませんでした。引き続き声を届けますと言うしかなかったんですけども、今回家庭庁——こども家庭庁の「こどもをまんなかに据えて」と示されるようになった今、現代です。時代もどんどん進んで。そういう現代に見合った環境整備を私も改めて求めたいと思うんです、この観点からね。子どもたちの代弁者である支援員や補助員からも常々要望されております。民間の方からも言われました。話す機会がありましたんで答弁を求めたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 藤代小学校のトイレの件につきましては、これまでも何度か御質問いただいて、その都度答弁させていただいております。藤代小学校の放課後子ども

クラブのトイレにつきましては、体育館の外トイレに加えまして、子ども室に隣接する体育館玄関内の多目的トイレを今ご利用いただいているところでございます。体育館の外トイレを使用する際には、支援員が必ず児童に付き添うようにしております。今後も、夜間の防犯対策や雨・雪・強風等、体育館内多目的トイレの優先的使用など、児童の安全確保を考慮した対応を継続してやっていきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） これまでどおりの答弁ということになるんですけども、時代も変わってるんだよ、進んでるんだよという——国のほうでも、こども家庭庁に大いに期待をしたいと思うんですけども、そういったものも設置されました。そういう意味では、かたくなに拒むのではなく、やっぱり現状を見ていただきたいと思います。支援員とか補助員の皆さんは、本当に子どもの代弁者ですからね。ここにいる人たちは、だってたまに行ったり、請願を受けて現地見るだけぐらい、なんですから。毎日子どもたちと一緒に生活している支援員の言葉とか要望というのは、本当しっかり受け止めるべきだと思います。体育館の中に入ってちっちゃいトイレがありますよ。当時、委員会で視察行ったとき、「おう、これ使えばいいんだ」と言われましたけど、あれ1個しかないんですよ。今、毎日大体60人ぐらい来てるという話、現場で伺いました。1個だけのトイレ使えませんよと。悪いけど、今使ってないと思いますよ。ついでながら——何か——言うと、シダックスさんは、「取手の子どもクラブに来て、正直面食らいました。もう子どもたち「わわわわあ」という感じで」と、それが私の最初の質問だったんですけど。そういうふうにざっくばらんに、あくまでも子どもたちの環境、いい環境作りたいと思うんですけど、ざっくばらんに聞かせてくださいと言ったら、「面食らいました、正直に言って」と。だから、それなりに民間も学校のほうにお願いして、「ちょっと一つこういうことをやり——遊びをやりたいから部屋を貸してほしいということで、今使わせてもらうようになったんです」ということで、「いやいやお疲れさまです」と私は頭下げましたけど、そういう形、そういう声があったということをここで報告しておきたいと思います。

教育委員会の上に——よしあしあったんですけども、当時、藤井市長もあくまでも教育委員会は独立したものにするということで答弁していたので、私たちも受入れたわけなんですけど、システム上とか制度上、教育会議というのができました。そのトップは市長です。今後検討課題の一つとして受け止めていただきたいと申し添えて、次の質問に移ります。——答弁求めていますでしたからね。市長よろしく願いしますね。子どもたちの環境です。

2点目の、国民健康保険事業についてです。44億円の基金を加入者の皆さんに還元すべきと考える立場から、この——私たちだけではありません。これは本当にほかの同僚議員の皆さんも、ちょっとこれはため過ぎじゃないかということで、この間、委員会でも——常任委員会のほうでも勉強会を重ねているところです。まず1点目では、ほかでもありません、18歳以下の第1子のみ均等割額の半額免除を、今こそ——もう暮らしも大変だという今こそ、全額減免すべきです。あと幾らあればできるのかというのを伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、18歳以下の均等割額を全額免除にするべきとの遠山議員の御質問にお答えさせていただきます。当市では、18歳以下の均等割の減免につきましては平成30年度より実施しており、令和4年度には第2子以降の均等割を100%減免に拡充しております。これまでもお伝えしているとおり、国保税の減免につきましては、国からの通知により、国民健康保険では所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮し、その全額を免除することは適当ではないと示されていることから、引き続き法制度の趣旨に沿った適切な運用及び低所得者への軽減措置と併せまして、国保財政の健全な運営を維持してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 渡来部長、幾ら——減免すると幾らか分かりますか。

○健康増進部長（渡来真一君） 失礼いたしました。今お答えしたとおりなんですけども、現在18歳以下の第1子の均等割額、50%減免としておりまして、令和5年度の本算定における対象者1,481人となっております。これに対する公費負担額は807万8,000円となっております。この全額免除した場合ということなんですけども、さらに約800万円ほどの公費負担が必要となります。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 全額免除はあまり好ましくない——私も県に以前聞いたときには「グレーゾーン」なんていう言葉言われましたけれども。これまでも——前回も加増議員が取り上げたり、それこそ小池議員も本当に繰り返し繰り返し求めてきたというか、取り上げてきたわけなんですけれども、「法的には問題ないんですけど」というのがついていたんですよ、ちゃんと。ただ、グレーゾーンというだけなの、そのグレーゾーンって何なんだと思うんだけど。とにかくでも44——当時は47億円と言われて、それで私たち議会のほうも、それはちょっとあまりにも引き下げるべきだということで勉強会を重ねたわけです。ここまで取り組んできたというところでは、私たちも評価をしたところなんですけれども、あと一步踏み込んで、今——今回6億円でしたっけ、国のほうからも、低所得の方という、子育て支援ということも含めて交付金が入ってきました。明日の補正でまた——もう通ったんでしたね。補正に入っています。そういったこともある今の状況なので、ここで思い切って、あと800万円というのであれば、44億円のうちの800万円、もう本当にこれ一度踏み込むべきではないか、思い切ってやるべきじゃないかということをもまず一回言っておきたいと思います。

次に、他市とは比較にならない基金額だと思うんですけども、払いたくても払えない高い国保税です。物価高騰で市民の暮らしが大変な今こそ、税額の引下げを求めたいと思います。子どもたちの——子どもの均等割どころじゃない、一般被保険者全て対象にしてはどうかということなんですけれども、被保険者の均等割額全額を減免するとしたら幾らになるのか。例えば、さらに100歩譲って医療費分だけだったら幾らになるのかなど、前もって担当課にはちょっと試算をお願いしたいということでもありましたんで、ぜひこの議

場で試算額を示していただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質問に答弁させていただきます。令和5年度の本算定の数字で申し上げますと、被保険者数2万3,184人に対し、均等割額を全額免除にした場合、市の公費負担は約6億4,100万円ほどになります。さらに2点目の、均等割の医療費分のみを全額免除にするに必要な公費負担は約4億1,200万円ほどになると見込んでおります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 忙しい中、試算額を示していただきました、ありがとうございます。あえて医療費分のみを全額免除したら——減免したらどうかというふうに出した——取り上げたというのは、40歳以上になって介護支援分というのが入るということで、公平にとはいいませんけれども、適切ではないと思うんで。加入者皆さんに公平に減額したら、引下げにつなげればということで、せめて均等割額の全額がちょっと6億——同僚議員の皆様もそれはちょっとそこまではと、もし言うのであれば、医療費分だけでもどうかということで2つ試算額を出していただきました。約4億1,200万円ということであればということなので、これも44億円の基金から可能じゃないかと。私は、さらにもう100歩譲れば、1回きりでもいいからやってみたら、と思うんですよ。この本当に大変な御時世だから、経済情勢だから——これまで勉強会の中で担当課長も言っていたのは、減額したとしても——今いいというあれは——減額したときに、次の年、元に戻すだけで何か保険料が増えた、何か増額されたという、そういうふうには負担感を感じるんじゃないかということをお心配してたんです。私——貧乏性な遠山さんとすれば、本当それ分からもないなあと思ったんですよ。1回きりで終わると、ちょっと何か次に戻ると「えっ、増えてる」と思うのもあるかなあと思ってたんです。だから1回でもやってみたらどうかなというように思いますが、答弁できます——市長と相談してきたと思うんですけど。

○議長（金澤克仁君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。平等割に相当する分については、3方式から2方式に変更になった際、実質引上げ【「実質引上げ」を「実質引下げ」に発言訂正】というようなことで、その保険税の減収分を補てんするために約——令和5年度については9億4,000万円ほど取り崩しております。今後も同じように今の税率を変えずに被保険者の方に実質軽減負担をするということであれば、今後も約——国保基金を約10億円程度取り崩す必要があるということは、前回の議員の皆さんとの勉強会の中でもお伝えしているところでございます。その上で申し上げますと、今回の御質問いただいた被保険者の全額均等割免除、またさらには医療費分の全額免除ということで、いずれも6億円から4億円程度、先ほど申し上げました10億円を重ねますと、かなりの金額になろうかと思います。その上で極端な保険——国保基金に依存した保険税率の引下げや、また保険料の減免については、国保基金を早期に枯渇させることにつながるおそれがあると考えため、今後の国保財政や国保——国民健康保険を取り巻く状況の変化をしっかりと

と見据えながら、被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 事務方の答弁は想像つくわけなんですけども、被保険者で明日にも後期高齢者医療保険に移る人もいるわけですよ。今決断が望まれるのは言うまでもありません。そもそも単年度収支会計のはずですし、これだけ多額の基金はむしろ問題だと言わざるを得ません。そういう意味では直ちに還元するべきだと思うわけなんですけど、ここで答弁求めても——何か変わんないんだらうなあと予想つくわけなんです——市長もうなずいちゃってるんですけどね。そういう意味でさっき私が言ったのは、100歩譲って1回でいいから均等割、全額とも言わない、半分だっていい、医療費の——医療費分の均等割額だけでもいい、4億1,200万円。来年の——今年度の決算だって多分マイナスになりませんよ、それは保障する、だから大丈夫です。これをやっぱりやるべきだと思います。あとは山野井さんも「思い切った引下げ、やるべきですよー」と言っていたから……

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） （続）思わず私、10億円と言われて、山野井さんと言っちゃったんですけど——本当、同僚議員が皆さんはそうやって考えております。例えばの話で試算をしていただきました。委員会のほうに持ち帰りしたいと思います。

さて、国県では国保料税の平準化、いわゆる統一化が進められようとしていることも承知しております。当市にとってはどのような影響を及ぼすのか、そもそも国保税の額を決めて徴収するのは市町村が行うとしております。それがどうなっちゃうの、そこからいったらグレーゾーンじゃない——グレーゾーンどころじゃない。法的に何か問題があるんじゃないかと私は思っているんですけど、断固反対ですよ、統一化は、平準化は。でも、国県のやることですから着々と進めているかもしれない。万が一、この保険税額の統一となると、税額の引上げになりかねないと予想はつきます。そういう意味で、この40——本当数十億円の基金を充てても激変緩和策、9月議会で、いやそれはできないですという答弁があったんでその辺をちょっとまず、これも一つの引下げの、私は案だとは思っているんで、その辺ちょっと答弁をいただきたいと思います、今後の見通しと所見。

○議長（金澤克仁君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。均等割のお話からの引き続きになりますが、取手市においては均等割、今は全額で3万9,000円、県内の平均を取りますと約5万7,000円ということで、取手市が一番低い均等割の金額となっている状況でございます。その上で、今後県の保険料率の統一がなされた場合、当然県の考え方に基づいてお話しさせていただきますと、県全体で試算した医療分、あとは後期分、あとは介護分、その納付金総額において、市町村の所得や被保険者数の県全体のシェアに応じて案分するよと、そういうふうな考えを示されております。その上で、取手市においては被保険者数で言いますと8番目に多い状況にあることから、当然国保事業の納付金の引上げが見込まれている状況です。その後、令和9年度以降に保険料率の統一を県が検討するというような見解を示しておりますが、今後、先ほど議員のほうから御質問あった激変緩和、この分についても国保基金の運用については視野に置いて対応を考えなければならないと考

えております。したがって、繰り返しのようになりますが、今後の国保財政、さらには県の統一化も含めた状況などをしっかりと見据えた中で、適時適切な被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私もこの国保に関しては、県のほうのホームページにも一覧表出てますから確認しています。でも 44 億円の基金までは、ほかにありませんよね。先ほど試算していただきましたけれども、均等割の医療費分のみ全額減免だと約 4 億 1,200 万円ということなんです。さらに 100 歩譲っても約 2 億 600 万円ということ。1 万円、さらに法定減免を受けてる方はもちろんいるんですけども、その方も多少、均等割というのは本当に大きいですから、そういう意味では引下げにつながるだろう、ほっとするだろうなあと思うわけです。だからこのいずれかぐらいは、1 回きりでもいいからやってみようよということをお願いしたいと思います。私たち、先ほど来から言ってますけれども、福祉厚生常任委員会では一昨年担当課には勉強会をお願いして、快く本当に資料も提供して、そして「シミュレーションが違ってたんじゃないか」ということも、ちょっと指摘せざるを得ないという状況も生まれてしまいましたけれども、でもそれはそれとして、さらに、じゃあこういうふうなことだということで、さらにシミュレーションをつくり直したりということで繰り返し勉強会してきました。議会と執行部等で一緒に共通課題として受け止め、精査、検討してきたわけなんですけれども、今期最後の議会となりますので、関川さん——関川委員長を中心にして……

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）福祉厚生常任委員会で提言あるいは条例提案。コミバスに関しては染谷委員長を中心に、もういろいろ提言を出そうということで今まとめようとしている段階まで来ています。本当に私も大いに期待をしているところですし、そういう意味では各委員会でそれぞれの提言、条例改定案、条例提案できたらいいなと思って、私も委員会の中で提案をしていきたいと思っています。まずは中村市長の政治姿勢、ここで示していただきたいが、中村市長に期待をしている私一人なんですけど、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） 控えておく——いやいや、いいよ、いいよ。そういう想定でいたから……

〔笑う者あり〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）ないようなので次——ごめん、ないようなので次の質問に移ります。「最後、中村市長一」と思って立てたのになあ、残念です。次の質問に移ります。

公共交通問題。お手数をかけましたけど、試算していただきありがとうございます。あとは委員会でよろしく願います。3 点目の地域公共交通問題についてです。改めてコミュニティバス運行についての目的を、ここで確認をしておきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手市コミュニティバスでございますけれども、平成18年10月から公共公益施設や中心市街地へのアクセスを確保して、市民の生活利便性の向上を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することなど、このようなことを目的といたしまして運行しているものでございます。具体的には病院、店舗、公共施設を巡回しながら、JR常磐線の取手駅、藤代駅、それから関東鉄道常総線の各駅と市内各地の住宅団地や集落を結ぶようにルートを設定しております。しかしながら、限られた予算の中で運行していること、市内全エリアを漏れなくルートの中に組み込むことはなかなかできませんで、また利用者がほとんど見込めないところを走らせているというようなことにつきましては、批判も少なからずございました。そうした中、平成27年のルート・ダイヤ改正におきまして、それまでのアンケート調査などにおいて挙げられておりました便数が少ないという課題に対応するために、運行ルートを可能な限りコンパクト化して、1便当たりの所要時間を短縮するなど、便数を増やすための効率化を図る必要があったことから、利用のときに——利用の特に少なかった地域のバス停を廃止した経緯がございます。昨今では、このような公共交通の需要があまりなかった地域におきましても、高齢化の進展に伴いまして自家用車の運転が困難となった高齢者が増加いたしましたして、移動のニーズが高まっているものと認識しております。新たな方策の検討が今後必要であると考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 浅野部長には全部答えていただいたような——やっぱりしっかり責任持ってやろうという姿勢を受け取ったところなんですけれども。ここで改めて確認したいのは、2点目の路線バス走行とコミバス運行ルート、ダブらないようにしようという、当時話し合っただけで決めたはずなんですけど、やっぱり路線バスが行って、乗らないで、だって次にコミバスくれば100円で乗れるんだよという——それ当時から随分いろいろ聞いてたんですよ。それでそれを一定改善するというので、ダブらないようにすると言っただけなんですけど、今現状はどうなっているのか、まず伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。路線の重複につきましては、先ほど根岸議員のほうから、その細かい調査の結果も御報告いただいた中で、実際に重複してるところはございます。また経路が重ならないまでも、やっぱり出発点と目的地が同じ場合というのは往々にしてありますので、こういったところは発生してるとは十分認識してるところです。こういったものにつきましては、やはり民間事業者の圧迫とか、あとはルートの効率的な配置、こういった観点から今後は、これまで以上に厳しくチェックをかけるような、また、ほかのいろんな交通機関との連携を考えながらルートを再編成しなければならないというふうに考えております。将来的なルート・ダイヤの設定方



針につきましては、来年以降作成する公共交通計画策定による調査を踏まえて検討していくものですが、現段階ではそのように考えているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 生活ネットの方たち、本当に細かな調査の上で、対案まで出してきたというところで本当に頭が下がります。大いに参考にしたらいいなというふうに思って聞いていました。で、一緒に——コミュニティバスと一緒に走ったから今逼迫させたという、それだけではないんでしょうけど、大本は働き方改革というところで、やむを得ない事情もあるのかなというふうには私たちも承知をしております。ただ、そういったことが、一連のことが市民の足、移動権の保障が危ぶまれる影響が起きるところで、これは本当に大きな問題だなと。あとはだからもう県国にも求めていかなければならないなど、私たち共産党でも考えているところです。路線バス、民間バス——路線バスとコミバスを別にして走らせるとなると、そうすると、うちは路線バスばかりであっちはコミバスで、あっちは200円で、こっちは何かどんどん距離が過ぎると料金も上がるしというふうに、こういったこともだんだんには市民の公平化というところでは問題になるだろうと思うんです。そういった場合は——これから公共交通計画、やっとなにかつくるような話になってきましたけれども、料金の見直し・調整が、その辺の公平化も含めてやっていかなくちゃならないんだらうなというふうに思います。料金に関わってくると、公聴会も開く必要があるということなんで、そういう意味では、その前に公共交通計画策定の段階で市民参画型で丁寧に進めることがもう重要不可欠だと、私もこれは再三提案してきたところなんですけれども、改めて重要不可欠だということを述べておきたいと思います。ここで料金の見直し・調整といっても、答弁はこれからということなんで答えられないんだらうなあとしますので、肝腎な空白地域——9年間空白地域にしてきた責任は大きいわけですし、同じ税金を納める市民です。まず、先ほど浅野部長からも丁寧な答弁、コミュニティバス運営に関して丸ごと答弁をしていただいたというように、私はしっかり受け止めたんですけれども、こういうわけでなくしましたというだけでは済まされない、9年間ですよ、手つかずにしてきたのが。言い方を変えれば、放ったらかしにしてきたということなんです。それについて——その点について所見を求めます。

○議長（金澤克仁君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。まず、タクシーの補助券という話ですかね。

○23番（遠山智恵子君） それ、言ってない。

○都市計画課長（大久保益雄君） 言ってないでしたっけ……。

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） でも、いいよ。どんどん進めてください。

○都市計画課長（大久保益雄君） 分かりました。高須地区のことだと思うんですけども、こちらにつきましては先日も要望書を頂き、市側としても、とても真摯に受け止めているところでございます。こうした中で、この地区も含めまして皆様のお声を直接お聴きするなどして、交通計画や手法——交通体系や手法について検討を進めていきたいと考えてい

ます。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 反省の言葉があつていいんじゃないかなあとと思って、「放つたらかし」と言ったんですよ、私は。これは藤井市長にも、最後の議会だというときに私は言ったんですけど、取上げました。案の定、ずーっと座ったきりだった。中村市長はそういうことないように、私は本当にそういう意味で期待してんですよ。この議場で、市民の代弁者である私たち議員がもう質問であつたり、質疑したりやってるわけですから、せめて市長の立場、いろんな立場あるというのは、みんな承知してますよ。でも、やっぱりそこは、市民に対して申し訳ないなと思つても、これは大事なことからやらせてほしいくらいの、そういった立場立場で——私たち議員は議員の立場立場で取り上げるんで、市長や執行部の皆さんはその立場立場でやるしかないから。でも、腹を割った、で、市民の立場に立った気持ちというかな、やっぱりその辺が見えるような、伝わるような、そういう姿勢を持って答弁していただきたいなと。それらが考え——伝わらないと、大きな声で取り上げるしかないんですよ。でも十分分かつてるようだし、いいですよ、それ以上は。むしろ前部長に言いたいくらいですよ——あそこに座ってる。

〔笑う者あり〕

○23番（遠山智恵子君） 今、大久保課長が言おうとしてたんですけど、私そういう意味では、9年間悪かったなと思えば——だって、先ほど部長も言っていましたけど、市民も状況が変わっちゃったんですよ、十年一昔というように。通院とかは家族に頼むんだ——頼めるけど、やっぱり買物や、たまには公民館に行って友達と会ったり、好きなパッチワークやれたらいいんだけどという、そういう声も届いております。本当1人、2人だけではありません。そういう意味では、これは本当、空白地域に関しては、公共交通の今度のルート改定までの間だけでもいいからタクシー乗車補助券の発行、これを私は提案したいんです。月に1回でもいいから、ケース・バイ・ケースで。えっ、これはちょっと違うでしょう、大丈夫でしょうというんだったら何も出すことないよ。本当にこの方は大変だね、じゃあ分かりましたという、それだっていいと思うんですよ。——考えてきましたか、タクシー券の補助券発行。期待します。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。今お話ございました、このタクシー補助券の配布でございますけれども、こちらは確かに公共交通が不便なエリアなどにおきましては移動手段の——移動手段を確保していくための一つの方法として、ほかの市などでも事例のあるものではございます。しかしながら、配布対象者でありますとか、配布の各エリア設定などの制度設計によっては、公平性や利便性の面などでも少なからず課題もございまして、それに応じて予算額も大きく変動すること、導入に当たってはやはり慎重な検討も必要でございますので、先ほど述べさせていただきました地域公共交通計画の中で、これも一つの手法として検証していきたいというふうに考えております。地域——空白地域が市内の幾つかの場所で存在しているというところは、私たちも十分認識はしてございます。そして将来的なこの公共交通の計画に当たっては、どのよ

うな形、どのような手法などがあるか、一つ一つ地域の皆様の地域の地域ごとにお考えとか要望なども違うと思いますので、そのようなところをいろいろお聴きしながら計画を策定して、骨格たる公共交通計画を立てて、今後かなり公共交通に関しては厳しい状況ということも予想されますけれども、できるだけ皆様方の御不便を少なくできるように、よりよい公共交通計画というものを今後計画してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 本当に状況は変わってるよという——市民の暮らしだったり、置かれている状況は本当に十年一昔で随分変わってるよということ、改めて言っておきたいと思います。ぜひ一部の人——今の公共交通会議だって、悪いけど市民代表者って何人だっけなという感じですよ。私も会議録をお願いしてみましたけど、欠席される方も多かったです、本当にこれで決めていいのかな、これで決定となっちゃうのかなと、私は危惧を感じておりました。で、今度12月にあるわけなんですけれども、現時点での会議はともかくとして、今度計画策定に向けては本当に市民参画型、思い切って——これは協働支援、総務部長にもかかっていると思います、私は。パブリックコメント、あれだけがもう本当にいいあれじゃありませんよ、市民の声を聴くといっても。コミュニティバスのアンケートを取るというから楽しみに待ってたら、乗ってる乗客にだけの質問だったんですよ。100名ぐらいしか回答を寄せられなかった。肝腎な空白地域の声は入ってなかったんですよ。これでアンケートといえるのかと——前課長もいますけども。本当にそれでアンケート調査結果をお待ちくださいといっって、半年ぐらい待ったよ、私。だから、ここでは職員の方もそれなりの答弁されると思うんですが、やっぱりもっとリアルな——リアルに市民の状況を受け止めて声を取り入れていかなくちゃ、もう今の時代、遅れる。もう積極的にやっている市町村は、私たち議会のほうから送られてくる冊子があるんですけど、あれを見ると、いやあすごいなあ、ほかの市町村頑張ってるな、頑張ってる職員がいっぱいいるんだなあ。この間、つくばみらいの空調整備なんてことで事例も出てましたけど、そういったこと、皆さんも研修重ねているとはもちろん承知してはますけれども、ぜひもう時代も本当どんどん変わってるよということ、ここで言っておきたいと思います。次の質問に移ります。

最後、防災問題です。特に今回も避難所について、前回とは視点を変えて質問をしたいと思います。藤代地域が指定されている避難所については、大方、寺原小学校になっています。何と紫水地区も——地域も寺原小という説明を受けたということを知ってびっくりしちゃったんですけども、「えっ、川向こう、川渡って来るの」と佐野議員に言ったところなんですけども、本当にこれ問題だなと私たち認識しております、改めて。

最近、こういう御時世ですから出前講座あちこちでやってる、私もお願いしました。ところが、出前講座を逆に不安になって帰ってきた人が結構いるんですよ、地域で。担当課に行って、これでいいのかということで、私のことですから投げかけてきたわけなんですけど、考えようによってはリアルな、現実的に考えようという提起されたのかなあというふうに、私、むしろ逆にそんなふうに今この時点で受け止めています。そういう意味では、

安心して住み続けられる取手市というのは、もう誰もが願っていますし、先ほど関戸議員から行き届いた防災というけどということで質疑あり——質問ありましたけれども、本当にこういうこと目指して、取手市政、まちづくり、進めていかなくちゃいけないなあと私も思っています。どのように考えているのでしょうか、この現状。出前講座を受けて不安になっている市民の声、多数あります。今改めて——いろいろなボランティア活動をしている人なんですよ、でも寺原小ってどこだとよく言われるんですよと言うんですよ。あと、自分たち含めて、ボランティアやってるのは、結構高齢者が自分の周りが多いんだけど、もう免許返納してる人が増えてきているときに幾ら早めに早めにと言っても、コミバスも来てないところとか、公共交通で早めに来てくれと言っても、いつこの時点で行ったらいいいのか、どうやって行くのかというのが、もう不安の声ばかりです。どう市民に答えてくれます——答えたらいいでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。今、遠山議員のほうから、安全安心対策課の職員中心になって各地域に赴きまして、講座のほうをやらせていただいています。昨年配布しました——全戸配布しました防災マップに基づいて、皆様の住んでいるエリアにどのようなリスクがあるのか、自分はどこに逃げるべきかというところで皆様に説明させていただいて、決して不安を抱かせるような講座内容ではないと思うんですけども、確かに遠山議員がおっしゃるように、特に藤代地域にお住まいの方については、避難所が旧小文間小学校であったり、寺原小学校であったり、取手地域の避難所に避難していただく必要性があります。やはり浸水想定区域に住む方たちはそういったリスクがあります。早め早めに自分で判断して、どこに逃げるべきかというのを判断していただくための講座になっておりますので、こういった講座は引き続き進めさせていただきたいと思っておりますし、ある程度自分がどのタイミングでということ、逃げるそのタイミングですよ、それも防災マップに基づきまして、自分のリスクであったりとか、タイムライン——マイ・タイムラインなどを作成していただきながら、イメージしていただいて、シミュレーションしていただくという訓練は、これから非常に多くやっていかなくちゃいけないなと思っております。不安をかき立てるような講座内容ではないと思っておりますし、繰り返しこのようなことを進めていかなくちゃいけないなという思いでやっております。よろしく申し上げます。失礼します。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） あくまでも不安をかき立てられるような講座だったというんじゃないのよ。説明を聞いたけど、何か寺原小と言われたけど、でも実際、寺原小だと大きい大規模な学校ではないわけですし、校庭も少ないから、そうね、どっと来ても入り切れないかもしれませんねと現実的なリアルの説明を返してくれたら、逆に今度市民は、だよな、じゃあどうしたらいいということで不安になったというわけなんですよ。だから、

むしろ職員の方は——職員にしたらば、現実的なリアルな説明してくれたんだなと私は思いますよ。幸いにして、いまだかつて取手市民も、さあみんな避難所だというような経験はまだ——先日も双葉ですとか、あとは以前、風台風が来るということで、不安な方はどうぞと言ってもらって藤小公民館に200人ですよ。安心できたということで——腰が痛くなったけど、でも、やっぱりみんながいるから安心できたという。でも、そういうことが、やっぱり市民にとっては求められてるのかなと思います。もちろん川の増水がすごいとなったときに、藤代公民館に行きましょうとは誰も思いませんよ、あのときは風台風だったから。だからやっぱりマニュアルも必要なんですけども、やっぱり職員の方、もちろん私たち議員も含めて、市民もそうなんですけど、いざといたらどう守るか、いざといたら近所でどうしようかという、そういったシミュレーションと今、部長も言いましたけれども、そういったことを考えていくというのは本当に大事なことなんだろうなと思います。不安よねと言った方が実は私の御近所で、先日新町で講座を開いていただいたということなんですけど、その後考えたというんです。例えば、これまで旧藤代町時代は各小中学校が避難所ということになってますから、いまだに看板ちゃんについてます。「避難所、どなたでもどうぞ」という。「近くが藤代小学校なんで、できればそこでいいよとなれば、近所の高齢者の方とか歩けない人、つえ持っている人を手添えて避難支援をやるよ、手伝えるんだけどね」と言っているんですよ。一度送っていったら——送り届けたら、そのあとまたうちに戻って、食糧だとかお水だとか毛布だとか、みんなですべてを持ち——持ち寄ることもできると思うのよね、やっぱり近いところが一番よねという——まさに、これまでも総務部長が言われたように、共助ができてきてるんだな、意識を持たれてきてんだなって本当に思ったところなんです。そういった点、そういった声を受けて、いざとなったら垂直避難と言われているだけに、原則、寺原小となっていたにしても、ちょっとみんな夜半——夜中——夜な夜なテレビで、雨——雨だ。いろいろ天気予報を見たりしていますよね。時間はそれで刻々と過ぎるわけなんですけど、いざとなったら垂直避難を求めて近くのやっぱり公共施設、学校ですよ、一番はね。藤代小だったら堤防よりも高い3階——4階があるんですよ、見えるんですよ。

[チャイム音]

○23番(遠山智恵子君) だから、そういったところに御近所の方が言われるような、みんなで地域で助け合って避難できるんだけどという、そういった声に対してどう思いますか。所見をいただければと思います。

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

総務部次長、齊藤理昭君。

○総務部次長(齊藤理昭君) お答えをさせていただきます。災害の規模とか災害の種類とか、あと避難者がどれだけ来るかというのも、その時々によって、これ違うと思うんです。ですから、なかなかストレートにこれだという答えはないんですけども、基本的には藤代地域というのは、ハザードエリアになってます。62%——市内では62%がもうエリアになってますので、その方が全部が避難所に来るということでは現実的にはないと思うんですけども、恐らく分散避難という言い方もされてて、今、ここコロナ禍において一

一から始まったんですけども、そういった避難の方法もあります。決して避難所が一番、その人にとって避難すべきところかとなると、まさに災害の種類によっては、自宅の二階に垂直避難するのが、まず夜中とかであれば、それが安全だというふうに考えられる方もいらっしゃるでしょうし、それ人によってまた違うのかなと思いますんで、まず大事なのは自分の身は自分で守ると——これはもう前から言ってます。日頃からの備えをどうしていくかというの、自助の部分で大切な部分になります。基本的には、河川の洪水氾濫とか台風が近づいたときには、先ほどもありましたけどもマイ・タイムラインに沿って3日前から行動に移すような、そういった備えとか準備をしておく必要があると思うんです。それによって、いろいろ自分の動き方とかそういったことも考えておく、気づいておくといいますか、検討しておくということが非常に大切になりますので、まずは自助、次に共助……

[チャイム音]

○総務部次長（齊藤理昭君）（続）というところでの話を、これからもいろんな出前講座の中でもお話しさせていただいて、最後に公助の部分についても、この3つを連携させながらやっていくことが防災につながるんだろうというふうに思ってます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 万が一のことを考えたら、学校の上階のほうにも——上のほうにも一定の備蓄なんかも置いてほしいなと思います。あと、双葉の例からすると、ちょっと臨機応変に柔軟な対応が足らなかったなというのは私は受け止めているんですけど、やっぱり困ってる、どうしようという相談を受けたときは、マニュアルはこうだけれどもじゃあ何ができるということで、やっぱり市民もそうなんだけれども、役所のほうも臨機応変にケース・バイ・ケースで動けるように常日頃、ぜひ考えていってほしいなというふうに思います。一緒にということで。一般質問、以上で終わります。

○議長（金澤克仁君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

午後 3時01分休憩

午後 3時20分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、岩澤 信君。

[10番 岩澤 信君登壇]

○10番（岩澤 信君） 創和会、岩澤 信です。本任期最後の一般質問となりました。よろしくお願ひいたします。一般質問の前に、一言ご挨拶をさせていただきます。11月29日、議員全員協議会の中で報告にありました、茨城県消防ポンプ操法競技大会中央大会兼全国消防操法大会茨城県代表選考会に選手として出場させていただき、初優勝を果たしました。

[「すごいな」と呼ぶ者あり]

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。来年10月に開催される全国大会に、茨

城県代表として出場することになりました。市の大会の訓練から数えて4か月間、岡田消防長をはじめといたします消防職の方々、また消防本部、サポートしていただいた各分団員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、通告に従い一般質問を行います。先月11月22日に、私の母校である取手小学校の創立150周年記念式典が執り行われました。私も実行委員会役員として参加し、中村市長、伊藤教育長、金澤議長、総勢40名近くの御来賓・地域の方々を招き、1部では厳粛な雰囲気での式典の後、取手第一中学校吹奏楽部の部員の皆さんの壮大な演奏で式典に花を添えていただきました。2部では、1年生から6年生まで各学年の元気で明るく楽しい発表があり、最後には、取手小学校150歳おめでとうと、子どもたちと一緒に歴史の節目をお祝いすることができました。私自身、長くPTA活動関わってきた中で、今回は子どもたちの学校体育・スポーツ環境についてお伺いいたします。まず初めに、学校体育の中で行われている、児童生徒の体力・運動能力調査の現状について、お伺いいたします。

[10番 岩澤 信君質問席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

[教育部長 井橋貞夫君登壇]

○教育部長（井橋貞夫君） 岩澤議員、このたび優勝おめでとうございます。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。

○教育部長（井橋貞夫君） 自分も消防団員で長らく操法大会出させていただきましたが、なかなかああいった賞を勝ち抜くということは非常に難しいんです。本当に素晴らしいことだと思っております。岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。小学生児童、中学生生徒の体力・運動能力調査につきましては、文部科学省で実施している新体力テストと、スポーツ庁で実施しております全国体力・運動能力、運動習慣等調査の2つの調査がございます。新体力テストは、児童生徒の体力・運動能力を調査することを目的に毎年実施しており、市内全小中学校の児童生徒を対象に、実技に関する調査を実施しております。全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、子どもの体力向上に生かすことを目的としている調査でございます。こちらは全国の小学5年生・中学2年生を対象に行っているものです。それぞれの調査項目は、握力や反復横とび、50メートル走、ボール投げ等の8項目を実施いたしております。体力・運動能力の状況を調べるもので、各調査は大体1学期に実施され、結果としましては教育委員会や各小中学校に提供されております。また、児童生徒は、成績表として個人の記録を知ることができるようになっております。状況的にはそういった形になります。以上となります。

[教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席]

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。私も調べたところ、文科省のスポーツ庁では、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果として、体力合計点については、令和元年度調査から連続して小中学校の男女とも低下していると伺っておりますが、取手市ではこの全国平均と比較してどのような数値になっているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） それでは、お答えいたします。今年度の体力テストですが、既に実施のほうされております。ただ現在集計中のため、調査結果のほうは令和4年度に実施されたものが最新の結果となっておりますので、そちらの結果のほうでお話しさせていただければと思います。取手市の児童生徒の結果を各学年ごとの県平均と比較しますと、県平均を上回る学年が多い項目、こちらは小学生男女ともに、握力と状態起こしになります。一方、県平均を下回る学年が多い項目は、長座体前屈、反復横とび、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅とび、ボール投げの6項目になります。中学生なんですけれども、中学生は県平均を上回る学年が多い項目が、男女ともに、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とびの4項目になります。片や、県平均を下回る学年が多い項目、こちらも男女ともに、20メートルシャトルラン、50メートル走、ボール投げの3項目という結果が出ております。また、全国の小学5年生と中学2年生を対象に実施いたしました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果におきましては、小中学校の男女ともに、握力、上体起こし、長座体前屈で、小学男女及び中学男子が、50メートル走及び立ち幅とびで全国平均を上回っております。なお、小学生男子、中学生男女は、20メートルシャトルラン、ボール投げ等で、共通して全国平均のほうは下回っているような状況でございます。このことから見まして全体の傾向といたしましては——取手市児童生徒の全体の傾向といたしましては、小学生で筋力や筋持久力、中学生では筋力や柔軟性・敏捷性が県平均を上回ってはおりますけれども、小学生、中学生ともに、全身持久力や疾走能力、跳躍能力、投球能力は、やや県平均を下回っているという結果が出ております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） 詳細な調査結果の御報告、ありがとうございます。私もメモを取ってたんですけど、総合して、走る、あと跳ぶ、投げるというのがちょっと弱いのかなという印象を受けました。今回私、この質問最後なんですけど、細谷議員の質問にもありました大谷翔平選手のグローブの話につなげたいと思うんですけど、この投げるのが弱いというところが、私にとってはちょっと今質問しやすくなりましたので、ちょっと取るときですね。走る、跳ぶ、投げるという、運動としては基本的な動作というか、運動になると思います。こちらが低下している状況をお伺いいたしました。それでは、この走る、跳ぶ、投げる、この運動の低下について、学校のほうの授業では、これについてどのような取組をされているか教えていただけますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岩澤議員の御質問にお答えいたします。授業における体育指導においては、課題となっている運動分野の克服とともに、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を念頭に指導しているところです。そのために、小学校では体育を好きになる指導方法の工夫・



改善、児童の能力に応じてルールや教具を工夫したり、段階的な課題を設定して思考を深められるようにしたり、ICTを活用して自分の動きを可視化し技能を高めたりするなど、誰もが興味や関心を高めることができるような指導の工夫を図っております。また中学校においては、学習の狙いを明確にして、できること、分かること、関わることをバランスよく組み込んだ授業を展開し、個に応じた多様な指導方法の工夫・改善に努めているところです。先ほど申し上げましたとおり、取手市の児童生徒の課題につきましては、簡単に申し上げますと、走る、跳ぶ、投げるといったような課題を捉えているところですが、例えば走るの持久力、これに関しましては、年間を通して体育の授業の初めに継続して5分から10分程度のランニングを行ったり、持久走記録会を開催したりして児童生徒の意欲を高めるなど、各学校において課題の克服に向けて工夫した取組を行っております。中学校におきましては、先日実施された県の駅伝大会に本市の中学校の男子2校、女子2校が、見事、県南地区の予選を勝ち抜き県大会に参加するなど、徐々に成果も現れ、課題の克服に努めているところです。また、専門的知識や技能を有する大学教授などのアドバイザーや指導教員の補助ができるサポーター等を招聘して、体育授業での指導改善や職員研修の充実を図る、県の子どもの体力向上支援事業を活用している学校もございます。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） 御説明ありがとうございます。私が想像していた以上に、この調査結果を踏まえての運動——授業での体育の取組、また専門的な大学の教授を招いての、そのような取組をお伺いいたしました。どうしても、その弱い子どもたちにとって、運動能力の弱い部分に関しては苦手意識が多分あると思うんですね。特に走ることが弱いとなると、やはり苦手意識があったりとかということがあると思いますので、今後、学校での授業での取組については、子どもたちが楽しく取り組めるような環境づくりも進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。先ほどの答弁の中で、各小中学校でもその取組に違いがあるのかなと感じたんですが、もし特筆する、その学校の事例なんかがあれば教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 学校によって取組がいろいろ特徴があって違うというところでの事例ですけれども、例えば先ほど出ました投力アップということですので、よくテレビでもやってるようなストラックアウトの器具を用意して取り組むとか、それからバドミントンの羽、あれを投げることによって、ボールじゃありませんのでそんなに遠くには行かないんですが、フォームをつくるだとか、そういった形で投力の工夫などを行っている学校もあるところです。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。楽しく——今のお話聞くと、楽しく運動ができるようなイメージができましたので、各学校でもそのような特色ある授業も進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、今、学校での体育運動機会についてお伺いいたしました。次に、スポー

ツ団体との関わりについて伺います。まず、こちらのスポーツ団体との関わりについての現状を教えてください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長、豊島 寿——答弁を求めます。

市長——市長、通告されてないんですよ。

[笑う者あり]

○議長（金澤克仁君） 教育長だけなんですよね。

答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 岩澤議員の御質問に答弁させていただきます。取手市では、市民——市民一スポーツを掲げ、取手市スポーツ協会やスポーツ少年団が活発な活動を行っております。スポーツ少年団では、合気道・空手・サッカー・柔道・少林寺拳法・レスリング・バドミントン・野球・ミニバスケットボール・剣道と、10種の連盟が活動しております。市ではそれらの活動を支援するために、スポーツ少年団指導者を養成するための費用助成を行っておりまして、さらに活発な活動ができるような指導体制の充実を支援しているところでございます。また、スポーツ推進員——スポーツ推進員の協力の下、市主催による各種スポーツイベントを開催しております。その中でも、子どもも参加できるイベントとしましては、新春マラソン大会やドッジボール大会が非常に人気がございます。また、取手市には4つの総合型地域スポーツクラブがありまして、それぞれに地域に根差したスポーツ活動を展開しております。一例を挙げますと、小学生を対象として、運動が苦手な子どもも参加できるなんでもキッズクラブ (OK) といった教室で、ニュースポーツのカラーリングやグラウンドゴルフを行ったり、また放課後子どもクラブと連携したスポーツ教室を主導し、マット運動やトランポリンなど、子どもの体力に合わせた活動を実施しております。市でも地域の様々なスポーツ団体と連携しまして、運動の得意な子や苦手な子まで、幅広い子どもたちが楽しみながら体を動かし様々なスポーツ体験のできる場を提供しまして、子どもたちの体力向上に努めているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。各スポーツ団体との関わりについて、子どもたちの体力向上に向けた幅広い活動の連携を行っているとお伺いさせていただきました。令和2年からコロナ禍になり、各スポーツ団体のイベント、また事業等も中止または自粛という期間があったと思いますが、そちらの影響というのはどのような程度ございましたでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長、豊島 寿君。

○スポーツ振興課長（豊島 寿君） 岩澤議員の御質問に答弁させていただきたいと思えます。市の主催スポーツイベントを見ますと、コロナ禍による影響を受けているといえます。特にドッジボール大会は、参加チームが大変減少している状況でございます。過去2年間、コロナ禍で大会自体が開催できなかったことが大きく影響しているものと考えてお

ります。その原因といたしましては、大人の団体であれば2年・3年後にメンバーが再度集まるということもそれほど難しいものではないのかもしれませんが、毎年学年が一つずつ繰り上がり入れ替わっていきます小学生のチームなどに取りましては、この2年・3年のブランクが、チームの継続的な活動がとても難しい状況であったものと思います。年間を通じて指導者との活動の行われておりますスポーツ少年団などと違いまして、ドッジボールチームは大会のときだけ集まるような子どもたちの同好会的なチームの場合が多く、保護者や教員などが活動に関わらないと、チームとしての継続的な存続が難しかったものかと考えております。しかしながら、通常の生活に戻ってきております現在、できる限り、以前のように子どもたちが体を動かしたり、スポーツ体験ができる環境づくりを進めていきたいと考えております。そのために、子どもたちが地域の様々なスポーツの場を通じまして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができるように、参加の機会をこれまで以上に広げまして、それを周知し、多くの子どもたちが参加できる環境の整備を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。やはりコロナ禍での影響、少なからずというか、大きく影響されていると感じます。さきに質問した体力・運動能力調査でも、コロナ禍の影響、令和2年度はこちら中止——調査自体してないと伺っております。やはりコロナ禍での影響、子どもたちの中でも運動の得意不得意はあると思いますが、まずは楽しく体を動かす運動の機会を、学校内またはスポーツ団体との連携を図りながら、指導また環境を整えていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後になります、大リーグ大谷翔平選手寄贈グローブの活用方法についてです。こちらは、先ほど細谷議員から詳細な一般質問、また答弁をいただいておりますので、私からは活用方法について2つの提案をさせていただきます。まず1つ目は、各学校の児童全員にまず手に取って触っていただきたいです。野球のグローブを初めて触る児童もいると思います。見るだけではなく手に触れる、そして子どもたちの感受性はとても豊かですので、大谷選手の思いを感じながら、その感想を道徳などの授業に取り入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岩澤議員の御質問にお答えいたします。大谷翔平選手からのグローブの寄附につきましては、市内14校の小学校全てにおいて寄附を受けることになっており、先ほど出ました投げる力、この向上につなげていきたいと考えているところで、体育の授業はもとより、休み時間や学級でのレクレーションなど、こういったところで活用が楽しくできるのではないかなというふうに考えております。小学校においては児童数が100人未満の学校から400人以上の学校もありますので、一概に活用方法を示すというのは難しいところですが、大谷選手の思いを受け止められるよう、ただ飾ってみんな眺めるといった活用にとどめることなく、子どもたちにも意見を聞いたり、どのように使ったらよいか話し合わせたりしながら、各クラスで期間を決めて回すなど、教育活動につなげてまいりたいと思っております。今ご提案いただきました、児童全員がとに

かくまず触る、道徳の授業等で大谷選手の思いを受け取るというのは、すばらしい御提案をいただきましたので、今この御提案いただいたことを一つの方法として各学校に伝えていきたいと思えます。ありがとうございました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。3つのグローブ、学校に来て、じゃあこの3つをどうやって使うのかというのは、本当に各学校悩ましいところだと思います。全員でキャッチボールができるかという問題もありますし、野球をやりたくないという子も実際にいるかもしれません。ですので、まず大谷翔平選手——日本を代表する選手がプレゼントくれたという、そのグローブを手に触ってみるといふところからまず始めてみてはいかがでしょうかというところで、御提案させていただきました。ありがとうございました。

そして2つ目なんです、今、答弁でもいただきました学校内での授業、こちらは野球の項目がないということをお伺いしております。また、学校の児童の規模によって、ひよっとしたら校庭とかでもキャッチボールが難しいのかなという状況も考えられます。そういう場合、例えば貸出し希望のスポーツ団体に一定期間貸し出すという提案はいかがでしょうか。決して学校に展示するだけではなく、先ほど御答弁いただきましたが、より多くの子どもたちにまず使ってもらい、そして使い込んでもらうことが大谷翔平選手の思いと、私は受け取っております。そちらもぜひ御検討していただければと思えますが、御答弁よろしいですか。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 岩澤議員、御提案ありがとうございます。今の御提案が実現可能かどうかとなると、ちょっと課題もあるかなというのがありますので、教育委員会内でよく協議して、どのような形でできるのかできないかも含めてちょっと考えていきたいと思えます。御提案ありがとうございます。

○議長（金澤克仁君） 岩澤 信君。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます、本当に私もいろいろこの大谷翔平選手のグローブの調べを見ますと——調べてみますと、やはり各学校でいろいろと考えていらっしゃるなど、課題があるんだなというふうに思えますので、何より子どもたちにとって、このグローブが価値あるものに、また、すごい夢あるものになっていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

今回の一般質問で、大谷翔平選手の画像や動画を大々的に使用してできればと思っていたんですが、著作権の関係上、スクリーンに映すことができませんでした。代わりになんです、1枚の画像をちょっと御覧いただけますでしょうか。

[10番 岩澤 信君資料を示す]

○10番（岩澤 信君） これは、彼は小学校4年生から地元の少年野球チームに入り、野球を始めました。野球を始めたきっかけは父親です。父親は特に野球に熱心なわけでもありません。地元の先輩からの強制的なお誘いで、父親のほうが彼より先に——1年先にその少年野球チームの事務局に入ってしまった。子どもが野球をやっていないチーム

の事務局にいづらくなつた父親は息子に、野球をやってくれないかと懇願しました。当時、球技が得意ではなかつた彼ですが、父親のあまりにも困つた顔を見て、野球やってみると笑顔で返事をしました。彼は今中学3年生になり、高校野球での甲子園出場、プロ野球選手を夢に目標を立て野球を続けています。何事にもきっかけは様々ではありますが、その環境を整えるのは大人の責務だと感じております。冒頭に、取手小学校創立——取手小学校創立150周年記念式典について報告させていただきました。御来賓で出席された中村市長の御挨拶で、50年前の100周年記念式典のとき、私は小学校6年生でこの式典に参加していました。50年の歳月を経て今の立場で御挨拶をさせていただくことに、非常に感慨深いとお話をされてきました。中村市長が小学校6年生のときに、取手市長になるという夢を抱いていたかどうかは定かではありませんが……

[笑う者あり]

○10番(岩澤 信君) 近い将来、この大谷翔平選手寄贈グローブがきっかけとなって、取手市、または日本から大谷選手に並ぶ、また超えるような野球選手、さらには世界で活躍できるような目標、夢を持つ子どもたちが一人でも多く増えることを期待して、今回の一般質問をさせていただきました。また答弁者に市長が入っておらず、答弁の機会を奪ってしましまして大変申し訳ございません。

[笑う者あり]

○10番(岩澤 信君) 私の一般質問は以上となりますが、よろしいでしょうか。——教育長、ありがとうございます。

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

教育長、伊藤 哲君。

[教育長 伊藤 哲君登壇]

○教育長(伊藤 哲君) 中村市長の気持ちも少し込めながら答弁させていただきます。グローブのお話が出ました。少年時代のお話もありまして、これNHKの番組でのドキュメンタリーで、私も少年時代から大谷翔平選手が目標を持って取り組むということは、画像で拝見をいたしました。きっかけはいろいろ経緯があつたんでしょうけれども、常にやはり少年時代から目標を掲げてやっているということがあつたということと、それはお父さんですかね、父親が指導者としてどういうことを認めたかというのが、結果ではなくて、その努力する姿をきちんと認めたということが報じられておりました。私はこの点がすごく大事ななという気がいたします。また最近の大谷翔平選手のお話は、いろいろスポーツ面であるんですけども、同じく特集番組で取上げられてたのは、やっぱりメジャーリーグなので、転戦する非常に時間の——移動時間を含めてすごくハードなスケジュールをこなしているということで、睡眠をきちんと取っているということで、これ市の教育総合支援センターのスクールカウンセラー・スーパーバイザーが取上げて、保護者の前でもお話をされてました。やはり、人間にとって体のリズムを整えるということの大切さということがあると思います。ですから、頂いたグローブについては、当然野球やる、やらない——やる、やらないの子どもたちいますけれども、そういった関わり方をお伝えすれば、自分なりに野球の意義、ましてや、そのグローブを頂いた意義というものをつかんでいただけ

るかなという気がいたします。

もう一つ、取手小学校の150周年ですが、中村市長が100周年ですよ——100周年のときに小学校6年生で、取手小学校は150年迎えたわけなんですけども、私もその場に御一緒させていただいて、これ本当に巡り合わせというものがあると思います。子どもたちに前にそういったお話を直接やはり挨拶として訴えかけるといのは、本当に貴重な機会だったと思います。ですから、200年——200周年を迎えるとき、150周年を迎えた子どもたちが中心になって200周年を祝っていただいて、取手小学校もはじめですけれども、ほかの学校が地域の中で子どもたちとともに歩んでいただくということを願ういい機会になったかと思います。いい質問ありがとうございました。

○10番（岩澤 信君） ありがとうございます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、岩澤 信君の質問を終わります。

続いて、赤羽直一君。

〔22番 赤羽直一君登壇〕

○22番（赤羽直一君） 創和会、赤羽直一でございます。私の後に、生涯最後の一般質問をされる議員がおりますので簡潔に質問いたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。まず、小中学校の暑さ対策について、お伺いいたします。今年の夏は大変な暑さでした。各地で熱中症が多発し、たくさんの方が緊急搬送されたと聞いております。教育の場でも大変な苦労があったかと思えます。今年は「異常気象」という言葉が使われましたが、もはや今年の暑さが異常気象ではなく、通常の状態となると考えなくてはいけないのではないのでしょうか。私たちが子どもだった頃は今ほど暑くなかったかもしれませんが、夏は暑いものでした。一般家庭にはエアコンなどはありませんでしたし、その中で外で遊び回った思いがあります。現在はほとんどの家庭にエアコンがあります。子どもたちも暑さに対する耐性が落ちてきていると考える必要もあるかと思えます。そう考えると、取手市が責任を持つ学校教育において、その対策を考える必要があるのではないのでしょうか。教室は既に空調が整っています。しかし、真夏の暑い時期、休み時間も教室に閉じ込めるのは大変かわいそうです。真夏の暑い休み時間など体育館で遊ばせることができれば、子どもたちが大変喜ぶかと思えます。今後の学校設備の整備について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

〔22番 赤羽直一君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 赤羽議員の御質問に答弁いたします。議員ご案内のとおり、今年の夏は大変な猛暑で、気象庁から本年9月には、東日本・西日本とも気象庁の統計開始以降で1位の記録的な高温になったと発表されたことを目にしております。小中学校体育館への空調設備につきましては、児童生徒の体育館での授業や部活動における熱中症対策、また一方で、災害時には体育館は避難所になることを踏まえまして、その必要性については、教育委員会として強く認識しているところでございます。今年の第3回定例会に

おきまして、染谷議員及び遠山議員からの御質問で答弁させていただきましたが、現在、市内小中学校体育館への空調設備の設置については、各学校にとって最適な設備となるよう、まず教育委員会内におきまして調査研究を行い、整備に向けた検討を進めているところでございます。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。体育館の空調設備については——空調設備の設置については、空調設備設置だけではなく、空調効果を向上させるための断熱化の工事も必要と考えます。費用はかかると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育次長、森川和典君。

○教育次長（森川和典君） お答えをさせていただきます。小中学校体育館への空調設備の設置費用につきましては、空調設備のみで1校当たり約5,000万円程度の費用が必要となりまして、取手市内小中学校20校全てに設置することを考えますと、空調設備の設置に約10億円程度の費用がかかると想定されております。加えて、議員ご指摘のとおり、空調効果の効率性を考えますと、施設の断熱化は非常に有効であると考えます。しかしながら、断熱化の整備を行うとしますと、一般的に1校当たり約3,000万円程度の費用がかかるとされております。断熱化の整備につきましては、費用対効果を考えまして、各施設における必要性に応じて検討していきたいと考えております。空調設備につきましては、熱源・動力を電気またはガスを使用するもの、またその空調方式についても、従来式のものから熱を輻射パネルによりパネルを冷やしたり温めたりする、そして熱を放熱したり吸熱したりといったような仕組みのものを併設することによりまして冷暖房化を——冷暖房効果を高めるものなど、様々な方式の工夫や開発が進められていることから、より効率的で当市の各学校に適した整備となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、体育館への空調設置につきましては多額の費用を要しますことから、引き続き国からの補助金また各種団体からの補助金、財源の確保なども含め、様々な方面の動向を注視しながら、設置に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 今後、旧取手一中の体育館も改修を予定されているようでございますが、空調設備はどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 教育次長、森川和典君。

○教育次長（森川和典君） お答えをさせていただきます。旧取手一中体育館、今後改修を進めていく方針としております。旧一中体育館への空調設備の設置につきましては、現在その必要性、また設置する場合にはどのような方式がよいのかを含めまして、調査研究をさせていただいております。先ほどの部長答弁にもございましたとおり、小中学校体育館は災害時の避難所にもなることから、教育委員会だけではなく、全庁的な検討を行っていく必要があると考えております。旧一中の体育館への空調設備につきましても、それら小中学校体育館への空調設備整備方針も含め、検討してまいりたいと考えます。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） 全部の小中学校の空調設備を一気にやることは不可能でございます。まず、取りあえずどこか1校から順次始めていただいて、将来的には全ての小中学校が空調設備が整うように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。これで空調設備に関する質問は終わらせていただきます。

次に、クライミングウォールの設置について、お伺ひいたします。最近、「ボルダリング」という言葉をよく耳にしますが、ボルダリングはスポーツクライミングの一つのジャンルで、安全のためのロープをつけずにフリーで登るもので、落下しても安全なように5メートル程度の高さしかありません。そしてなお下に安全のためのマットを設置して行うスポーツです。このクライミング——スポーツクライミングの競技は、早さを競うスピード、到達点を競うリードと、ボルダリングの3種目で競ひ合ひます。ボルダリング以外は安全のためのロープを使ひます。お隣の龍ヶ崎市の野口啓代さん（OK）が、東京オリンピックで銅メダルを獲得し一躍知名度が上がりました。もともとは自然の中で行うロッククライミングが、室内スポーツとして発展したものであります。先ほど岩澤議員の一般質問の中でもありましたが、子どもたちの体力の低下が心配されております。ボルダリングは誰でもできるスポーツで、設置の費用もさほど必要としません。さらに、筋力の鍛錬やバランス力を高める効果もあるといわれております。また、ダイエットにも大変効果があるそうでございます。あまり高くないクライミングウォールを設置して検討してはいかがでしょうか。ここでちょっと画面を切り替えてください。

〔22 番 赤羽直一君資料を示す〕

○22 番（赤羽直一君） これは、つくば市のある保育園の——保育園で、保育園の先生が手作りで造ったクライミングウォールです。高さが3メートルぐらいでしょうか。これはロープはついていませんが、ロープがつけられるように、上にそのロープを引っかけるフックが設置されております。——次の写真をお願いします。これは実は私の手作りです。下に青いマットがあって、これは約2.5メートルぐらいの高さですかね。当時2歳の子どもが壁に張りついて、まるでカエルがはってるようだと思うんですが、こんなふうにして子どもは喜んで、これは別に登ってみろと言ったわけじゃないんですが、自然に。こんなふうにして子どもは楽しんでくれています。こういうクライミングウォールを設置していただければ、子どもは自然に筋力・体力・バランス力が養われると思うんですが、クライミングウォールの設置を検討してみてもいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今、赤羽議員から御紹介いただきましたクライミング、いわゆるボルダリングですね。近年新たなスポーツとして注目度が高まっているといった形で、オリンピックでも正式種目になったといったことで、人気徐徐に増えてるといったことは承知しております。このボルダリングの大きな魅力として、性別・年齢・体格に関係なく誰でも手軽に始められて、達成感を体験できるといったことで——が人気の要素になっているところ、と聞いております。今後この設置につきましては、利用方法であったり危険性、そういったものを——やはり公共施設に設置するという形になりますので、



その安全性をきちんと確認したいと、そういったものもございますので、龍ヶ崎市さんの状況、そういったオリンピック選手を輩出してますので、そういった状況も確認しながら、まずはその安全性を最優先に考えまして、調査研究をさせていただければと考えております。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ぜひともお願いいたします。この近くで一番早くこの壁が設置されたのは、つくば市のYOUワールドという映画館の併設施設、あそこでもございました。あそこはかなり高い高さで、あそこの上まで登る場合には必ずロープをつけて、下で補助員の方が確保しているという形でございます。実は私は若い頃ロッククライミングやってみて、そんな関係で非常に興味を持って、で、登りたくなるんですが、もうこの体重では足腰を支えられなくて最近では登れないんですが、自宅のあの壁は簡単に登れます。また、改修予定の取手一中の体育館なんですが、これ大した費用かからないんですよ。私の作ったやつ、あれで4万円ぐらいです、費用。自作で作りました。学校の肋木のところにフックをかけてつくれば——付けばすぐに付けられますんで、ぜひともテストケースとしてつくっていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（金澤克仁君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 旧取手一中の体育館につきましては、現在、実施設計、こういったものを進めている段階でございます。設置する場合には、先ほど申しました安全性を第一に考えていきたい。それと旧一中の体育館なんですが、今後どのように、仮に改修した場合に、市民の皆さんに御利用いただくのか、その管理運営をどのようにやっていくのか、そういったものを一から見直す必要があると考えております。そのような中で、クライミングウォール、ボルダリングの設置が可能なのかどうなのか等も含めて、考えさせていただければと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。ぜひともお願いいたします。

では次に、小規模特認校の成果について、お伺いいたします。取手市では令和3年度より市内の山王小学校を小規模特認校とし、特色ある取組を進め、様々な教育効果が得られているかと思えます。また、児童数も増加し、子どもたちと——子どもたちも生き生きと学習や行事に取り組んでいると聞いております。そのような状況を踏まえ、山王小学校の現状と今後の未来について、まずは現状についてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育長、伊藤 哲君。

〔教育長、伊藤 哲君登壇〕

○教育長（伊藤 哲君） 赤羽議員の御質問にご答弁申し上げます。山王小学校の特認校としての取組という現状でございます。議員御紹介のとおり、令和3年の4月から小規模特認校ということで特色ある教育活動を始めたところでございます。当初、市議会の皆様方からもいろんな御意見を頂戴いたしました。そういった市議会の御意見や地域の方、私も協力していただく方の御意見を頂戴しながら、着実に私は歩みが続けているというふう

に実感してるところでございます。この後教育部長のほうから、特色ある教育活動はお話ししますが、特色ある教育活動が、要するにイベント的なものであってはいけないというのは、当初から私も考えてたところです。通常の授業との関連、ですから、特色ある教育活動は日常的に行えるというものは、私たち留意してやっております。その中で、子どもたちの個性や創造力・表現力・発想力という可能性が引き出されるものというふうに努力しているつもりでございますので、そういったものを日々の授業の中に現れてきているというふうに私は実感しています。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 教育長の補足答弁をさせていただきます。山王小学校の特色ある教育として、生きた英語で学ぶ国際教育とアート活動があります。国際教育につきましては、英語を母国語とする英語スペシャリスト教員によるオールイングリッシュの授業を全学年で実施しております。どの児童も生き生きとした表情で英語を話しております。また、毎週水曜日に、英語を身近に感じられるように、児童も教員も英語で過ごすイングリッシュデイを実施しております。さらに7月には、市内のALTと子どもたちが英語で触れ合うイベント、イングリッシュ・アドベンチャーを開催したところでございます。また、アート活動は、「となりのスタジオ」と「大地からはじまること」、2つの特別なアート活動があります。「となりのスタジオ」では、外国人アーティストと児童がともに英語で交流しながら、アート作品を制作しております。一方、「大地からはじまること」では、自然を芸術に取り入れている日本人アーティストの指導の下、山王の土で土器の制作に取り組んでいるところでございます。以上のように、国際教育とアート活動を軸に、特色ある教育活動を展開しているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。私もフェンスの外から、よく山王小学校をのぞいてるんですが、皆さん、生き生きとやっております。先日は、その土器を焼くための薪づくりをやってらっしゃいました。ボランティアの方がチェーンソーで太い丸太を切ってるところでございました。それでは、現在山王小学校の学区以外から通われてるお子さんは、大体何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問にお答えさせていただきます。令和5年11月現在、山王小に在籍している児童は全部で66名です。そのうちの25名、おおよそ4割が山王小の学区以外から登校しているという状況でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。先ほど、イングリッシュ・アドベンチャーという取組を行っているとの説明がありましたが、具体的にはどのような内容でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。今年度は7月21日に、山王小学校の全児童約60名と、市内小学校の1年生から4年生の希望する児童16名が参加しました。参加した児童たちは、市内の15名のALT——アシスタントランゲージティーチャーや、ほかの学校の児童と交流しながら英語に親しむことができ、異文化への理解を深めることができました。今年度は職業体験をテーマに消防署や飲食店など8つのブースをつくり、児童は全て英語でやり取りを行い、それぞれの職業になり切って活動をいたしました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 聞くところによりますと、大変子どもたちも楽しかったそうでございます。それから、先ほどの説明の中で英語のスペシャリスト教員がいるというお話ですが、具体的にはどのような取組をなさっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。この英語スペシャリスト教員の具体的な取組ですけれども、英語で学ぶ国際教育を目指して、他校の児童とオンラインで英語で交流するオンラインコラボレッスン、英語で課題を聞き取りチャレンジするイングリッシュミッション、英語スペシャリスト教員が発行する英語だより「イングリッシュタイムズ」など、充実した取組を行っております。また英語スペシャリスト教員を中心として、全教職員が積極的に英語教育に取り組んでいるところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。もう一つ説明のあった、特色ある取組の一つでアート活動なんですけど、外国人の方が来て様々な取組を行っているんですけど。具体的にどんな活動をしているのか、お答え願います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。特色ある2つのアート活動というのをやっているところですが、1つ目は、創造する力・表現する力、これらをアーティストと育む教育として「となりのスタジオ」というものを行っております。これは山王小の校舎の一角をスタジオにして、児童とアーティストがともに創造的なアート作品を創る活動となっております。児童は日本語を母語としないアーティストとともに、英語で交流しながら作品づくりに取り組みました。今年度はチェコ共和国プラハ出身のアーティストの方を迎え、大きなコラージュ作品とガラスビーズのオブジェを児童全員で共同制作しました。アーティストと児童がともに活動し対話を重ねる場となりました。このような活動を通して、児童は物怖じせず自分の意見を堂々と言えるように成長してきたところです。

2つ目は、先ほど赤羽委員のほうから——赤羽議員のほうからもありましたけれども、「大地からはじまること」という自然を芸術に取り入れているアーティストとの交流事業を行っております。山王の土で土器を作ることをテーマに、地球の土を——地域の土を採取して、土をこねて形をつくり、野焼きで土器を焼きます。このように特色ある教育活動を推進することで、教職員の意識も変わり、授業の質も変わってきて、学力のほうも向上してきたところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） その土器の話なんですけど、お伺いしたところ、山王の土には粘度が——粘土質が少ないものですから、なかなか粘土質を取り出して集めるのが大変だというふうなお話伺っております。それから、夏にチラシなどを配布して山王小学校の学校説明会、オープンキャンパスを行ったと伺っていますが、どんな内容だったかお答えいただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 山王小学校の学校説明会、オープンキャンパスについてということでお答えさせていただきます。学校説明会、オープンキャンパスは7月15日に実施いたしました。29家庭80名と多くの方に参加をいただいたところです。オープンキャンパスでは、英語スペシャル教員のICTを活用した授業、山王小出身の日本を代表する俳人、高野素十さん（OK）の俳句をかな書道で表現する授業などを公開し、児童が主体的に生き生きと学ぶ姿が見られました。学校説明会では、特色ある教育活動や今後の入学、転学に関する手続についての説明があり、参加された保護者は熱心に聞き入っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 山王小に伺って児童たちの描いた絵なんかを見ますと、とても色使いがすばらしくて、どうしてこんな色が出せるんだろうというような絵がたくさんあったのを記憶しております。それでは、最後の質問です。今後の山王小学校の未来像はどのような姿をお考えになってますでしょうか、教育委員会のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 今後の山王小学校の未来像ということで、お答えさせていただきます。昨年度より学校運営協議会制度を導入し、地域の方々と連携した教育活動に取り組んでおります。地域の方々が学校運営に関わったことで、今年度の運動会は地域と一体となったすばらしい運動会が展開されました。今後は多様な考えを認め合いながら、地域との交流活動や体験活動を通して取手のモデル校となるように、小規模特認校の特色ある教育プログラムをさらに展開してまいりたいと考えております。学校・学校運営協議会・公民館が一体となって、地域で子育てを進めていくことが理想の姿と捉えております。この理想の実現に向けてより一層、学校と地域との関わりを深め、小規模特認校として地域に愛される学校を目指していきたいと考えております。また、本市としましては、山王小学校の良い取組を市内のほかの学校にも広めていくことで、市全体の教育活動の質の向上を図りたいと考えているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。小規模特認校の山王小学校で大きな成果が出ていることを伺い、大変安心いたしました。また、今後の未来の姿についても、学校や学校運営協議会、公民館が一体となって子どもたちを育てていくという、すばらしい考えをお聞きできましたので、今後についても大いに期待をしております。

朝の登校時に、学校の周りを犬を連れて散歩することがあります。そうすると、私のような体形をした校長先生が昇降口の前に立って……

〔笑う者あり〕

○22 番（赤羽直一君） （続）「〇〇さん、おはようございます」と、四、五十メートル先からでも聞こえるような大きな声で児童に挨拶する姿が拝見できます。朝からすがすがしい気持ちになります。さらに子どもたちの教育環境がよくなるように進めていただきたいとお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

最後に、齋藤久代さん。

〔21 番 齋藤久代君登壇〕

○21 番（齋藤久代君） 公明党、齋藤久代でございます。今日は、皆さんは今期最後の質問だったと思うんですが、私は今世で最後の質問になります。いつも赤羽議員が最後を務められているんですけども、最後の最後、務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。20 年前から私のイメージカラーの黄色を今日は着用してまいりました。よろしくお願ひいたします。では今日は3 項目、通告を出しておりますけれども、最初にビデオを御覧いただきたいので場所を移動させていただきます。

〔21 番 齋藤久代君質問席に移動し資料を示す〕

○21 番（齋藤久代君） ありがとうございます。今日はまず初めに、こども家庭庁発足に伴う組織編成と、こども基本法に沿った取手市の子育て支援の今後ということで、まずこども家庭庁の政府広報ビデオを御覧いただきました。今年4 月から、こども家庭庁が発足しました。少子化、人口減少の問題は待ったなしでございます。国の在り方や存続にも影響する根本的な課題解決を求められる新しい省庁の誕生に当たって、私も議会で取り上げてまいりましたが、取手市でも、それに伴う組織編成に着手されました。11 月 29 日の全員協議会で、令和6 年度から、子どもに関連した施策の庁内横断的な司令塔機能を有する部署として「こども政策室」を設置するとの説明がありました。また、配置人員や、令和6 年度にはさらに機能アップのためブラッシュアップされるとの方針も聞かせていただいたところでございます。公明党は昨年11 月に、子育て応援トータルプランを作成、結婚・妊娠・出産から子どもが社会に巣立つまで、ライフステージに応じた切れ目のない政策をまとめ、今年3 月には政府にも提言しました。国の政策には、公明党の主張が大いに反映されております。また、歴史を振り返ってみましても、公明党は昭和44 年度完全実施となった教科書の無料配布に始まり、さらには児童手当の生みの親・育ての親として現場の声を国政に届けながら、一貫して子育て支援政策をリードしてまいりました。先日行われた全員協議会での説明を踏まえて質問させていただきます。まず、組織編成を行ったとしても、その組織に魂を入れるというか、目的感がはっきりしていないと、ただただ編成を変えただけになってしまうことでしょうか。中村市長は、市長選公約の中でも「子どもを産み育てやすい街」を挙げられておりますので、これからは手腕の発揮どころとして奮い立っておられると考えます。市長に伺います。こどもまんなかを実現するために市長として目指していることはどんなことなのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 齋藤久代議員、20年間、大変お疲れさまでございました。思い起こせば、僕が1番議員で、齋藤議員が4番議員でしたか、ついこの間のように思いながらも懐かしく思って、先ほどこちよっと思ひ浮かべてました。本当に魂を込めて私も答弁をさせていただきたいと思ひます。それでは、齋藤議員の質問に答弁いたします。この4月に市長に就任するまでの約10年間、県議会議員としての立場として、また一人の市民として、取手の子育て施策を見てまいりました。子どもたちのためにより取組・よい環境をつくっている印象を持っている一方、ときにはその取組が市民の方々に伝わっていないように感じていたこともございました。これまでの経験から、子どもたちという存在が市にもたらすものは非常に大きいと感じております。子どもたちの笑顔は市に活力をもたらして、そしてまた私たちが子どもたちの安全や安心を守っていくということは、子どもたちの未来をつくっていくとともに、取手市の未来にもつながっていくものであります。国において、こども家庭庁が発足し、子どもにとっての利益を第一に考えた取組を進めていくという中、市としましても庁内だけにとどまらず、国県をはじめとした関係機関と連携を取りながら、子どもたちを取り巻く環境改善を第一に各課が取り組んでおります。家族形態の多様化等によって、子どもを取り巻く環境は大きく変化をしています。子どもと家庭のサポートについても、時代背景に適応した形で支えていくために、来年4月からは福祉部内に「こども政策室」を設置することといたしました。国や県よりも市民に近いところにいる私たちは、基礎自治体としましては、子どもや家庭の状況をしっかりと見守るとともに、誰一人——もとい、見守るとともに、組織の垣根を越えた連携と積極的な働きかけによって、一人一人に合わせた、誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援によって、子どもたちの未来をつないでいきたいと考えています。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） 市長の答弁を補足させていただきます。御存じのとおり、令和5年4月1日に創設されたこども家庭庁は、内閣総理大臣の直属機関であり、内閣府の外局として、子どもや家庭に関する政策を立案・実施することを目的としております。具体的には、人生における結婚・妊娠前から妊娠期・出産・幼児期までの保健・医療の確保、また様々な子育て支援において、学童期・青年期まで、ライフステージごとの施策の取組が示されております。異次元の少子化対策を進めるべく国の様々な動きがある中で、齋藤議員ご質問のこどもまんなか社会につきましても、取手市として着実に実現することを目指しているところでございます。まず子育てを行っている方々をはじめ、子どもや若者の声を施策に反映できる仕組みづくりを構築するだけではなく、市内関係機関等からの意見を出していただきながら、取手市という町全体で安心して産み育てる環境づくりと、子どもの育ちに着目した事業に取り組むことが、こどもまんなが地域社会の隅々まで行き渡

るための第一歩であると考えております。そのためには、市民の皆様の御理解や御協力、さらに意識改革と行動が不可欠であり、子ども・若者・子育て当事者、またニーズのある様々な当事者に十分配慮することで、全ての人たちが住みやすく、明るい未来が描ける町になると考えております。このような社会に変えていく過程におきましては多くの課題があり、一定の時間を要することも想定されますが、市といたしましては、迅速に環境の整備に着手し、切れ目のない支援、また誰一人取り残すことのない子ども施策を推進してまいりたい、このように考えております。以上です。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。市長からは、決意も込めて思いも聞かせていただきました。また寄り添っていただけるということなので、期待をしております。今議会には、市内の私立幼稚園連合会の皆様から、保育士の処遇改善に関する請願も提出されております。今や合同説明会の開催だけでは補い切れない厳しい現実と直面しております。結婚・出産・育児・教育、子どもが自立するためには、行政機関として取り組むべき様々な課題が存在していると認識しております。課題につきましては、先日同僚議員からも質問がありましたので、その回答も踏まえまして数ある課題を分析した上で、その重要度そして優先順位をどう捉え、今後、課題解決のために施策として実現していきたいというふうに考えていらっしゃるかということについて、伺いたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 齋藤議員の御質問に、まず子育て支援課として答弁させていただきます。現代社会におきまして、子どもを取り巻く環境は複雑多岐に渡っておりまして、課題は山積しております。取手市におきましても、これまでも子育て支援の充実のために様々な施策を展開してまいりました。今後、市が取り組むべき課題につきましては、先ほどの部長答弁でもございましたように、これまでの大人の視点を中心となってきた社会をこどもまんなか社会へと変えていくために、こども基本法に基づいて、子どもや若者、子育て当事者などの意見を広く聴き、施策に反映させるための取組を推進していくことに注力したいと考えております。その取組に即した子ども政策の基本理念も明確化されておりますので、新設されるこども政策室におきまして、今後の課題解決に取り組むための事業について検討を行う予定としております。子どもを安心して産み育てることはもとより、子どもが——子どもや若者が自ら考え、地域で幸福感を持って暮らしていただけるための必要なことは何かを常に意識した仕組みづくりの構築を行い、町全体でこどもまんなか社会の実現を図ってまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは齋藤議員の御質問に、教育現場、小中学校——小中学生の抱える課題として、まずは3つを挙げさせていただきます。まず一番考えるのは学

力面での課題があるかと考えております。全国学力・学習状況調査や質問紙の結果を分析したところ、思考・判断・表現の分野の正答率や無答数が大きくなっていました。このことから、自ら考え表現する力の育成であると考えております。この課題に向けては、まず各学校におきまして総合的な学習の時間を軸に、各教科において探求的な学びの充実を図り、児童生徒が自ら課題を発見し、自ら調べ、他と比較し、他者と協力して学習をまとめ、表現・発表する機会を多く設定しております。その一つとしまして、教育委員会としましては、毎年2月に全市立小中学校の代表者が参加する、SDGs（エスディージーズ）をテーマに、探究活動によって学んだことを発表するプレゼンテーションフォーラムを実施しまして、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図っております。プレゼンテーション能力の育成に力を入れているところでございます。

続きまして、全国的にも大きな課題となっているのは、児童生徒の不登校やいじめに関することと考えております。取手市におきましても不登校の児童生徒が増加している傾向にございます。教育総合支援センターでは、適応指導教室ひまわりルームの運営や相談業務を充実させまして、児童生徒及びその保護者を支援しているところでございます。また、夏休み明けからは、各小学校においてオンライン相談窓口を開設し、児童の意見聴取や悩み相談ができるようになりました。不登校やいじめは様々な要因があると言われております。教育委員会としましても、今後、今まで以上に福祉部との連携強化が必要であると考えております。

最後に、次の質問項目にもございますが、こども基本法に沿った、子どもや保護者からの意見の反映については課題であると考えております。これまでも議員の皆様から御協力いただきまして、「議会を知り、未来を語る」では、中学生がとても貴重な体験をさせていただきました。しかし、子どもや保護者の意見の反映に関する取組の実施については、今後も先行——先例事例を——先進事例を調べまして、しっかりと進めていくことがあると考えております。以上でございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。私も本当にいろんな課題があるという中から、例えばですけれども、今までも産後鬱や育児不安に苦しむママを支援するための産後ドゥーラの提案、そして不登校児童の増加や子どもの自殺者の増加に対して、一人一人に寄り添う支援が大切と考えまして子どもの居場所の充実、そして保護者を含めての相談窓口の充実なども訴えてまいりました。産後ドゥーラについては、資格を持っている人が取手市内に誕生していることは既に御承知と思っておりますけれども、地元の人材を活用しない手はないというふうに考えます。特に子どもを育てる安全安心については、ハード面の対策とともにソフト面の対策も必要ですので、こども政策室を中心にぜひ手厚くしていただきたいと考えております。

それでは続いて、こども基本法11条においても、取手市で施策を決め、実行し評価するにも、子どもや若者、そして子育てする側の意見を反映させることが求められております。皆さんが意見を言える場が求められているわけです。全国では既に千葉市、町田市、



川崎市、世田谷区、石巻市など先進事例がございます。フォーラムの開催、そして常設の会議体や子ども議会等の設置、ワークショップやミーティング、アンケートやSNSなどによる意見の収集などです。取手市ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 子育て支援課長、佐藤睦子さん。

○子育て支援課長（佐藤睦子君） 齋藤議員の御質問に、まず子育て支援課としての答弁をいたします。今、齋藤議員のほうからも御説明ありましたが、令和5年4月に施行されました、こども基本法は、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や、多様な社会活動に参画する機会が確保されること。またこども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことかを優先して考慮されることを基本理念としています。そして、国や地方公共団体はこども施策の策定・実施・評価に当たり、こども・若者や子育て当事者などの意見を反映させるための措置を講ずるものとされており、市といたしましても、子どもや若者と直接意見交換をしたり、政策について話し合う場づくりの機会を積極的に設け、その意見を反映させる取組を継続的に行っていくことが最も重要であると考えております。国や先進地の事例など取組のポイントや流れを参考にし、子どもや若者、子育て世代の意見を反映させるための取手市の実情に即した施策や事業を今後も積極的に展開してまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 教育委員会のほうから述べさせていただきます。小学校では、児童が自由に意見を投稿できるポストを設置し、児童の支援や学校運営に生かしている学校があります。また、中学校では、例えば生徒指導提要に示されている学校の校則の見直しについて、服装や制服等、現代の状況に適したものに変わっていきと生徒自らが、生徒や教員・保護者から意見を集め、話し合っ、新たなルールの運用を始めるなど、児童生徒の主体的な取組をどの学校でも進めているところです。また保護者に関しましては、各学校で行う学校評価に関するウェブアンケートにおいて、学校運営に関する意見を聴取し改善していけるよう、学校運営に生かしているところです。このように、これまで各学校において児童生徒や保護者から様々な意見を聴取し、学校内で改善できることを協議し、できる限り意見や要望に応じて、学校運営や教育相談・生徒指導に生かしてまいりました。今後は、例えば子ども会議や子ども議会、子どものまちづくり委員会など先進事例を参考にしながら、関係部署と連携して、市の子ども施策に関して、子どもの意見を反映する取組について進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。そして意見を聴くということにつきましては、やっていると、聴いているという自己満足ではなくて、本当に聴いてもらっているという実感が市民から沸くまでやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ継続的にそこまで行っていただきたいと思います。実は、つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンターを訪問する機会がございました。このよう

な冊子をいただいております。つくばみらい市では今年の4月からこども局を新設しております。親子丸々サポートセンターが拠点として設置されてスタートを切っております。スタートに当たっては松戸市を参考にされたとも伺いました。この今見せたのがその冊子でございますが、「あれもこれも本気の子育て支援！～つくばみらい市の子育て支援のすごいところ～ママ・パパを決してひとりぼっちにさせません おやこ・まるまるサポートセンター」、まだ内容を全然見てなくても、本当に何だかすごそうって、頑張ってるみたいというのが、つくばみらい市の情熱を感じますし、どんなことやってるのかなというふうに興味が湧いて、その中身を知りたくなるしつらえでございます。子育て世代の心をわしづかみにするキャッチコピー、取手市の情熱を表す冊子も重要だと思いますので、すてきな言葉で考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ちょっと時間がなくなりましたので、すみませんが、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、寄贈本「しあわせのまよいねこ」を御縁に「平和」や「共に暮らす」大切さを広げる取組を、ということで質問させていただきたいと思います。10月16日に、混乱が続くミャンマーを舞台に、実話を基にした平和への思いを込めて描かれた絵本「しあわせのまよいねこ」、この本でございます。

[21番 齋藤久代君資料を示す]

○21番（齋藤久代君） 文章は荒木かほるさん（OK）。絵、サンドラ ウィン トゥンさん（OK）。企画、荒木義弘？義宏では？さん（OK）。この本が30冊、取手市長と教育長へ寄贈本として手渡されました。ある取手市民との御縁で実現したものでした。この様子は、産経新聞・茨城新聞・読売新聞でも記事として取り上げられました。荒木さん御夫妻は、1998年から4年間ミャンマーに滞在され、お仕事を通じて長年にわたってミャンマーとの関わりを持っていらっしゃるお二人でございます。様々な分野で日本との交流にも尽力されてまいりました。絵を描かれたのはミャンマー人のお友達の方です。ヤンゴンではコラージュアーティストとして活動されてまいりました。「私にはミャンマーに大切な人たちがいます」、そうおっしゃる荒木さん。「しあわせのまよいねこ」を通じて、お互いを思いやる気持ち、穏やかに共存すること、言葉はお互いを理解し合うツールであること、言葉を争いのためでなく平和のために使ってほしいこと、ミャンマーに可能性に満ちた世界が広がるように、人々に笑顔が戻るように、明るい挨拶の声があらこちらから聞こえてくる日々が戻るように、絵本に込められた思いを、その場に同席させていただく中で私も深く知ることができました。市内公立の小中学校と幼稚園へ実際に配付されて、その反応はいかがであったでしょうか、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 齋藤議員の御質問に答弁させていただきます。まず初めに、このたびこのようなすばらしい絵本を御寄贈いただきまして、作者の方及び企画の方に深く御礼申し上げたいと思います。御寄贈いただきました図書「しあわせのまよいねこ」につきましては、10月に開催しました学校司書の研修会において、図書の概要を説明し、

各学校に配付させていただきました。その後、バーコードやカバーをつけるなどの装備をし、11月の中旬には蔵書として登録して、学校図書館に展示をさせていただきました。各学校では、新刊コーナーに面出しし展示し、本の内容を紹介するカードを付けたり、ミャンマーのことを紹介した辞典を隣に置いたりするなど、子どもたちの興味関心を引く工夫を行っているものです。展示開始から短い期間ではありますが、多い学校では3回以上の貸出しがあり、読んだ児童からは、「しあわせのまよいねこがたくさんの方に迷い込んで平和な世の中になってほしい」、装備前の本を見た図書委員の生徒からは、「きれいな本」などと感想が寄せられております。また教員からは、「ミャンマーの社会情勢を猫からの視点で優しく描写されていました。つらい状況にあっても他者への思いやりの心・行動力が自身と他者、世界共通の幸せにつながっているんだと感じた」、といった感想が寄せられております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。丁寧に配付していただいた様子がよく分かりました。今日本でも、昨年始まったロシアのウクライナ侵略による悲惨な戦争状態の映像が毎日のように流されておまして、大人も子どもも、毎日のようにこの情報に触れざるを得ない状況でございます。さらに中東で勃発したイスラム組織ハマスとイスラエルの紛争は、平和な生活を送っている日本においても、一層の不安をかき立てられております。第二次世界大戦後、幸いにも私たちの国土が戦争状態に見舞われることはありませんでしたが、これは本当に貴重な時間であったと思います。そして、この平和をずっと永遠に継続したいと願う一人でもございます。また、平和の大切さはちゃんと伝えていく努力を積み重ねていかないと、ささいなきっかけを機に、突然にもろく崩れていく危険性をはらんでいると思います。偶然にもこの機会に、この時期に、荒木さん御夫妻とのこのような御縁がありましたので、ぜひ、この御縁を大切につないでいきたいと思っております。絵本「しあわせのまよいねこ」、今後の活用をどう考えていらっしゃるかについて伺います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） 御質問にお答えいたします。繰り返しにはなりますが、公立5か所の保育所や4か所の地域子育て支援センターへ、今回はこの「しあわせのまよいねこ」御寄贈いただきまして、関係する皆様に厚く御礼申し上げます。学童期に至る前の保育所の子どもたちにとっての絵本ですが、言語能力や創造力、そして感性を育むために非常に重要なものであると考えております。絵本を読むこと、また小さなお子さんには読み聞かせることによって、新しい言葉や表現を学び、物語の中で起こる出来事や登場人物の感情に共感することができます。今回頂きました「しあわせのまよいねこ」の柔らかな色彩で描かれた遠い国における猫と人の物語から、子どもたちは平和について、そして共に暮らす大切さ、こういったことを理解してくれたのではないかと考えております。今後も、内容によりまして、読み聞かせや貸出し、保育所等も通じまして、子どもたちの心の成長に引き続き役立てていきたい、このように考えております。以上です。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 小中学校の今後の活用についてということで、御質問に御答弁させていただきます。今後は学校図書館を中心に、まずは積極的な紹介をしてまいりたいと考えております。例えば児童生徒で構成する図書委員による活動を通して、図書だよりやポスター、カードによる紹介など、広く児童生徒に紹介していきたいと考えております。また、各学校において読み聞かせなどを行っていききたいと考えております。学校司書などの意見によると、内容的には小学校3年生以上がよいのでは、という意見が多く上がっておりますので、発達段階に合わせて行ってまいりたいと考えております。さらに、授業の中では国語科や社会科において、平和について考える学習で補助教材として活用していくことも考えております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） 大変ありがとうございます。ぜひ積極的に活用していただければと思います。そして先ほども触れましたけれども、荒木さん御夫妻は仕事を通じまして、もう長きにわたりましてミャンマーの実情に詳しく、そして貴重な経験をお持ちでいらっしゃると思います。平和の大切さ、そして共に生きることの大切さに対して、ほとぼしるような熱い気持ちをお持ちでいらっしゃると思います。本当に不思議な御縁だなというふうに感じておるんですが、何事も伝えたい、その本物の気持ち、熱い情熱こそが人に伝播するのではないのでしょうか。ぜひ、荒木さん御夫妻を通じての講演会も企画していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 齋藤議員の御質問にお答えさせていただきます。現在小中学校では、各教科や総合的な学習の時間で、地域人材活用事業として、地域の方にゲストティーチャーとして学校にお越しいただき、御自身の専門的な知識や経験を伝えたり、児童生徒が体験したりする活動を行っております。またその授業を保護者が参観できる場合もあります。このような形で、作者の方のお話を聞く機会を学校に広く紹介していきたいと考えております。また、別の形での講演会の開催ということに関しましては、その趣旨や目的・内容等を作者の方や企画者の方と十分な対話をした上で、どのような形で実施できるかどうかを一緒に考える機会を調整できればと考えております。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。本当にこの荒木さん御夫妻との御縁を——御縁にして、平和の種を取手の子どもたちにはたくさん植えていていただきたいというふうに考えます。どうぞよろしく願いいたします。小さなことのように思えるかもしれませんが、地道なそして絶えることのない努力の積み重ねが、平和への視野の——意識の視野を広げるのに重要でございます。ぜひ実現していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。3つ目は、動物愛護精神の普及（ペットと人が幸せに暮らす地域）ということで質問させていただきます。先日、11月15日、

つくばみらい市動物愛護協議会主催のセミナー「ペットとの幸せな暮らし」に参加してまいりました。講師は、NPO法人ねこだすけ代表理事の工藤久美子先生 (OK)、東京都動物愛護推進員も務めていらっしゃいます。先生の講演の前には、茨城県保健医療部生活衛生課、動物愛護グループの職員さんが、「茨城県の動物愛護について」と題してお話がありました。その中で県内の状況も聞かせていただきましたが、取手市が動物愛護管理推進目標に対して、進捗状況がすばらしいということを知りました。市民もよく知らないのではないかと思います。取手市の状況について、まずお聞かせくださいませ。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 齋藤議員の御質問に答弁いたします。市では、動物愛護団体主催の保護犬・保護猫の譲渡会会場として市役所敷地を貸し出すなどをして、団体活動に対する援助をしております。今年11月19日に、取手競輪場楽天ケイドリームスバンク取手で開催されたサイクルアートフェスティバル2023に初めて参加し、団体のさらなる活動機会の拡大、保護活動の周知を図りました。イベントでは多くの来場者がいる中、パネル展示やチラシ等の配布での動物愛護の啓発活動、犬猫の譲渡会、バザーを行い、団体への寄附金を募る場の仲介としても、十分な効果が得られたものと考えております。また、当日は犬3匹、猫3匹の譲渡やトライアルが決まり、愛護団体の皆様もイベント参加に手応えを感じていただいたところです。一方、市動物愛護協議会としては、正しい動物の飼い方などの知識や情報の提供をすることを目的に、動物の保護活動を行っている著名人をお招きして講演会を開催し、啓発活動を実施しております。毎年多くの方に御来場いただいております。講演やトークショーを通じて、動物愛護の重要性を伝えることができているものと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。目標に対して本当にすばらしい成果が出ているんだなということで、大変うれしいというふうに思いました。ここに至るまでには、取手市動物愛護協議会の皆様や動物病院の先生方、そして市内で活動していただいているNPO法人ポチたま会の皆様の御協力があればこそというふうに推察しております。そしてどこの地域もそうなんですけれども、動物の殺処分をなくし、ペットと人が幸せに暮らす地域を実現するには活動を支える資金も必要でございます。つくばみらい市のあるお店では、店内に募金箱も設置してありました。取手市でもぜひ市内に展開していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） ただいまの齋藤議員の質問にお答えさせていただきます。動物愛護の活動資金については、動物愛護団体からも資金状況が厳しくなっていると伺っております。主な理由としましては、保護した動物の医療費・フード代とかの高騰の影響

が大きいということでございます。そのような中、愛護団体の会員様が、自ら御縁のあるお店のオーナーや市内の動物病院などに動物の募金箱を設置していただいて、活動資金を募っているということはお伺いしております。募金箱の公共施設や市内のお店設置という御提案でございますが、まず募金の使用用途ですとか、設置場所・管理方法、そういったものを含めて慎重に考える必要がありますので、近隣自治体の動物愛護協議団体の事例等を調査して、協議会に諮って、委員さんの御意見なんかを確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21番（齋藤久代君） ありがとうございます。ぜひいろいろ確認をしていただいて、協議会の皆様とも相談していただいた上で、募金箱の設置が広く広がるといいよねというふうに思っております。といいますのは、募金箱設置の意義とか目的を市内の店舗にお願いするだけでも、たとえ断られたとしても、取手市の取組を理解していただくという運動になるんじゃないかなというふうに思います。また設置していただければ、それを目にすることによって、市民に動物愛護の気持ちを広めることができるというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔21番 齋藤久代君資料を示す〕

○21番（齋藤久代君） それでは続いて、さらに取手市オリジナルエチケット袋の作成と配布について伺ってまいります。すみません、映像でも出していただきました、これが実物でございます。とても、紺地ですごくかわいいし、欲しくなるようなエチケット袋なんですが、これは実はつくばみらい市で配られたエチケット袋でございます。今年は500枚を作られて、ある公園の周辺地域を限定して配布されたというふうに伺いました。次年度はまた地域を違えて配布予定であるとも聞きました。犬のふん害については、取手市でも落合議員が提案しましたが、イエローチョーク運動を展開されており、効果が上がっております。もちろんこんな袋を使わなくても各自マナーを守って行動していらっしゃると思うんですけども、大変印象的なこのバックは、持ち歩いていただければ、取手市の動物愛護の気持ちを積極的に伝えることができると考えます。ペットの飼い主同士では会話が弾んで、マナー向上に一層つながると思います。またペットを飼っていない人も、マナーを守っている飼い主なんだなあということが、これを持っているだけで、言葉を交わさなくても好印象であるんじゃないかなというふうに思います。以上、もう本当にいろんな効果があると思いますので、地域に、ペットと人が幸せに暮らす温かい気持ちが広がると考えて提案させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 議員の御質問に答弁させていただきます。市独自のオリジナルのエチケット袋の作成という御提案だと思います。散歩時の犬のふんの始末については、飼い主のマナーの啓発が重要であると、私たちも考えております。近年多くの飼い主については、ふんを持ち帰るエチケット袋やティッシュペーパー、水入りのペットボトルなどをお散歩時に散歩バックを持参しているものの、一部の人は何も持たずに散歩している状況が見られます。散歩時の犬のふんは必ず持ち帰るということを引き続き啓

発する必要があると思います。市では、散歩時に犬のふんを放置していく飼い主に、ふんの放置は許さない、人の——他人の目があるといった地域の態度を認識させ、飼い主のモラル向上を図り、ふんの放置をなくすことを目的に、先ほど議員ご紹介いただいたように、イエローチョーク作戦を取り組んでおります。実際に取り組んだ方からも、効果があったという報告を受けております。その他、市内のイベントやチラシ等で——チラシの配布などを行いマナーの向上を呼びかけております。議員ご紹介のオリジナルエチケット袋の取組につきましては、散歩時にふんの片づけをしない人への啓発活動として、非常に有効な手段であると考えております。オリジナルエチケット袋を持っていることで、何も持たずに散歩する人にも、ふんの片づけをすることの重要性を知ってもらうことも同時に期待できます。市オリジナルエチケット袋の作成については、配布場所や配布方法などを含め他自治体の取組事例を参考に、齋藤議員の一般質問での最後の御提案ですので……

〔笑う者あり〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） （続）先ほどの募金箱と併せて、しっかりと市動物愛護協議会の中で調査研究・協議をして検討してまいりたいと思います。また、この一般質問でのトリとなる動物愛護について、御質問いただきありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 齋藤久代さん。

○21 番（齋藤久代君） 大変予想もしない温かいお言葉をいただきました。

〔笑う者あり〕

○21 番（齋藤久代君） ありがとうございます。本当に取手はアートの町でもありますし、いろいろなアイデアでこれ作れるんじゃないかなと思います。また子どもさんのアイデアとかもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ出来上がるのを楽しみにして、そうしたらエチケット袋が出来たら犬を飼おうかなと思います。ぜひ期待しております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは最後に一言ご挨拶もさせていただきたいと思いますが、中村市長。市長とは、市議会議員として同期として、一緒に当選してからのお付き合いでございます。ちょうど取手市と藤代町の合併協議会が行われている真っ最中でございましたね。2004年——平成16年の選挙でございました。そして2005年——平成17年の3月28日に合併による新取手市が誕生いたしまして、この議場に両議会の議員43名全員がそろった議会を知る議員ももう大分少なくなりまして、3列目の方々かなというふうに思っておりますけれども。そして、中村市長は県議会議員を経て市長となられ、これからますます手腕を発揮されることと思います。特に私が議長時代には、陰ひなたなく取手市や取手市議会のことを気にかけてくださっていたことを私は実感いたしました。取手の将来を担う使命を背負っていらっしゃると感じております。一応援団として支えてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。伊藤教育長。伊藤教育長とは運命的な出会いがありました。と言いますのは、市議会議員になりたての頃、県から教育長として出向されていたときでございました。栄養教諭の配置を提案、答弁くださったのが伊藤教育長でございました。茨城県が初めて栄養教諭を導入するタイミングで取手市にも栄養教諭が配置できたことは、取手市の児童生徒の皆さんへの大きな貢献であると感じております。また議場にいらっしゃる執行

部の皆様、控室にいらっしゃる職員の皆様にも感謝を申し上げます。20年前、右も左も本当に分からない新米議員が、議場や窓口で仕事をする姿をどう御覧になっていたことでしょうか。そして私も、皆様が行政マンとしてどんどん成長され、たくましくなられるのをずっと拝見しておりました。私が議員になった頃は副市長ではなくて、助役さんが実務部門を集約されておりました、市長を支える立場でありました。行政マンのトップの方ってこういう仕事をするんだなあというふう感じた、当時の内藤 榮助役の、もう本当に肝が座った、そして懐の深い温かな対応はいまだに忘れることができません。皆様には行政マンらしく、市長にも、そして議員にも大いに意見を言っていただき、さらに魅力的な取手市を築いていただきたいと期待しております。20年間の最後の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手する者あり〕

○議長（金澤克仁君） 以上で、齋藤久代さんの質問を終わります。

以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

ここで、国保年金課長、関口勝己君より発言を求められておりますので、この際これを許します。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） 貴重なお時間を頂戴し、誠に申し訳ございません。発言の訂正をお願い申し上げます。本日の本議会における遠山議員の一般質問での、国民健康保険税額の引下げに関する御質問に対する私の答弁の際、**平等割相当分について、3方式から2方式に変更になった際の状況を「実質引上げ」とお答えいたしました**が、**正しくは「実質引下げ」**でございます。大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきたくお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 議長は、ただいまの訂正を許可します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 5時10分散会